

都筑区防災計画



都 筑 区

令和5年5月

～はじめに～

東日本大震災（平成 23 年）、熊本地震（平成 28 年）、北海道胆振東部地震（平成 30 年） など、日本各地で大地震が発生しており、横浜においても、いつ発生するかわからない状況です。過去の震災で明らかなように、大規模地震の被害を完全に防ぐことは困難です。しかし、大規模地震発生時に何が起こるかを想定し、事前に備えることで、被害を少なくすることはできます。

都筑区では、都筑区防災計画を基に、災害による被害をできるだけ小さくするため、区民や事業者をはじめとする地域の皆様との連携を強化し、「自助」「共助」「公助」が一体となった「減災」の取組を進めてまいります。

このたび、都筑区防災計画を改訂することとしました。主な改訂点は、医療関係団体の皆様と見直しを進めてまいりました「災害医療体制」についてです。また、横浜市防災計画（震災対策編）にあわせて「南海トラフ地震臨時情報」への対応などについても修正もおこなっております。

最後に、日頃から地域防災の担い手として御協力いただいている区民の皆様をはじめ、改定作業を進めるに当たり、貴重な御意見をいただきました区内の防災関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 5 年 5 月

都筑区長 佐々田 賢一

都筑区防災計画目次

第1部	： 総則	1
第1章	都筑区防災計画の目的と目標	1
第2章	都筑区の概況	1
	第1節 自然的条件	1
	第2節 社会的条件	1
第3章	地震及び被害の想定	2
	第1節 想定地震	2
	第2節 被害想定	3
第4章	区、区民及び事業者の基本的責務	5
	第1節 行政の責務	5
	第2節 区民の責務	5
	第3節 事業者の責務	5
第2部	： 災害予防計画	6
第1章	防災力強化の取組	6
	第1節 防災情報通信基盤網の整備	6
	第2節 消防の体制	7
	第3節 防災備蓄計画	7
	第4節 水の確保	8
	1 応急給水	8
第2章	避難場所等の指定	10
	第1節 指定避難所・指定緊急避難場所	10
	第2節 広域避難場所	10
	第3節 その他の避難場所等	11
第3章	災害医療体制の整備	11
	第1節 災害医療における区役所の体制	11
	第2節 災害医療における活動体制	12
	第3節 医薬品等の備蓄及び供給体制	13
	第4節 災害時に備えた取組	14
第4章	防災体制の強化推進	15
	第1節 防災組織体制の種類	15
	第2節 初動体制の強化	15
	第3節 配備・動員計画の策定	16
	第4節 防災関係機関等との連携強化	17
第5章	緊急輸送路体制の整備	18
	第1節 広域的な緊急輸送の確保推進	18
	第2節 緊急輸送路の指定	18
	第3節 建設業協会との連携	18
第6章	災害に強い人づくり	19
	第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災	19
	第2節 防災意識の高揚	21
	第3節 日頃からの区民の備え	22
	第4節 区民の防災活動の促進	22
	第5節 防災訓練の実施	22
	第6節 ボランティアとの協力体制の確立	23
	第7節 車中泊避難の予防	24

第7章	災害に強い地域づくり	24
第1節	自主防災組織の強化	24
第2節	要援護者対策	27
第3節	社会福祉施設等における安全確保対策	28
第4節	学校施設における安全対策の推進	29
第5節	事業者の防災体制の確立	29

第3部 : 応急対策 30

第1章	応急対策の基本	30
第2章	災害対策本部等の設置	30
第1節	区本部等の設置	30
第2節	区本部の廃止・縮小	31
第3節	組織・運営	31
第3章	職員の配置・動員	33
第1節	職員配置計画	33
第2節	職員の動員	34
第4章	情報の収集・伝達	35
第1節	情報受伝達方針	35
第2節	情報受伝達体制	35
第3節	災害情報の収集、報告及び記録	35
第4節	災害時広報・報道	36
第5節	広聴・相談活動	36
第5章	消火及び救助・救急対策	37
第1節	応急活動体制の確立	37
第2節	警防活動の基本方針	37
第3節	応急活動	37
第4節	消防団活動	38
第5節	自主防災組織の消火・救助・救急活動	38
第6章	応急医療	38
第1節	発災時の指揮統制	38
第2節	発災後の段階に応じた医療・保健提供体制	40
第3節	搬送体制の確保	44
第4節	医薬品等の調達	45
第5節	医療情報の提供	45
第6節	こころのケア対策等	45
第7節	歯科医療体制	46
第8節	生活衛生	46
第7章	応援派遣等の対応	47
第8章	被災者等の避難対策	48
第1節	避難計画	48
第2節	被災者の避難・受入れ	48
第3節	要援護者の避難と援護対策	53
第4節	福祉避難所の開設及び運営	54
第9章	警備と交通対策	55
第1節	大地震が発生した場合の警備対策	55
第2節	大地震が発生した場合の交通対策	55
第10章	緊急輸送対策	56
第1節	輸送路の確保	56
第2節	輸送体制の確保	56

第 11 章	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	57
	第 1 節 行方不明者の捜索	57
	第 2 節 遺体の取扱い	57
第 12 章	物資等の供給	59
	第 1 節 応急給水	59
	第 2 節 物資の供給	59
	第 3 節 救援物資の受入れ・配分	60
第 13 章	災害廃棄物等の処理	60
	第 1 節 基本的な考え方	60
	第 2 節 トイレ・し尿対策	61
	第 3 節 家庭系ごみ対策	62
第 14 章	学校活動と保育	62
	第 1 節 発災時の対応	62
	第 2 節 学校教育の再開に向けた対応	63
	第 3 節 保育の早期再開	63
第 15 章	災害ボランティア活動	64
	第 1 節 専門的ボランティアの活動	64
	第 2 節 一般ボランティアの活動支援	65
第 16 章	公共施設等の応急・復旧対応	66
	第 1 節 公共施設における応急対応	66
	第 2 節 土木施設の応急対応	66
第 17 章	津波対策	67
第 18 章	ライフライン等の応急・復旧対策	68
	第 1 節 電気・ガス・電話施設の応急対策	68
	第 2 節 鉄道機関の応急対策	73
	第 3 節 バス輸送機関の応急対策	74
第 4 部	： 復旧・復興対策	75
第 1 章	市民生活の安定・復旧	75
	第 1 節 被災者の生活援護	75
	第 2 節 被災者の住宅確保、応急修理等	75
第 2 章	被害認定調査と罹災証明書	76
	第 1 節 被害認定調査と罹災証明書	76
	第 2 節 被災者台帳の整備及び被災者支援システムの活用	77
第 3 章	復興対策	77
第 5 部	： 帰宅困難者対策	78
第 1 章	帰宅困難者対策の推進	78
第 2 章	帰宅困難者事前対策	78
第 3 章	震災時の帰宅困難者対策	81
	第 1 節 市民の対応	81
	第 2 節 区本部の対応	81
	第 3 節 関係機関の対応	81
	第 4 節 一時滞在施設の開設	81
	第 5 節 徒歩帰宅者への支援	82

第6部	： 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	83
第1章	南海トラフ地震に関連する情報の発表	83
第2章	防災対応	83
第1節	南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象	83
第2節	異常な現象に伴う防災対応	83
第3節	区の活動体制	85
第4節	住民の防災対応等	86
第7部	： 資料編	87

第 1 部 : 総則

第 1 章 都筑区防災計画の目的と目標

本計画は、横浜市防災計画「震災対策編」の区別計画として、大規模な地震が発生した場合の区役所、区民及び防災関係機関のための基本的な計画です。

この計画は、人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域・社会の実現」を目標として、都筑区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、区民の生命、身体及び財産を地震による災害から守り、その被害をできるだけ軽減することを目的としています。

第 2 章 都筑区の概況

第 1 節 自然的条件

都筑区は横浜市の北西部に位置し、平成 6 年 11 月 6 日に、それまでの港北区、緑区の再編成によって誕生した区です。東に第三京浜道路、西に国道 246 号線が通り、南には鶴見川が流れ、北は川崎市との市境となっています。区内全域はローム層に覆われ、西は多摩丘陵、東は下末吉台に連続する起伏の多い丘陵性台地です。区の中央部に早渕川、南部に大熊川、青葉区・緑区との区界に沿って鶴見川が流れています。

区域の北部と中央部は港北ニュータウン地域で、豊かな自然と緑を残しつつ、都市と農業が調和した新しいまちづくりが進んでいます。区を中心とするタウンセンター地区は、商業、業務、サービスが集積し、総合公園や病院・警察署・郵便局が整備されています。

第 2 節 社会的条件

1 人口及び世帯

人口は 21 万人を超え、世帯数は約 9 万世帯で、横浜市の人口の約 6%を占めています。平均年齢が 18 区で最も若く、子育て世代が中心となっています。

昼夜間人口比率は 95.7%※2 ですが、昼間は約 1 / 3 の区民が区外へ通勤・通学しており、昼間の人口流入・流出ともに多い結果となっています。

※（注）数値は令和 5 年 1 月 1 日現在

※2 令和 2 年度国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日現在）

2 土地利用

土地利用は、市街化調整区域が 30.8%※1 となっています。港北ニュータウン地域には公園や緑道が整備され、南部には農業専用地区が広がっているため、豊かな自然と緑を残しており、緑被率 30.0%（市平均＝27.8%）※2 の数値も示すとおり、公園と緑の多い地域と言えます。

※1 数値は令和 4 年 3 月 31 日現在

※2 令和元年 3 月 31 日現在

3 道路・交通

道路は、東西に伸びる日吉元石川線、新横浜元石川線、緑産業道路などがあり、南北方向では中山北山田線、佐江戸北山田線、大熊東山田線が走っています。いずれも 2 車線以上の道幅があり、交通量の多い都筑区に対応した道路となっています。

また、区の東側には第三京浜道路、南側には横浜環状北線、第三京浜と東名高速道路を結ぶ横浜環状北西線があり、他都市及び横浜の中心部への導線となっています。

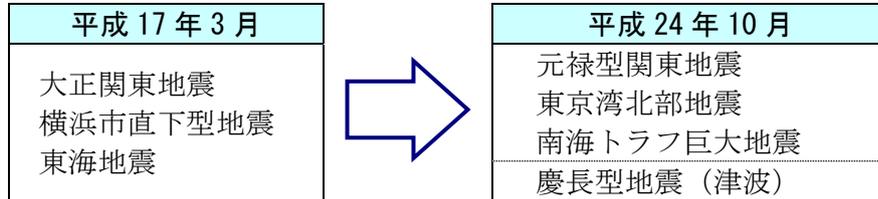
鉄道は、市営地下鉄 3 号線、4 号線が都筑区内を縦断しています。

第3章 地震及び被害の想定

第1節 想定地震

横浜市では、平成24年10月に地震被害想定の見直しを行いました。見直しの結果、都筑区では、「元禄型関東地震」が発生した場合に、最も大きな被害が想定されています。

想定地震の見直し



■ 元禄型関東地震

元禄型関東地震は、相模トラフ沿いを震源とするマグニチュード8.1の地震で、発生確率は低いものの、大正型関東地震よりも市内の震度が大きく、津波の影響も考えられる地震です。これまでは、相模トラフ沿いを震源とする地震は、1923年に甚大な被害をもたらした大正型関東地震の再来を想定していましたが、東日本大震災を経て、想定外の事態をなくそうという考えから、想定とする地震を元禄型関東地震としました。

都筑区では、震度5強～震度6強の揺れが想定されています。北部から中部は震度5強～震度6弱、南部の一部で震度6強の揺れが想定されています。

■ 東京湾北部地震

東京湾北部地震は、マグニチュード7.3の首都直下地震で、横浜市に大きな影響を与える地震の一つです。内閣府でもこの地震を首都直下地震大綱（平成22年1月）の基軸としており、横浜市を含め首都圏での影響が極めて大きい地震と考えられています。

都筑区では、ほとんどの地域で震度5強の揺れが想定されていますが、南部の一部で震度6弱、6強の揺れが想定されています。

■ 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は、東海地震を包括したマグニチュード9クラスの地震で、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成23年8月～）においても、東日本大震災を踏まえ、津波を伴い最大限の被害を及ぼす地震と想定されています。

都筑区では、震度5弱～震度5強の揺れが想定されています。

■ 慶長型地震（津波被害想定）

慶長型地震は、マグニチュード8.5の地震で、揺れの影響は大きくないものの、東京湾内への大きな津波の影響をもたらす想定地震です。

発生確率は極めて低いものの、横浜市に最大クラスの津波被害を引き起こす想定地震です。なお、都筑区には本想定においても、津波の被害は見込まれていません。

（各想定地震における震度や液状化などについては、第7部：資料編「資料01 各種ハザードマップ」参照）

第2節 被害想定

1 横浜市及び都筑区の被害状況一覧

【想定：平日冬の18時、北風・風速6m/秒】

	種別	被害項目	元禄型 関東地震	東京湾 北部地震	南海トラフ 巨大地震
横浜市※	建物	全半壊被害(棟)	148,388	33,855	21,801
	火災	焼失棟数(棟)	77,700	13,000	5
	人	死者(人)	3,260	460	79
		負傷者(重症者含む)(人)	21,700	4,800	347
		重症者(人)	2,940	431	3
	ライフ ライン	上水道の断水世帯数(世帯) ※想定は1日後	399,000	234,000	92,900
		下水道の機能支障世帯数(世帯) ※想定は1日後	72,900	34,300	19,900
		電力の停電世帯数(世帯) ※想定は1日後	266,000	62,500	91
		電話の不通世帯数(世帯) ※想定は1日後	54,100	13,100	13
		都市ガスの供給停止件数(件) ※想定は発生直後	1,160,000	242,000	0
	その他	避難者(人)※想定は1日後	577,000	234,000	100,000
		帰宅困難者(人) ※想定は平日正午	455,000		
都 筑 区	建物	全半壊被害(棟)	2,414	727	41
	火災	焼失棟数(棟)	53	24	0
	人	死者(人)	21	4	0
		負傷者(重症者含む)(人)	319	90	6
		重症者(人)	28	5	0
	ライフ ライン	上水道の断水世帯数(世帯) ※想定は1日後	7,070	6,299	2,089
		下水道の機能支障世帯数(世帯) ※想定は1日後	1,897	1,291	740
		電力の停電世帯数(世帯) ※想定は1日後	5,138	2,046	0
		電話の不通世帯数(世帯) ※想定は1日後	678	270	0
		都市ガスの供給停止件数(件) ※想定は発生直後	313	0	0
	その他	避難者(人)※想定は1日後	8,735	6,627	2,026
		帰宅困難者(人) ※想定は平日正午	33,714		

2 各区の帰宅困難者状況

【想定：平日正午】

行政区	推定滞存者数	帰宅困難者数			単位(人)
		通勤	通学	私用 (買い物他)	合計
鶴見区	182,317	24,918	1,985	3,572	30,475
神奈川区	175,071	24,847	10,072	2,712	37,631
西区	170,292	40,613	2,599	14,715	57,927
中区	207,023	47,840	4,934	7,592	60,366
南区	108,543	4,673	1,298	2,172	8,143
港南区	127,398	5,490	538	2,405	8,433
保土ヶ谷区	129,974	10,885	2,613	928	14,426
旭区	142,388	6,515	1,689	2,877	11,081
磯子区	102,246	11,403	633	2,039	14,075
金沢区	155,391	18,991	5,978	12,109	37,078
港北区	238,590	31,548	9,507	6,330	47,385
緑区	105,604	7,846	3,995	3,335	15,176
青葉区	176,246	10,836	5,172	11,429	27,437
都筑区	152,880	21,314	2,793	9,607	33,714
戸塚区	179,461	16,912	3,709	4,580	25,201
栄区	74,251	6,279	2,090	3,508	11,877
泉区	84,004	2,857	947	2,576	6,380
瀬谷区	74,130	4,640	1,042	2,032	7,714
合計	2,585,809	298,407	61,594	94,518	454,519

市内全体で約45万人の帰宅困難者が発生すると想定しています。都筑区では、約34,000人の人が帰宅困難となります。中でも通勤者が帰宅困難者となる割合が高くなっています。帰宅困難時には駅等に人が集まり、二次災害の発生が懸念されます。

第4章 区、区民及び事業者の基本的責務

第1節 行政の責務

区は、区民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を挙げて震災対策を講ずるとともに、区民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

また、区は、区民及び事業者の自発的な防災活動の促進を図るため、自助及び共助の理念を推進するための体制整備や、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行います。

第2節 区民の責務

区民一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止について配慮するとともに、最低3日分の食料・水やトイレパック、医薬品等の備蓄や非常持ち出し品の準備など、日頃から自主的に震災に備え、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災力を高め、県、市、又は区が実施する防災に関する施策に協力することが区民の責務です。

さらに、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努めることが必要です。

第3節 事業者の責務

事業者の基本的責務として、事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料・水やトイレパック等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならないが、また、県、市、又は区が実施する震災対策について積極的に協力するよう努めることが必要です。

そのため、事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。

また、帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、施設に待機できるよう、環境整備を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会の提供に努めることが必要です。

第2部：災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

市民の生命、身体を震災から守るためには、区及び防災関係機関は、防災対策の中核機関として一致協力し、速やかに的確な災害応急対策を実施することが重要です。

このため、行政の即応力を強化するとともに、防災情報通信基盤網の整備、消防力の強化、防災備蓄の充実など防災力強化の取り組みを推進します。

第1節 防災情報通信基盤網の整備

1 危機管理システム

危機管理システムは、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するための、災害情報・本部設置状況・被害情報・映像情報などの情報収集機能、迅速・的確な緊急対策の判断支援機能、市民の皆様への情報発信機能を備えたシステムです。

2 防災行政用無線

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、土木事務所・消防署等を結ぶMCA無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区内で通信を行う地区移動無線で構成し、各機器の稼働に必要な電源設備も備えています。

3 アマチュア無線及び災害時優先通信機能付き携帯電話

都筑区では、災害時の連絡手段を確保するため、区役所、各地域防災拠点にアマチュア無線機を、区役所及び各地域防災拠点に携帯電話を配備しています。

なお、アマチュア無線については、災害時速やかに運用できるよう、横浜市アマチュア無線非常通信協力会都筑支部と日頃から連携を図り、資機材の点検や訓練を実施します。

4 災害時安否情報システム

災害時安否情報システムは、大規模災害時などにおいて、地域防災拠点等に避難した人の安否情報（情報公開に同意した人のみ）をNTTレゾナント(株)の運営するJ-anpi（安否情報まとめて検索）のウェブサイトに掲載し、インターネットで市民等がその情報を確認するシステムです。

5 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、職員があらかじめ携帯電話等のメールアドレスを登録しておき、危機事案が発生した際に情報を受け取り、自身の安否情報及び動員見込み時間を職場に報告することで、各職場において職員の安否情報及び動員見込み時間を一覧表で効率的に確認するためのシステムです。

6 防災スピーカー

区役所及び地域防災拠点などを中心に区内で計11基設置している屋外スピーカーで、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の緊急情報や避難指示等の緊急情報を音声で区民に伝達します。

また、区内の浸水想定エリアを中心に屋外スピーカーを計13基設置し、緊急情報や避難指示等の緊急情報をサイレンや音声で伝達します。

（第7部：資料編 資料11「都筑区 防災スピーカー設置場所一覧」参照）

7 複数の手段を活用した情報受伝達体制

危機発生時には上記のほか、一般固定電話に優先して通信できる災害時優先電話、衛星携帯電話、省電力トランシーバーなど、あらゆる情報受伝達手段を活用します。

また、地域防災拠点における避難者の安否確認等に活用する手段として、特設公衆電話線を配備しています。

8 横浜市民防災情報（わいわい防災マップ）

横浜市民防災情報（わいわい防災マップ）は、発災時に予想される様々な危険性や、それらの危険を回避するための情報を事前に提供することで、市民の防災意識の向上を図るとともに、市民自らの減災行動を促すことを目的としています。

第2節 消防の体制

1 都筑消防署の体制

消防体制を確立するため、出場から5分以内で消防ポンプ自動車が発災現場に到着できるよう、区内には1消防署と4箇所の消防出張所が配置されています。また、大規模地震発生時における同時多発災害に対応するため、非常用消防車が増強整備されています。

2 都筑消防団の体制

地域防災力の強化を図るため、都筑消防団には活動拠点となる21箇所の消防団器具置場に、震災対策用資機材を配備するとともに、基本装備である可搬式小型動力ポンプを配備しています。

第3節 防災備蓄計画

1 備蓄庫の整備

震災直後における物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、区民の安全確保にかかわる食料、水、生活用品、資機材等の備蓄を進めます。

なお、発災後3日間は公的備蓄、家庭内備蓄等を合わせて対応します。

食料、水缶詰、防災資器材等は、地域防災拠点防災備蓄庫（27箇所）、区役所災害用備蓄庫、区役所分散保管場所（佐江戸消防出張所）及び方面別備蓄庫（センター北駅備蓄庫）に備蓄されています。それぞれの役割等は、次のとおりです。

区分	役割等	場所
地域防災拠点防災備蓄庫	1 地域住民の避難場所となる学校等に設置 2 防災資機材や避難生活用品、非常食等を備蓄	区内27箇所
区役所災害用備蓄庫	地域防災拠点への補給物資基地	都筑区役所地下倉庫
区役所分散保管場所	1 区役所の分散保管場所として、消防出張所に備蓄 2 地域防災拠点への補給物資基地	都筑消防署 佐江戸消防出張所
方面別備蓄庫	1 各区への補給物資の補充基地 2 市域を大きく分割し、方面別に設置	センター北駅備蓄庫

2 帰宅困難者への対策

(1) 備蓄物資

帰宅困難者への支援として、1人あたり1食分の食料と水缶詰(350ml)、アルミブランケット1枚及びトイレパック4回分を想定される人数に応じて備蓄します。

企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

(2) 備蓄場所

都筑区では、帰宅困難者一時滞在施設に受入人数に応じた数量を備蓄するとともに、食料やアルミブランケットなどを区役所にも備蓄します。

また、市内では、横浜アリーナ、パシフィコ横浜、関内駅、戸塚駅周辺の帰宅困難者用備蓄倉庫などにも備蓄しています。

(第7部：資料編 資料03「都筑区帰宅困難者一時滞在施設一覧」参照)

第4節 水の確保

1 応急給水

(1) 配水池

浄水場でつくられた飲料水を各ご家庭に配水する施設です。市内22か所にあり、市民が1週間必要とする量に相当する約19万m³の飲料水を確保できます。

災害時には、水道局職員が仮設の蛇口を設置し、市民の皆さまへの給水を行います。

また、給水車※に水を補給する場所としても活用します。

※給水車は配水池で水を入れた後、災害医療拠点病院等において優先的に給水を行います。



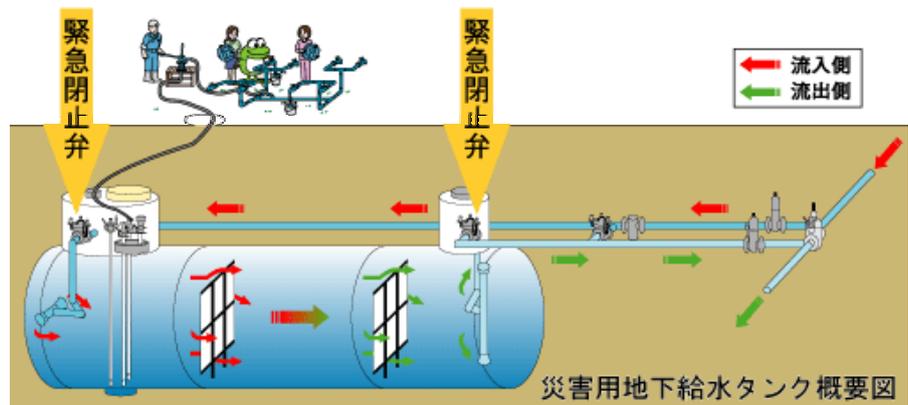
配水池概要図

都筑区内の配水池
牛久保配水池
港北配水池

(2) 災害用地下給水タンク

災害用地下給水タンクは、通常配水管の一部として機能していますが、地震災害時に配水管の水圧が下がると自動的に緊急閉止弁が閉まり、タンク内に飲料水を確保するものです。原則として区民の共助により応急給水装置を設置しますが、状況に応じて、横浜市管工事協同組合が開設の補助を行います。

設置場所
都田中学校
中川西中学校
牛久保小学校
勝田小学校
茅ヶ崎小学校
つづきの丘小学校
山田小学校



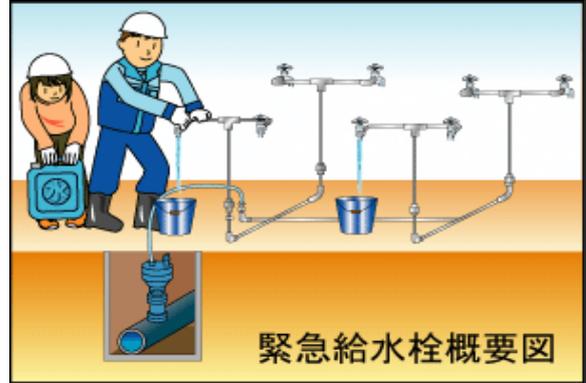
災害用地下給水タンク概要図

(3) 緊急給水栓

緊急給水栓は、地震に強い水道管に仮設の蛇口を取り付けて給水する施設です。主に地域防災拠点の市立学校、区役所、公園等に設置しています。

水道局職員は、発災後概ね4日目以降に断水状況を踏まえて、順次、仮設の蛇口を設置していきます。

設置場所	
都田小学校	牛久保公園
荏田東第一小学校	烏山公園
中川中学校	山田富士公園
茅ヶ崎中学校	鴨池公園
川和中学校	都筑中央公園
荏田南中学校	滝ヶ谷公園
大原みねみち公園	都筑区総合庁舎



(4) 耐震給水栓

耐震給水栓は、配水管から屋外水飲み場までを耐震化するもので、災害用地下給水タンク等の応急給水施設が設置されていない地域防災拠点を対象に整備を行っています。区民は発災後、特別な作業をすることなく、普段と同様に屋外水飲み場（耐震給水栓）から飲料水を確保することができます。

設置場所
荏田南小学校
茅ヶ崎台小学校
北山田小学校
荏田小学校



(5) 水缶詰の備蓄

地域防災拠点、区役所及び帰宅困難者一時滞在施設に、水缶詰（350ml）を備蓄します。

場 所	保管数
地域防災拠点	2,000 缶
区役所	10,000 缶
帰宅困難者一時滞在施設	受入想定者 1 人あたり 1 缶

2 災害応急用井戸の指定、活用

井戸の所有者の協力により、震災時に地域住民が活用する井戸については、区役所生活衛生課が簡易な水質検査を行い、洗浄水などの生活用水（飲用はしない）として利用が可能な井戸を災害応急用井戸に指定し、「災害用井戸協力の家」プレートを掲げていただいています。

（第7部：資料編 資料04「都筑区災害応急用井戸一覧」参照）



第2章 避難場所等の指定

災害時における避難場所等について、災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所（災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所）と指定避難所（被災者が一定期間滞在して避難生活をするため避難所）と区別して指定します。

第1節 指定避難所・指定緊急避難場所

1 指定避難所（災害対策基本法第49条の7）

本市では、身近な小中学校等を地域防災拠点に指定していることを踏まえ、地域防災拠点である学校を指定避難所に指定します。

(1) 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、一定期間生活する震災時避難場所として、区民に身近な27箇所の小中学校を指定しています。また、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えています。

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区割りしていますが、実際に災害が発生したときには、指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることになります。

（第7部：資料編 資料05「都筑区地域防災拠点一覧」 参照）

(2) 情報受伝達手段

被害情報や避難状況などの拠点の情報や避難生活を支援する情報など、様々な情報を迅速、確実に受伝達する手段として、デジタル移動無線機を各地域防災拠点に配置します。

また、災害情報等の入手手段を確保するため、緊急地震速報対応ラジオや災害時用公衆電話線（特設公衆電話）を配備しています。

都筑区では、更にアマチュア無線機及び携帯電話を各地域防災拠点に配置し、情報受伝達体制を強化しています。

(3) 防災備蓄庫

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

（第7部：資料編 資料02「都筑区災害備蓄物資一覧」 参照）

2 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）

指定緊急避難場所は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類※毎に、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、市町村長が必要に応じて指定します。

本市では、東日本大震災の教訓等を踏まえ、指定避難所である地域防災拠点の避難場所機能（立ち退き避難する場所としての可否）を明確にすることを目的とし、地域防災拠点に指定している学校を指定緊急避難場所に指定することとしています。

異常な現象種類(災害対策基本法施行令第20条の4)

① 水 ②崖崩れ ③高潮 ④地震 ⑤津波 ⑥大規模な火災 ⑦内水※ ⑧火山※

※本市は、⑦及び⑧に起因する立ち退き避難を想定していないため、指定は行いません。

第2節 広域避難場所

地震による延焼火災の輻射（ふくしゃ）熱や煙から市民の生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、大規模公園や団地などの空地を指定しています。

広域避難場所での避難時間は、長くても数時間程度と想定しています。広域避難場所には、食料や飲料水などの備蓄はしていません。避難生活を必要とする場合は地域防災拠点に避難することになります。（第7部：資料編 資料07「都筑区広域避難場所一覧」参照）

第3節 その他の避難場所等

1 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。

福祉避難所を確保するため、都筑区と社会福祉施設等があらかじめ協定を締結するとともに、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄します。

(第7部：資料編 資料06「都筑区福祉避難所一覧」 参照)

2 帰宅困難者の一時滞在施設

地震により多くの帰宅困難者の発生が予測される主要駅周辺等を中心に、民間施設や商業施設を一時滞在施設に指定します。

(第7部：資料編 資料03「都筑区帰宅困難者一時滞在施設一覧」 参照)

3 補充的な避難所

区長は、地震により多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難所が発生した場合に備え、公共施設や民間施設を地域防災拠点の補充的な避難所として使用できるよう、あらかじめ施設管理者と調整します。

第3章 災害医療体制の整備

都筑区では、「地域医療・保健体制に関する都筑区危機管理対策協議会」を平成21年度に設置し、関係機関と各種災害対応訓練を実施しています。また、平成24年度には「災害時医療救護体制整備事業調査業務」を実施し、ヘリコプター場外離着陸場適応候補地を選定するなど、災害時等の医療体制について対策の強化に取り組んできました。

こうした取組を引き続き強化していくとともに、区災害対策本部（以下「区本部」という。）の医療調整班（以下「区医療調整班」という。）は、市災害対策本部（以下「市本部」という。）の応急対策部に設置する医療調整チーム（以下「市医療調整チーム」という。）と連携しながら、災害医療にあたります。

第1節 災害医療における区役所の体制

1 区医療調整班の統括

区本部の副本部長である福祉保健センター長は、区医療調整班を統括します。

2 区医療調整班の役割

区医療調整班は、区医師会等と連携し、医療機関情報及び負傷者発生情報等の情報収集を行うとともに、市医療調整チームと緊密に連携して、区内の災害医療活動を総合的に把握し調整します。

3 区医療調整班の権限

区医療調整班は、迅速に意思決定できるよう、医療調整及び保健活動に関する権限を有し、医療調整業務等について市医療調整チームに、直接、相談及び要望等を行うことができます。また、医療調整業務等について市医療調整チームから直接指示を受けることがあります。

ただし、それらの事項は、速やかに区本部庶務班に報告することとします。

4 区災害医療アドバイザー

区医師会の協力を得て、区災害医療アドバイザー（医師）を設置します。

区医療調整班は必要に応じて、区災害医療アドバイザーから助言や調整等の支援を受けるものとします。

5 区災害医療連絡会議

平平時から区内の医療関係団体、災害拠点病院、その他関係機関が参画する区災害医療連絡会議を設置し、災害医療に関する意見交換や情報共有等を行います。

6 保健活動グループ

区役所各課に配属されている保健師等は、配属先の災害対応業務とは別に区医療調整班に集約し、保健活動グループとして被災者に対する保健活動を行います。

ただし、発災直後からおよそ3日後までの超急性期など緊急を要する場合には、保健活動グループの保健師は必要に応じ、医療救護隊の看護職として医療・救護活動に従事します。

なお、保健活動グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

第2節 災害医療における活動体制

1 医療提供体制

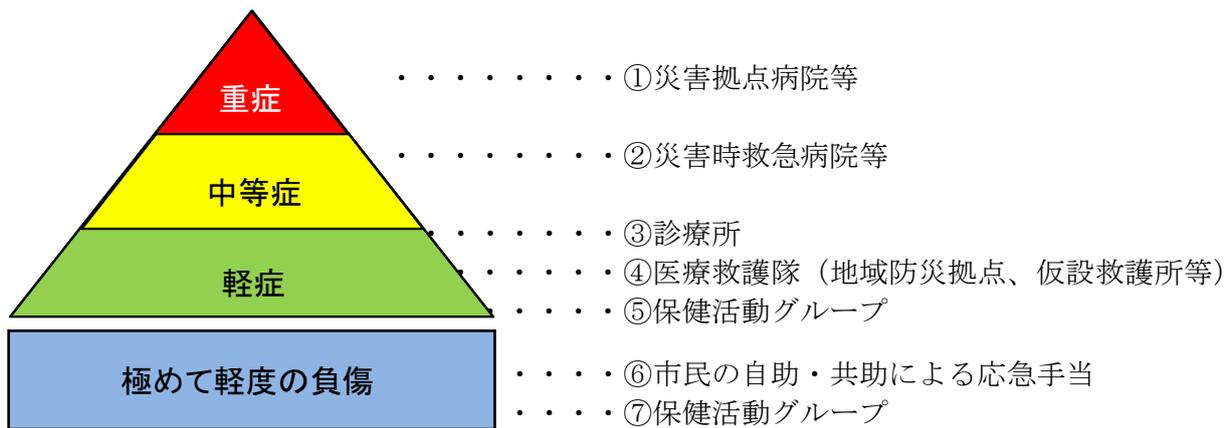
負傷者の緊急度や重症度に応じた医療体制とし、特に災害拠点病院が重傷者に優先的に対応できるよう、被災を免れた医療機関は速やかに受入体制を整えます。重傷者以外の負傷者についてはその程度に応じて、災害時救急病院、診療所、医療救護隊や市民による自助・共助等により分担して応急医療を実施します。

発災時に診療可能な診療所は、「診療中」の黄色いのぼり旗を掲げ患者を受け入れます。

【重症度別医療提供主体及び医療活動の内容】

重症度等	主な医療提供主体	主な医療活動の内容
重症 (生命の危険の可能性があるもの又は生命の危険が切迫しているもの)	1 災害拠点病院 2 災害拠点病院以外で災害時に負傷者等を受け入れる病院(以下「災害時救急病院」という。)のうち、重症の負傷者等の受け入れが可能な病院	入院による診療等
中等症 (生命の危険はないが入院を要するもの)	1 災害時救急病院	入院による診療等
軽症 (生命の危険がなく、入院を要しないもの)	1 診療所 2 医療救護隊(仮設救護所、地域防災拠点等) ※ 市外からの医療救護隊も到着次第、診療に加わります。 3 保健活動グループ	1 主に軽症者に対する応急医療 2 保健師等による健康管理指導等
医師の診療を必要としない極めて軽度の負傷	1 市民による「自助」、「共助」 2 保健活動グループ	1 市販消毒液による傷口の消毒、包帯等による応急手当 2 保健師等による巡回健康相談等

重症度等に応じた応急医療等の提供主体イメージ



2 医療救護隊の編成等

(1) 医療救護隊の編成基準

震度6弱以上の地震が観測されたときは、区医師会、区薬剤師会等の協力を得て、速やかに医療救護隊を編成します。

また、震度6弱未満であっても、負傷者等が多数発生しているなど医療救護隊の編成が必要と認める場合は、市医療調整チームが、横浜市医師会、横浜市薬剤師会等の医療関係団体に要請します。

(2) 医療救護隊の構成

医療救護隊は以下の基準に基づき1隊5人程度を基本としますが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に構成します。

医師	看護職 (※1)	薬剤師	業務調整員 (※2)
1～2人	1～2人	1人	1人

※1 本計画における看護職とは保健師、助産師、看護師及び准看護師を指します。

※2 業務調整員は、職員をもって充てます。

(3) 医療救護隊の参集場所

被災状況や医療関連情報を共有し、効率的な救護活動を展開するため、医療救護隊は区役所に開設される仮設救護所に参集することを基本とします。

(4) 医療救護隊の活動

医療救護隊の活動場所は、区医療調整班が負傷者の発生状況や医療救護隊等に応じて指定します。医療救護隊は、仮設救護所や地域防災拠点等の避難所で、主に軽症者に対する応急医療を行います。

なお、地域防災拠点での活動は学校保健室を活用します。また、こころのケアチーム、歯科診療チーム、保健活動グループ等との連携についても配慮します。

第3節 医薬品等の備蓄及び供給体制

1 医薬品等の備蓄

(1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備します。

(2) 薬局、休日急患診療所及び区役所に医療救護隊用の医薬品等を備蓄します。

(3) 医療救護隊が使用する医薬品は、薬局、休日急患診療所及び区役所に備蓄した医薬品等を使用します。なお、薬局に備蓄した医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

【備蓄する医薬品等の種類】

項目	医薬品等の種類		備考
薬局、休日急患診療所及び区役所	医薬品	消毒剤、止血剤、鎮痛剤、抗生物質製剤、局所麻酔剤、輸液製剤、血管拡張剤、解熱鎮痛消炎剤、総合感冒剤、慢性疾患薬、昇圧剤等	1 備蓄医薬品等に不足が生じる場合は、区医療調整班や市医療調整チームとの連携により必要量を確保します。 2 各備蓄場所に備蓄する医薬品等の種類については、別に定めます。
	医療器具	注射器、輸液用具、縫合止血用具、固定副子、挿管セット、吸引セット、人工呼吸用バッグ等	
	衛生材料	ガーゼ、包帯、絆創膏等	

2 医薬品等の供給

備蓄医薬品等が不足する場合は、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社との協定に基づき、市医療調整チームが各区の指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請します。

第4節 災害時に備えた取組

発災時に迅速かつ確実に、応急医療活動を行うために、平常時より行うべき取組は次のとおりです。

区分	取組事項
区役所	<ol style="list-style-type: none"> 1 区災害医療連絡会議の開催 2 災害対応訓練の実施 3 区内医療機関の定期把握及び重症度に応じた搬送先医療機関の整理 4 医療救護隊看護職の新規募集及び登録者への定期確認 5 区医療救護体制及び保健活動に関するマニュアルの整備及び定期更新 6 災害医療体制の周知に関する区民広報の実施 7 区役所に備蓄する医薬品等の管理 8 災害時保健活動に必要な情報の整備、関係機関との連携調整 9 こころのケア等に関する職員教育、市民啓発等 10 情報受伝達機器の点検及び情報受伝達訓練の実施 11 その他区内の災害医療体制に関する総合調
地域防災拠点	医療救護隊の診療場所としての学校保健室の提供や、感染症発生に備えた隔離室の配慮、情報受伝達機器の点検及び情報受伝達訓練の実施など

第4章 防災体制の強化推進

防災体制を強化推進するにあたって重要な初動体制の強化、組織体制などについて定めています。

第1節 防災組織体制の種類

区では、次の防災組織体制により災害応急対策を実施します。

1 区災害対策本部

次の場合に設置し、区域における総合的な災害応急対策又は地震防災対策の推進を図ります。

- (1) 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したとき。
- (3) 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

2 区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）

- (1) 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき、関係局及び浸水が予測されている沿岸6区及び関係2区において設置します（都筑区は対象外）。

3 区警戒体制

市域において震度4又は震度5弱の地震（気象庁発表）が発生したとき、関係局及び全区において警戒体制をとります。

第2節 初動体制の強化

1 夜間・休日等の緊急体制

夜間・休日等における危機発生時の初動体制を迅速に確保するため、都筑区では区運営責任職で編成する輪番制の班体制により、情報の收受や指令伝達等の応急対策を実施します。

2 区役所と消防署の連携

夜間・休日に大規模な災害等により被害が発生した場合、区本部の体制が整うまでの間は、消防地区本部が区本部に代わって実施できる事項は次のとおりです。

- (1) 初期情報の提供
消防地区本部から区本部庶務班長に発災初期の情報を連絡します。
- (2) 情報の収集・集約
消防隊等からの情報のほか、市民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所地区隊等）から収集した情報は消防地区本部で取りまとめます。
- (3) 市民への情報提供
広報隊等により緊急情報（迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を市民に提供します。

3 震災時における教職員の初動対応

横浜市学校防災計画（横浜市教育委員会）では、地震配備体制が発令されたときは直ちに参集し、学校長・副校長が参集するまでの間、区災害対策本部や教育委員会事務局、地域防災拠点運営委員会等との連絡調整を行うため、教職員の中から学校へ早く到着する順に3名を予め連絡調整者として指名しており、地震発生直後の初動対応を行うこととなっています。

4 早期の体制確立のための区本部長の代理者の事前指定

区長が不在又は欠けた場合に、区災害対策本部長の権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を所属動員される部長・課長相当職の中から指定します。

(第7部：資料編 資料08「都筑区本部長代理順位」参照)

5 区災害対策本部の代替施設の前指定

区庁舎が地震の揺れによる被害で使用が不可能になった場合を想定し、事前に代替施設を指定しています。

項目	内容・条件等	対象施設
災害対策本部 支援施設	区庁舎の使用が不可能になった場合の代替施設	仲町台地区センター
		北山田地区センター

第3節 配備・動員計画の策定

1 職員の動員

職員は、次の場合は「全員配備」となるため、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に直ちに動員しなければなりません。

- (1) 市域に震度5強以上の地震が発生した場合(気象庁発表)
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合(気象庁発表)
- (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。

2 配備・動員計画の策定

区長は、配備・動員計画を作成し、職員への周知徹底を図ります。

(1) 動員対象者

本市に所属する職員(横浜市以外の関係機関・団体等への出向・派遣職員を除く。)を動員対象者とします。ただし、次の場合については、動員対象としません。

項目	範囲
配備・動員の対象としない職員	1 長期にわたる病気や怪我などの身体的な理由により、災害応急対策を実施することが困難であると所属の区局長が認めた場合 2 妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、災害応急対策に従事することが困難であると所属の区局長が認めた場合 3 その他、所属の区局長が認めた場合

(2) 動員区分及び動員先

市域に震度5強以上の地震が発生した場合の動員先は、次の表のとおり、あらかじめ定められた動員先に参集することとします。

【区職員】

動員区分	動員先	
	勤務時間内	勤務時間外
所属動員	所属する職場 区長は、発災初期の災害対応を実施するため必要な職員をあらかじめ指定します。	・所属する職場 ・指定された地域防災拠点

【局職員】

動員区分		動員先	
		勤務時間内	勤務時間外
所属動員	<ul style="list-style-type: none"> ・所属する職場に動員するものであり、局長は、発災初期の災害対応を実施するため必要な職員をあらかじめ指定します。 ・各地域防災拠点に指定されている学校の連絡調整者のうち2名の教職員は拠点運営に従事します。 	所属する職場	
所属局内動員	環境創造局又は資源循環局の職員のうち、所属する職場又は各区の事務所等に動員するものであり、環境創造局長及び資源循環局長は、当該事務所等において発災初期の災害対応を実施するため必要な職員をあらかじめ指定します。	所属する職場	環境創造局及び資源循環局の各区事務所等
所属外動員	区本部動員	指定された区災害対策本部	
	拠点動員	指定された地域防災拠点の当該区災害対策本部	指定された地域防災拠点
	市本部動員	市災害対策本部（本部運営チーム）	

3 動員者の任務分担の周知徹底

区本部長は、震災発生時の即応力・実践力の向上を図るため、あらかじめ各班の業務に対応した班マニュアルを作成し、動員対象職員に対して、周知徹底を図ります。

第4節 防災関係機関等との連携強化

1 防災関係機関相互の連携強化

日頃から消防、警察及び交通、通信、ライフライン事業者等と、災害対策等について情報交換を行うとともに、合同訓練などを通じて連携強化を図ります。

2 防災関係機関等との協定の締結

(1) 協定等の締結の促進

区長は、震災時における市民の安全と市民生活の安定を確保するため、所管する業務に関して必要な協定等の締結を推進します。

(2) 協定等の実践力、即応力の向上

都筑区は、所管する協定について、震災発生時に円滑に機能させるため、協定締結先との連携強化を図り、実践力、即応力の向上を図ります。

(3) 都筑区災害対策連絡協議会の開催

区長は、区防災対策連絡協議会を開催し、関係機関と連携を図り、区内の災害予防及び災害応急対策を推進します。

(4) 発災時の協定締結先との連絡

発災時の協定締結先への連絡は、原則として、協定等を所管する区災害対策本部が行うものとしますが、状況により、市災害対策本部運営チームから行うこともできるものとします。

第5章 緊急輸送路体制の整備

震災が発生した場合、人員や物資等の輸送は、災害応急対策の基幹となるもので、輸送路と輸送手段が同時に確保されて、初めて効率的で円滑な緊急輸送が可能となります。

第1節 広域的な緊急輸送の確保推進

震災発生時には、さまざまな道路交通の混乱が予想されますが、救命救急活動及び消火活動、緊急物資等の運搬などを効率的に、また、円滑に進めるためには、道路の通行機能を確保することが極めて重要となります。

1 交通規制計画（緊急交通路の指定等）

神奈川県警察は、災害応急対策等のために緊急交通路として確保する必要性の高い道路をあらかじめ指定して交通を規制する「路線規制」と、一定以上の震度を観測した区域と被害が甚大で交通規制が必要であると認められる区域及び津波浸水区域を面で規制する「面規制」の二つの柱で構成された大規模災害等発生時の交通規制計画を策定しています。

(1) 想定地震に基づく交通規制計画（路線規制）

神奈川県地域防災計画において想定されている地震について、被災地域ごとの4つに類型化した上で、被災地域方向に通じる高速道路、自動車専用道路等を公安委員会の意思決定により、あらかじめ緊急交通路として指定しています。

また、必要に応じて神奈川県警察交通部長が必要と認めた路線を、緊急交通路として指定します。

(2) 震度等に基づく交通規制計画（面規制）

あらかじめ、公安委員会の意思決定により、気象庁から行政区域ごとに発表される震度が一定の値を超えた区域について、同区域から区域外へ流出させ、同区域内へ進行しようとする、又は、区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する交通規制を定めています。

2 緊急交通路の啓発

警察と連携し、「緊急交通路（なまずの絵柄）」として標示した規制予告標識を平成14年から設置しています。設置路線としては本市の骨格道路である環状2号線、横浜上麻生線、横浜生田線、横浜鎌倉線に26箇所設置しました。

第2節 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う車両（以下「緊急車両」という。）が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

（第7部：資料編 資料09「都筑区緊急巡回・点検路線図」 参照）

第3節 建設業協会との連携

「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」、「大規模地震時における道路啓開及び応急対策の支援活動に関する協定」等に基づき、緊急通行に向けた災害応急対策を円滑に行うため、具体的な内容について、一般社団法人横浜建設業協会都筑区会と定期的に連絡・確認を行います。

第6章 災害に強い人づくり

震災による被害を軽減するためには、一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持って、地震に関する正しい知識を持ち、地震時に落ち着いて行動できる力を身につけることが重要です。

このため、区職員及び区民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練等の反復・継続することによる「災害に強い人づくり」を推進します。

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。

1 「自助」「共助」「公助」の定義

- ・「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。
- ・「公助」とは、市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割と取組

「自助」「共助」「公助」は、互いに連携することが大きな減災につながります。

そのため、状況に応じて変化する各主体の役割を明らかにするとともに、各主体が連携することは、減災を推進する上で重要となります。「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは、次の表のとおりです。

時間軸による「自助」「共助」「公助」の主な役割や取組

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）
自助	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅の被災生活 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の補修、建て替え 疎開
	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険箇所・避難所等の確認 いっとき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り ・防災訓練の実施 ・町の防災組織による住民への普及啓発 ⇒地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食料・物資の協定（事業所と地域間等） 災害教訓の伝承 町の防災組織による活動計画の作成 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食料・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 在宅被災者に対する個別的な支援活動 町の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食料・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の被災生活の支援 在宅被災者に対する個別的な支援活動 コミュニティの充実
公助	<p>ハードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤、護岸の整備、海抜標示 防災スピーカーの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 <p>制度・仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 津波からの避難に関するガイドラインの策定 津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童生徒の留め置き計画 <p>知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上 災害教訓の伝承の取組への支援 地区防災計画の作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市・区災害対策本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 応急危険度判定・被災宅危険度判定の実施 被災者の住宅確保・応急修理 避難所の支援 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） 応急医療の実施 <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院その他医療機関での負傷者受け入れ 医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療等 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者対策滞在施設への避難誘導 学校児童生徒の留め置き 臨時休校措置 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> 生活相談、職業のあっせん 各種支援金、見舞金の給付 被害認定調査の実施、罹災証明書の交付 公共料金の減免・融資等 被災者の心と身体への健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 <ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部の設置 震災復興の基本的方向策定 震災復興基本計画策定 震災復興基本計画実施編の策定 震災復興基本計画の進行管理 地域経済の復興支援

太枠：人命にかかわる対応

第2節 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災教育

区民の生命、身体及び財産を災害から守るという最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、適切な判断力及び行動力を身につけます。

2 区民等への防災意識、減災行動の普及

区及び消防署等の防災関係機関は、次に掲げる普及方法により、区民・地域・事業者等に対する防災知識の普及や防災意識の高揚を図ります。

また、減災に向けた「自助」、「共助」の大切さを、世代を超えて市民の共通認識としてもらうために策定された「よこはま地震防災市民憲章^{*}」についても活用し、多様な媒体や機会を通じて普及啓発を行っていきます。

項目	普及方法	普及事項
区民への 防災知識 の普及	1 自治会・町内会等の集会における支援	防災知識の普及は、次の事項を基本とする。 1 地震及び津波に関する知識 2 防災機関の震災対策 3 地震に対する日頃からの備え 4 地震時における市民の心得(地震時の措置三原則：①その場にあった身の安全 ②すばやく火の始末 ③となり近所の助け合い) 5 地域防災拠点、広域避難場所の周知 6 道路交通規制及びドライバーの心得 7 救出・応急救護の方法 8 南海トラフ地震に関する知識 9 女性・子ども・高齢者・障害者のニーズに配慮した避難場所運営、女性・子どもを狙った犯罪防止等 10 災害時のごみ排出方法等 11 その他必要な事項
	2 自治会・町内会の自主的防災活動及び地域防災拠点運営委員会に対する支援・助言	
	3 地震マップ、液状化マップの公表	
	4 防災パンフレット等広報用資料の作成	
	5 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等各種広報媒体の活用	
	6 広報よこはま及び市民広報(ポスター)の活用	
	7 パネル展示、講演会、防災フェア等	
	8 各種訓練・研修での啓発	
	9 横浜市民防災センターでの啓発	

※第7部：資料編 資料10「よこはま地震防災市民憲章」参照

3 横浜防災ライセンス

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を行い、修了者に対して「横浜防災ライセンス証」を交付し、資機材取扱リーダーを養成します。資機材取扱リーダーは、地域防災拠点での防災活動に参画し、地域防災力の向上を図ります。

【ライセンスの種類及び取り扱う防災資機材】

ライセンス	取り扱う防災資機材
① 生活資機材取扱リーダー	移動式炊飯器・応急給水栓・組立式仮設トイレ
② 救助資機材取扱リーダー	エンジンカッター・レスキュージャッキ・発電機・投光機
③ 資機材取扱指導員 (①、②の指導者)	生活資機材及び救助資機材

4 学校防災教育の推進

防災教育の指針に基づいた指導資料、本市ホームページ等を活用し、防災に対する知識を深めるとともに、各教科、「特別の教科、道徳」、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教

育との関連を図りながら、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方、清掃などの身近なボランティア活動等について、教育計画に基づき児童生徒の発達段階に応じた体系的・継続的な学校防災教育を推進します。

さらに、学校とPTAの協力による訓練等の実施や、学校、区役所、地域の合同による総合的な訓練を実施することで、学校防災教育の成果を体得させるとともに、地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。

また、防災教育の担い手となる教職員に対しては、研修を充実し、防災教育に関する指導力や防災対応能力、救護処置能力を高めます。

5 家庭防災員

防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につけ、地域における防災の担い手となる「家庭防災員」の養成を行います。

第3節 日頃からの区民の備え

区民が、日頃から備えるべき項目は、次のとおりです。

- 1 日頃から出火防止措置の推進に努める。
- 2 消火器などの消火用具を準備しておく。
- 3 建物の耐震化や不燃化に努める。
- 4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じる。
- 5 危険なブロック塀などの改善に努める。
- 6 感震ブレーカー等を設置し出火防止に努める。
- 7 最低3日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等を備蓄するとともに非常持出品を準備しておく。
- 8 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合っておく。
- 9 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備しておく。
- 10 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力を高める。
(第7部：資料編 資料11「家庭内での地震に備えた事前対策」参照)

第4節 区民の防災活動の促進

1 住宅用火災警報器等及び消火器の設置

火災の早期発見に効果的な住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置と維持管理の徹底を推進します。また、初期消火による火災の拡大防止を図るため、家庭での消火器の設置を推進します。

2 消火活動等の共助体制の強化

火災による被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火が重要です。火災の状況によっては、大きな声で隣近所に声をかけ、協力して消火活動にあたる必要があります。また、倒壊した家屋からの被災者の救出なども地域の助け合いが大きな力を発揮します。区民の一人ひとりが「自らの身は、自らで守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識をもち、地域の助け合いを基本とした共助体制の強化に努めます。

第5節 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

- (1) 「防災の日(9月1日)」及び「防災週間(8月30日～9月5日)」を中心とした訓練
この訓練では、情報受伝達訓練、避難訓練、救出救護訓練、火災防ぎょ訓練、道路啓開訓練、ライフライン復旧訓練、広域応援訓練等を実践的に実施します。また、訓練を通して防災計画の効率的運用と検証を行うとともに、町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、事業所防災組織等の育成と自主防災活動の技術の向上を図ります。

- (2) 「防災とボランティアの日（1月17日）」及び「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」を中心とした訓練
 防災関係機関、事業所、区民、防災ボランティア団体等が連携して訓練を実施し、協力体制の強化を図ります。

2 区職員に対する訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、すべての職員を対象として、災害時の役割を認識するための実践的な訓練を繰り返し実施します。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する訓練に、拠点動員者が参加し、地域防災拠点の開設・運営支援について理解するとともに、地域との連携強化や実践力の向上に努めます。

第6節 ボランティアとの協力体制の確立

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、医師、歯科医師、看護師などそれぞれ専門的な知識、技能や特定の資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難場所支援、清掃、物資の仕分けなど特別な資格や技術、知識を必要としない「一般ボランティア」に区分されます。それぞれの活動分野は、おおむね次のとおりです。

項目	専門的ボランティア	一般ボランティア
ボランティアの活動分野	1 応急医療・保健・福祉・衛生等に関する業務（高齢者・障害者の看護、こころのケア、口腔ケア含む） 2 手話、要約筆記、通訳 3 理容師・美容師 4 獣医師等（ペットの保護・収容・移送等） 5 児童福祉施設等の支援 6 アマチュア無線技士等 7 外国語支援（通訳・翻訳） 8 その他専門的知識・技能を要する活動等	1 避難場所支援 2 清掃（泥出し・片付け・美化活動） 3 物資支援 4 食事支援（炊き出し等） 5 傾聴活動 6 災害ボランティアセンター運営支援 7 その他の支援

2 都筑区災害ボランティアセンター

区長は、震災発生時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、あらかじめ都筑区民活動センターを災害ボランティアセンターの活動拠点として指定します。

ボランティアの受入や被災者からのニーズ等との調整については、区社会福祉協議会と区災害ボランティアネットワーク等が実施するため、平常時から区社会福祉協議会等と協力し、研修会やシミュレーション訓練を実施するなど関係者間の顔のみえる関係づくりを推進します。

項目	活動拠点
都筑区災害ボランティアセンター	都筑区民活動センター

3 アマチュア無線非常通信協力会との連携

発災時には、区内の被害情報等を収集するため、区本部から「横浜市アマチュア無線非常通信協力会都筑区支部」に協力要請を行います。

このため、日頃から地域防災拠点訓練等においてアマチュア無線を活用した通信訓練等を通して、同支部と地域防災拠点及び区本部との連携を図っています。

第7節 車中泊避難の予防

災害時に自動車内に避難（以下「車中泊避難」という。）した被災者に関しては、その避難場所や避難者の規模の事前予測が困難なうえ、エコノミークラス症候群等による健康面への影響が懸念されます。

また、地域防災拠点が開設される市立学校等の校庭において車中泊避難者が発生した場合、地域防災拠点の避難者の生活支援に支障が生じる恐れもあります。

そのため、平常時から車中泊避難の発生予防や、発生した場合の早期解消に向けた周知・啓発を行います。

1 地域防災拠点の役割及び運営についての周知・啓発

車中泊避難が発生した場合の、避難者の把握及び早期解消を目的とし、地域防災拠点の役割（指定避難所、情報受伝達及び物資供給拠点）と、その運営の基本（地域住民の相互扶助による運営）について、周知・啓発していきます。

2 健康被害に関する周知・啓発

車中泊避難による健康被害（エコノミークラス症候群の予防対策等）について周知・啓発します。

第7章 災害に強い地域づくり

震災の被災者の多くが、地域の助け合いの重要性を痛感したと述べています。倒壊家屋からの被災者の救出、バケツリレーによる初期消火、地域ぐるみの炊き出しなど隣近所の助け合いや地域住民の相互協力による防災活動が被害の拡大防止、軽減に大きな力を発揮しました。

都筑区では、町の防災組織、事業所等の自衛消防組織の結成を促進し、その育成に努めるとともに、地域全体が相互に協力できる共助体制を確立することにより「災害に強い地域づくり」を推進します。

第1節 自主防災組織の強化

1 都筑区災害対策連絡協議会

都筑区災害対策連絡協議会は、行政、防災関係機関、住民組織等の代表者から構成され、住民の声を反映した防災対策の促進、地域の状況を踏まえた区域の総合的な防災対策を推進しています。

（第7部：資料編 資料12「都筑区災害対策連絡協議会設置要綱」参照）

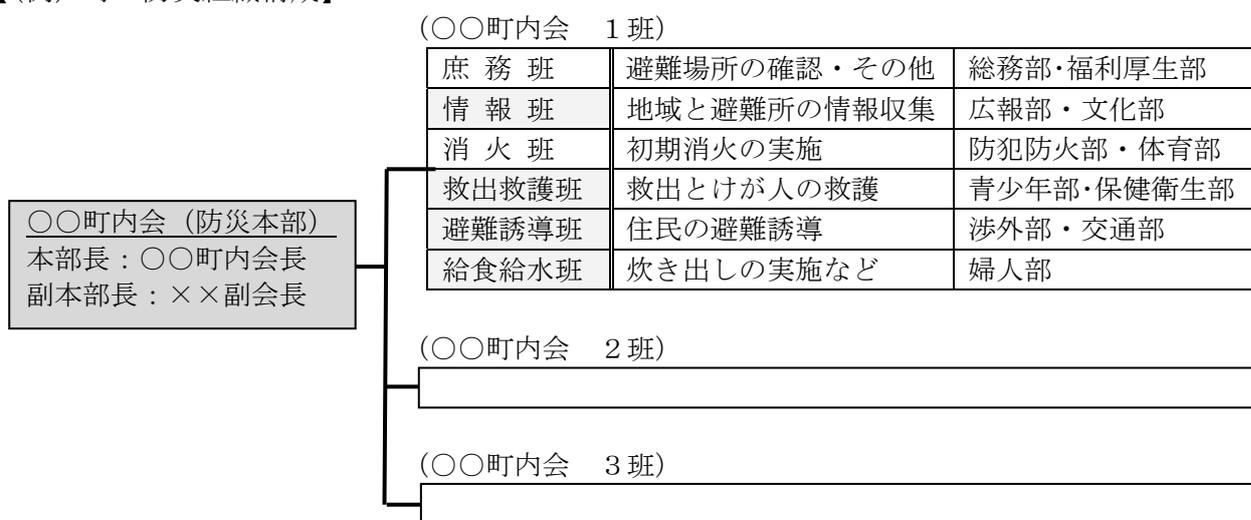
2 町の防災組織

区役所、消防署が中心となり自治会町内会等へ「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進めています。

「町の防災組織」が行う自主防災活動を支援するため、町の防災組織活動費補助金により、その活動経費を助成し、地域防災力の向上を図っています。町の防災組織は、次のような取組を実施します。

項目	内容
町の防災組織の定める活動計画	1 防災組織の編成及び任務分担に関する事
	2 防災知識の普及に関する事
	3 防災訓練の実施に関する事
	4 情報の収集及び伝達に関する事
	5 出火の防止及び初期消火に関する事
	6 救出救護に関する事
	7 避難誘導に関する事
	8 給食給水に関する事
	9 市民が任意に設置した避難場所の支援に関する事
	10 地域防災拠点との連携に関する事

【(例) 町の防災組織構成】



3 いっとき避難場所の選定

いっとき避難場所は、自宅建物が火災による延焼や倒壊の危険がある場合に、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認したり、地域防災拠点等へ避難するために地域住民が集結する場所です。町の防災組織等により、あらかじめ選定しておきます。

項目	選定基準の内容
いっとき避難場所の選定基準	1 避難行動は、地域単位ごとに集団で行動できるよう、地域の生活圏と関連した場所とすること。 2 小公園等で、地域単位で集団を形成するため、避難者の安全がある程度確保できるスペースを有すること。

4 地域防災拠点運営委員会

震災発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しています。

運営委員会の設置・運営にあたっては、女性の運営委員会への参画を積極的に推進するほか、災害時における男女ニーズの違いや災害時要援護者に配慮した研修・訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めます。

(1) 平常時の主な活動

町の防災組織と綿密に連携し、訓練や研修などに多くの住民が参加できる環境の整備と、

要援護者の見守り活動など、地域コミュニティを形成することとします。また、地域防災拠点訓練では、災害時の避難場所としての効果的な開設・運営ができるよう区役所や防災ボランティア団体などと連携するとともに、町歩きの実施や防災リーダーの育成など地域防災力が向上するよう努めることとします。

(2) 災害発生時の主な活動

災害発生時には、被災者生活を送る避難所としての基盤の形成と、住民による救出・救護活動の拠点、在宅被災者支援のための情報受伝達拠点が機能できるよう、市職員の動員者や学校連絡調整者等と連携して、地域防災拠点を運営します。また、中長期化する被災生活においては、避難場所での衛生面や被災者のこころのケアなど、区役所やボランティア団体と連携した避難所運営を行います。

項目	内容
地域防災拠点運営委員会の組織・運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時の主な活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時に利用する教室の事前選定など避難場所運営方法等の打ち合わせ並びに運営マニュアルの作成及び随時更新 (2) 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会、講習会の開催 (3) 避難場所開設運用訓練など防災訓練の実施及び参加 (4) 地域防災拠点周辺の危険個所の確認、防災マップの作製などの防災意識の高揚 (5) 訓練等を通じた地域での防災リーダーの育成 (6) 地域のボランティア団体との連携 (7) その他地域防災力の向上に必要な事項 2 震災発災時の主な活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て (2) 負傷者の応急手当又は医療機関への誘導 (3) 防災資機材等を活用した救出・救護 (4) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護 (5) 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生 (6) 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し (7) 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達 (8) 公的避難場所以外での避難者等への情報提供、救援物資の要請受付 (9) 区災害ボランティアセンターとのボランティアセンターの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握、情報提供 (10) 防犯パトロールの実施 (11) その他必要な事項

(3) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会

運営委員会相互の緊密な連携を図るため、各運営委員会の委員長で構成する、都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会を設置しています。

(第7部：資料編 資料13「都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則」参照)

(4) 地域防災活動奨励事業

地域防災拠点運営委員会等の活動を支援するため、地域防災活動奨励助成金により、その活動経費を助成し、地域防災力の向上を図っています。

5 町の防災組織と地域防災拠点

(1) 役割

東日本大震災の教訓からも、多くの家屋の倒壊や流出時には、地域防災拠点など公的避難所のほかにも、集会所や寺院など、比較的小規模な場所で、市民が任意で避難所を設置することが想定されます。このような被災地域の中では、町の防災組織と地域防災拠点が連携し、市民が任意で設置した避難場所や在宅の被災者への情報伝達・物資の集配など、地域コミュニティを生かした地域の共助で対応していくことが最も重要です。

そこで、平常時からの自治会町内会や地域防災拠点運営委員会などの地域コミュニティを災害時に連動できるよう、それぞれの横の繋がりを確認し、効率的な共助の体制や自主防災力の強化を図ります。

(2) 町の防災組織及び地域防災拠点での地域訓練

ア 町の防災組織における訓練

地震発生直後は、自らの安全の確保などの自助から始まり、いつとき避難場所や地域防災拠点での共助につながっていきます。そこで、平常時から自治会町内会を中心とする町の防災組織での啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動につなげていくこととします。また、町の防災組織と地域防災拠点運営委員会が連携して、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

イ 地域防災拠点訓練

地域防災拠点が災害時に「住民の避難生活場所」、「物資の集配拠点」、「住民による救出・救護活動拠点」、「情報収集・提供拠点」の各機能を円滑に行うためには、図上訓練（Dig訓練など）の実施など、対応イメージが運営委員会で共有化され、実動訓練に繋がっていくことが重要になります。

実動訓練の実施に際しては、地域防災拠点訓練マニュアルを参考にするとともに、各地域防災拠点を担当する各区役所職員が訓練の構成を支援して実施します。

第2節 要援護者対策

1 基本的な方針

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機応変に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者（以下「要援護者」という。）の方が暮らしています。災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた平時からの要援護者対策を進めていくことが大切です。

2 要援護者に対する事前対策

(1) 地域の中で「災害から要援護者を守る」ための取組の推進（地域の取組）

災害時における安否確認、避難支援等の取組に備えるためには、日頃から地域で要援護者を把握し、地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが大切です。自主防災組織等は「災害から要援護者を守る」ための取組みとして、要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の習得に努めます。

また、日頃から、自治会・町内会、民生委員及び近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワーク等の支援体制づくりに努めます。

(2) 迅速な援護活動推進支援、体制づくり（区の取組）

ア 要援護者やその家族に対し、家庭内での要援護者の安全対策について周知するとともに、地域住民に対して、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」という自主的防災意識を普及啓発します。

イ 区長は、日頃からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、自主防災組織等に同意方式または情報共有方式により災害時要援護者名簿を提供します。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第49条の11及び横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特

に必要と認められる場合には、要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として自主防災組織等に提供します。この名簿には、地域に個人情報を提供することについて拒否した方、不同意の方の情報を含みます。

ウ 民間の居宅介護支援事業者、福祉サービス提供事業者等に対して、利用者が災害に備えた準備をする際の支援、日頃から利用者と地域との関係づくり支援等の協力、災害発生時の利用者の安否確認、避難支援等の協力を働きかけていくとともに、協力協定を締結していきます。

(3) 要援護者のための避難場所の確保

ア 地域防災拠点における要援護者スペース等の確保

要援護者は、健康の維持等について、特段の配慮が必要です。地域防災拠点運営委員会は、地域住民と協力し、要援護者スペース及び介護者や介護用資機材のためのスペースの確保に努めます。

イ 福祉避難所の選定

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。

項目	指定施設	機能等	その他
福祉避難所	社会福祉施設等	福祉避難所に選定された社会福祉施設等は、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄する。	1 福祉避難所は、あらかじめ各施設ごとに定められた人数の範囲内で避難者の受入れを行う。 2 避難者の受入れは、区本部長が認めた場合とする。

(第7部：資料編 資料06「都筑区福祉避難所一覧」参照)

第3節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

戸棚類の転倒、天井や備品等の落下による危険から利用者の安全を確保するため、施設内の総点検を行い、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じています。さらに、この安全措置を徹底するため、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知徹底を図ります。また、年2回以上（児童福祉施設については少なくとも毎月1回）行われる避難訓練のうち1回は、大規模地震を想定した訓練を実施します。その際、夜間・休日など職員が少ない状態における対応についても配慮します。

なお、訓練にあたっては、消防署の指導、助言を受けるとともに、近隣の自治会町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアの参加による実践に即した訓練の実施に努めます。

また、最低3日分の飲料水の確保策を講じるとともに、施設の実情に応じて水の汲み置き、食料・トイレパック、生活必需品、救助用の防災資機材等を備蓄します。

3 地域との連携強化

震災発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠であるため、近隣の自治会町内会、企業等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進します。

第4節 学校施設における安全対策の推進

学校長は、地震発生時に円滑に児童生徒の安全を確保するため、避難方法、安全指導體制、教職員の役割分担、情報連絡体制その他必要事項を定めた学校防災計画を作成し、教職員等へ周知徹底を図ります。あわせて、該当校の地域防災拠点運営委員会と、その計画の内容について共有することとします。

第5節 事業者の防災体制の確立

事業者の基本的責務について、事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料、飲料水等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならない。また、市の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めます。

事業者は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を果たすため、事業所防災体制の充実強化に努めるとともに、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するための対策を講じます。

3部：応急対策

第1章 応急対策の基本

人命を守ることをはじめとして、発災後必要となる応急活動は、一刻も早い対応が求められることから、対応の遅れは、更に被害を拡大し、回復困難な事態を招くことにもつながります。

そのため、行政はもちろんのこと、地域、事業者、更には市民一人ひとりに至るまで、全て「時間との競争」であることを意識し、刻々と変化する状況を的確に把握し、あらゆる場面において、その時の状況に応じた迅速な対応をとることが重要となります。

なお、災害応急対策の実施にあたっては、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮します。

1 人命確保最優先

災害応急対策の最も重要な目標は、人命を守ることであり、発災後 72 時間は、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこれに関係する活動を、様々な応急活動の中で最優先にして、人的・物的資源を配分します。

2 消火活動の優先

火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先します。

3 情報受伝達

情報の把握は適切な災害応急対策を行う前提条件であることから、本市各部署、防災関係機関、市民等は、迅速かつ正確に情報を収集・分析・伝達します。

4 関係機関等との連携

(1) 防災関係機関

応急活動は、短時間に集中的に実施し、収集した情報に基づき、国、県、協定締結都市等関係機関に応援要請を行うとともに、受入体制を早期に確立します。

(2) 区民、事業所等

区民、事業所、ボランティア、協定締結団体等の協力を広く求めるとともに、受入体制を早期に確立します。

5 区民の相互協力

区民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」との自助・共助の認識を持って、自らの身の安全を確保した後は、人命優先の観点から地域住民がお互いに助け合い、初期消火、救出救助、避難誘導などを協力して実施します。

第2章 災害対策本部等の設置

第1節 区本部等の設置

1 区本部の設置

区長（区災害対策本部長（以下「区本部長」という。))は、次の場合、区本部を設置し、直ちにその旨を市長（市災害対策本部長（以下「市本部長」という。))に報告するとともに、区本部の設置構成機関、区内防災関係機関等に通知します。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- (2) 市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したとき
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
- (4) 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めたととき

2 区警戒本部の設置

次の場合、区長は区警戒本部を設置します。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき（都筑区は対象外）

3 警戒体制

市域において震度4又は震度5弱の地震（気象庁発表）が発生したとき、区長は警戒体制をとります。

第2節 区本部の廃止・縮小

区本部長は、区域において被害が限定的で応急対策が小規模であると認めたとき、「警戒解除宣言」が発令されたとき又は「津波警報」、「大津波警報」が解除され応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部長の承認を得て、区本部を廃止・縮小します。

第3節 組織・運営

1 区本部の組織

- (1) 区本部長
区本部長は区長をもって充てます。
- (2) 区副本部長
区役所部長、資源循環局事務所長、土木事務所長、消防署長及び水道局水道事務所長をもって充てます。
- (3) 地区隊長及び消防地区本部長
ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	土木事務所長
資源循環局事務所地区隊	資源循環局事務所長
水道局水道事務所地区隊	水道局水道事務所長

イ 消防地区本部部長は消防署長をもって充てます。

2 職務内容

- (1) 区本部長（区長）
 - ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
 - イ 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）及び区本部各班長に対する指揮命令
 - ウ 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請
 - エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
- (2) 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）
 - ア 区本部長の補佐
 - イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理
- (3) 各地区隊長及び消防地区本部長（資源循環局事務所長、土木事務所長、水道局水道事務所長、消防署長）
 - ア 所管する災害応急対策を実施
 - イ 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応
ただし、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。

- (4) 区本部各班長（課長）
 - ア 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理
 - イ 班員に対する指示
- (5) 班員（係長、職員）
 - 班長の指示に基づく災害応急対策

3 運営

- (1) 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部及び関係機関からの被害情報等に基づき、区域における災害応急対策を実施します。
- (2) 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告します。
- (3) 地区隊及び各局出先機関は、必要に応じて、区本部に連絡員を派遣します。
- (4) 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催します。
- (5) 区本部会議は、区本部各班、資源循環局都筑事務所地区隊、都筑土木事務所地区隊、水道局菊名水道事務所地区隊及び都筑消防地区本部をもって構成します。
- (6) 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班(各隊)の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を区本部長に報告します。
- (7) 区本部会議には、必要に応じて、区災害対策連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。
- (8) 区本部長、区副本部長、班長(隊長)等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行います。
(第7部：資料編 資料08「都筑区本部長代理順位」参照)

4 班体制及び事務分掌

- (1) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (2) 勤務時間外の初動体制では、動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (3) 区本部は、次のとおり構成します。
各班の事務分掌については、第7部：資料編 資料14「都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌」を参照してください。

【区本部の構成】

区本部長 (区長)	副本部長	班	担当課
	副 区 長 福祉保健センター長 福祉保健センター担当部長	庶務班	総務課・区会計室
		情報班	区政推進課
		避難者・駅対応班	地域振興課
		諸証明班	戸籍課
		拠点班	税務課
		被害調査班	税務課
		医療調整班	福祉保健課
		衛生班	生活衛生課
		援護班	高齢・障害支援課
		保育・教育施設班	学校連携・こども担当
	ボランティア班	こども家庭支援課	
	遺体安置所運営班	生活支援課	
	物資・輸送班	保険年金課	
土木事務所長	都筑土木事務所地区隊		
資源循環局都筑事務所長	資源循環局都筑事務所地区隊		
水道局菊名水道事務所長	水道局菊名水道事務所地区隊		
消防署長	都筑消防地区本部		

第3章 職員の配置・動員

第1節 職員配置計画

1 区本部設置時の配備体制

動員対象となる全ての本市職員は、地震配備体制が発令されたときは、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

2 勤務時間内の職員配置

区本部長は、所属職員を班ごとに配備につけ、任務を命じます。

なお、円滑な活動を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の任務分担を変更して、別の任務を命じます。

3 勤務時間外の職員配置

区本部長は、早期動員者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする班に配置することができます。

【発災初動期に最も優先する業務】

- (1) 区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- (2) 被害情報の集約
- (3) 区本部としての活動の意志決定
- (4) 市本部との連絡調整

4 初動期における区本部体制

(1) 横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合、原則として発災から72時間までは、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害応急対策を行います。

なお、災害応急対策を実施する期間については、被害等の状況に応じ、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長します。

(2) 区本部は、災害応急対策を行うとともに被災者支援上必要な業務を継続します。

5 動員時の職員の安全衛生管理

区本部長は、災害応急対策の実施にあたり、発災初期から、従事職員の安全衛生管理上必要な措置を講ずるよう指示します。

なお、具体的な措置としては、被害等の状況、参集人数等の実情に応じ、「災害時の職員の健康管理の手引」を参照し、次の項目について実施します。

(1) 安全確保

従事にあたっては道路や建物の損傷、火災、危険物質の発生などのリスクを予測し、職員の安全対策を確実に実施します。

(2) 体調管理

休養、食事の確保に配慮するとともに、感染症の予防、ストレスへの対処策を実施します。

6 区等への応援体制

(1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは市本部長に対し、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。

(2) 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

第2節 職員の動員

1 職員の動員

本市職員は、市域に震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生（このほかに第2部第4章第3節の1「職員等の動員」で定める事由が発生）したときは、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段（自家用車を除く。）を用いて、直ちに参集しなければなりません。また、参集時に自身の安否情報及び参集情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

なお、保育及び介護等を要する同居家族がいる職員で、自ら保育、介護等を実施するほかに手段がなく、直ちに参集することが困難になった場合は、所属長にその旨を報告することとする。その後、自ら保育、介護等を実施する手段を別に確保した場合は、速やかに参集します。

2 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、速やかに行動を開始します。

(1) 安全確保

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認します。

(2) 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、トイレパック、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行します。

(3) 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、消火活動への協力など適切な措置をとります。

(4) 被害状況等の報告

参集途上において、被害状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告します。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告します。

第4章 情報の収集・伝達

この章では、必要な情報を迅速かつ正確に収集し、伝達(報告)、共有するために必要な事項について定めます。

第1節 情報受伝達方針

項目	方針内容
情報受伝達方針	1 発災直後は、区内の災害・被災情報の早期把握が対処方針の迅速な決定や他都市、自衛隊及び警察等防災関係機関の応援要請等に大きく影響することから、区本部においては正確かつ迅速な情報の収集を行い、市本部に伝達します。 2 区本部は、防災関係機関や市民等からの様々な情報を整理・活用し、災害の規模、状況等を把握します。 3 社会的混乱の防止、市民生活の安定化、被災者の生活再建の促進を目的として、様々な媒体により広報等を行います。

第2節 情報受伝達体制

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示す通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努めます。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) 衛星携帯電話
- (4) 加入電話及び庁内電話
- (5) アマチュア無線等
- (6) 伝令の派遣

2 情報収集員

地区隊長、各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡にあたらせます。

また、区本部長は、必要に応じて、情報収集員1名以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたらせることができます。

第3節 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

本市に震度5強以上の地震が発生した場合においては、市本部と区本部との情報受伝達は防災行政無線(ホットライン)を原則とし、防災行政無線(ホットライン)が使用できない場合は、防災行政用無線、災害時優先電話、危機管理システム、無線FAX、Eメール等の通信手段を活用します。

(第7部：資料編 資料15「情報収集・伝達の原則」参照)

2 区本部の報告

区本部長は、次の情報を収集し、市本部の本部運営チーム統括・情報班に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報事項

人的被害、火災の状況、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や巡回、住民及び防災関係機関からの通報等により収集します。

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

(3) 最終報告

被害の発生が概ね終息し、さらなる被害拡大のおそれなくなった時点で、被害最終報告をします。

3 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録します。

また、対応状況の確認やその後の振返り・検証等のため、対応・実施事項等を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

第4節 災害時広報・報道

区本部長は、憶測による人心の不安や、デマ情報による社会的混乱を防止し、応急・救護活動の周知による市民生活の安定化を図るほか、被災者の生活再建を促進することをねらいとし、保有するさまざまな機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況、生活関連情報等を迅速・的確に広報します。

また、上空からの広報が必要と判断したときは、区本部長は消防局長に対し、消防局ヘリコプターによる広報を要請します。

1 災害時広報

時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、避難勧告・指示情報、応急対策活動等の状況、医療情報、ライフライン等の状況及び生活支援情報等について、ホームページやツイッター等を活用した広報を行います。

2 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は、情報の軽重に応じ市本部が行います。

第5節 広聴・相談活動

1 臨時区民相談室の開設

区本部長は、被災者の生活相談や援助業務の一環として、区役所及び地域防災拠点において臨時区民相談室を開設し、要望、苦情等を聴取し、災害活動に反映させます。

2 災害時コールセンターへの情報提供

市本部が設置された場合、原則として災害時コールセンターが立ち上がります。災害時コールセンターは市本部及び区本部で把握した情報をもとに市民への情報提供を行います。

3 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

また、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

第5章 消火及び救助・救急対策

第1節 応急活動体制の確立

消防局長は、市域における震度5強以上（気象庁発表）の地震の発生や、災害の状況により、消防局長が必要と判断したときは「震災対策消防本部体制」及び「全員配備」を発令し、非勤務職員を所属動員又は所属局内動員により効果的に参集させます。

第2節 警防活動の基本方針

震災発生時に消防が行う災害応急活動は、次のとおり人命の安全確保を最優先とします。

1 消火活動の優先

最も人命に対する被害を増幅する火災に対し、非常用消防車を含めて運用可能なポンプ車及び人員を活用し、炎上火災の早期鎮圧及び拡大防止に総力をあげます。

2 人命の救助、救急活動

震災時には、火災、家屋の倒壊、がけ崩れ等による人身災害に対し、救助隊、救急隊等の人員、資機材を活用し、人命の安全確保に努めるものとします。

3 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ります。

第3節 応急活動

1 初期の情報収集活動

初期の情報収集活動は、消防機動二輪隊及び高所見張員等を活用し、これに基づき応急活動を行うとともに、各関係機関に連絡します。

2 消火活動の原則

地震発生後の火災状況が消防力を下回るときは、早期に消防隊等を集中させ一挙鎮圧を図り、また、火災状況が消防力を上回るときは、次の原則に基づき消火活動を実施します。

- (1) 重要防御地区優先の原則
- (2) 消火有効地域優先の原則
- (3) 市街地火災優先の原則
- (4) 重要対象物優先の原則
- (5) 住民の安全確保優先の原則

3 人命救助、救急活動の原則

救助・救急活動は、次の原則に基づき実施します。

- (1) 救命活動優先の原則
- (2) 緊急度・重症者優先の原則
- (3) 幼児・高齢者優先の原則
- (4) 火災現場付近優先の原則
- (5) 救助、救急の効率重視の原則
- (6) 大量人命危険対象物優先の原則

4 関係機関等との連携

- (1) 警察・自衛隊・横浜海上保安部

救助事象等に対しては、現場において、それぞれの機関の指揮者間で活動区域、分担等の調整を行います。

- (2) 横浜建設業防災作業隊
救助活動に対しては、消防機関が指揮を担当します。

第4節 消防団活動

1 活動体制

地震が発生した場合は、消防団の全機能をあげて、早急に活動体制を確立し、事前計画に基づく効率的活動に努めます。

(1) 震災対策消防団本部等の設置

消防団本部に震災対策消防本部体制が発令された場合は、次により震災対策消防団本部及び震災対策分団本部を設置します。

なお、市域における震度5強以上の地震発生に伴い消防局の本部体制が発令された場合においては、事前命令による動員とします。

(2) 消防団員の動員

消防団長は、地震発生に伴う震災対策消防本部体制・全員配備が発令された場合、全団員を動員します。

2 災害応急活動

消防団の災害応急活動は受持区域優先を原則とし、消防地区本部、消防隊等と連携を密にして活動を実施します。

また、消防団員は参集途上において、情報の収集及び出火防止、初期消火の呼びかけを実施します。

第5節 自主防災組織の消火・救助・救急活動

地震が発生した場合の自主防災組織が実施する消火活動や救助・救急活動は次のとおりです。

1 自主防災組織の消火活動

- (1) 自宅の出火防止措置及び家族の安全確保を実施します。
- (2) 消火器、消火用水バケツ、初期消火器具等を活用し、地域の初期消火活動を実施します。
なお、火災が拡大して危険となった場合は、活動を中止し速やかに避難します。
- (3) 消防機関が到着したら、火災状況等の情報を提供し、消防機関の指示のもと消火活動に協力します。

2 自主防災組織の救助・救急活動

- (1) 周囲の人の協力を得ながら、救出・救助活動を実施するとともに、二次災害発生の防止に努めます。
- (2) 日頃の地域コミュニティの活動等を通して把握している要援護者等の情報をもとに、効率的な救助・救急活動を実施します。
- (3) 必要と認められる場合は消防機関等の出動を要請し、必要な情報を提供するとともに、消防機関等の指示のもと救助・救急活動に協力します。

第6章 応急医療

第1節 発災時の指揮統制

1 医療調整、保健活動に関する権限の付与

区医療調整班には、被災による混乱が予想される中で迅速に意思決定できるよう、あらかじめ医療調整及び保健活動に関する権限が付与されています。また、医療調整業務は専門性の高い領域であるため、区医療調整班は、庶務班を介することなく、直接、市医療調整チームに相談及び要望等を行うことができますが、相談及び要望した事項等は、速やかに区本部庶務班に報告しなければなりません。

なお、区医療調整班は市医療調整チームから、医療調整活動及び保健活動に関して直接指示を受けることがあります。

2 災害情報・医療情報の把握

被災直後は、医療提供における需要（負傷者数）と供給（医療資源）のバランスが一気に崩れる可能性が大きいため、医療資源の総力を結集し対処しなければなりません。中でも大規模な地震発生時は、指揮統制機能や連絡体制が分断されるリスクが高く、組織的な医療救護活動が不全に陥る危険性が極めて大きくなります。

そのため、限られた医療資源を結集し、最も効果的な医療救護活動を展開するために、区医療調整班と市医療調整チームが連携した情報収集及び情報共有を行います。

なお、情報収集にあたっては、各種通信機器のほか、医療関係団体等からの情報収集や、職員自らが自転車や徒歩で情報収集にあたるなど、あらゆる手段を用いることとします。

(1) 医療機関の被災状況、稼働情報等

固定電話が使用できない場合、病院の情報は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）や各種非常用通信機器により確認するほか、救急隊からの情報を得るなどして把握に努めます。また、診療所や薬局の情報は、区医師会や区歯科医師会、区薬剤師会の協力を得て確認するほか、その他の医療関連施設についても関連情報の収集に努めます。

(2) 負傷者等の発生状況

区本部及び市本部に集まる被害情報等を入手するほか、区医師会等からの情報提供や医療救護隊等からの状況報告を受け、負傷者等の発生状況、負傷や疾病の発生傾向、健康被害の発生状況等を把握します。

(3) ライフライン等

医療救護隊の安全確保及び活動調整のため、電気・ガス・水道等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、道路事情や移動可能手段を把握します。

(4) 不足医療資源等

医療救護隊が用いる医薬品や医療資器材の不足を把握するほか、医療機関の医療スタッフや、医療ニーズに応じた不足医療資源について把握します。

3 災害情報等の評価

区医療調整班及び市医療調整チームは、医療資源の過不足や負傷者の発生状況など、応急医療を実施するための各種情報を把握、分析、評価したうえで、医療救護隊の集中的な投入や区を越えた応援派遣体制を確立します。

また、他都市からの医療救護隊及び多職種による医療支援チーム（こころのケアチーム、歯科診療チーム等）、他自治体応援保健職員等の受入調整を行うとともに、必要な地域に適宜、他都市医療救護隊等を派遣します。

同様に、健康被害の発生状況や保健活動についても情報収集・分析・評価を実施、厚生労働省の斡旋による他自治体応援派遣保健師等の受入調整を行い、必要な地域に応援職員を派遣します。

なお、区医療調整班と市医療調整チームは緊密に連携のうえ、区内で行われる医療救護活動は区医療調整班が指揮統制します。災害拠点病院の運用、区を越えた応援派遣調整、他都市からの医療救護隊の受入投入調整等、市域全体に及ぶ事項については市医療調整チームが所管します。

4 災害医療アドバイザーの助言等

区医療調整班の災害医療アドバイザーは、医学的見地からの助言や医療機関の医師との調整等に従事します。

なお、災害医療アドバイザーの任務解除は、域内の医療救護活動の実施状況に応じて、区本部長の判断によります。

5 災害医療連絡会議の開催

区医療調整班は、医療関係団体や災害拠点病院等の参画を得た「災害医療連絡会議」を定時的に開催し、医療機関の被災状況や診療状況、避難所の状況等に関する最新情報を相互共有し、それぞれの災害対応活動に反映させます。

6 神奈川県保健医療調整本部等との連携

ドクターヘリ等の活用が必要になった場合は、区医療調整班は市医療調整チームに要請します。市医療調整チームは県保健医療調整本部を通じて、県災害対策本部指令調整班と調整を図ります。

第2節 発災後の段階に応じた医療・保健提供体制

区医療調整班は、医療ニーズの進展状況を見極め、それに応じた医療提供体制を構築します。また、災害発生直後から健康相談等の保健活動を開始し、健康被害の増大を防ぎ、医療ニーズの高い人が適切に医療につながるようにします。

災害医療は、時間の経過によって医療ニーズの対応が異なることから、状況の変化に即応した意思決定及び対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ災害フェーズを設け、各フェーズに応じた対応を実施します。

なお、災害フェーズの間隔や進行は、災害規模等により変動する可能性があることに留意します。

【災害フェーズに応じた主な医療ニーズと医療調整活動】

フェーズ	時期及び状況	想定される 主な医療ニーズ	想定される 主な医療調整
発災直後	発災直後 ～およそ6時間後 建物の倒壊や火災等の発生により、負傷者等が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者等の救出救助に伴う医療ニーズが短時間で拡大 ○重症者が災害拠点病院等へ次々と搬入 ○主に軽症者が自力で医療機関等へ殺到 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報通信体制の確立 ○災害情報、医療情報等の収集 ○医療調整に係る指揮命令系統の確立 ○被災を免れた医療機関における負傷者等の受入準備及び開始 ○仮設救護所の開設 ○医療救護隊の編成並びに医療ニーズを踏まえた医療提供の準備及び開始
超急性期	およそ6時間後 ～およそ3日後 救助された多数の負傷者等が医療機関へ搬送されるが、ライフラインや交通機関の途絶により、市外からの人的・物的医療支援が十分とは言えない状況	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者等が市内で継続発生し、医療ニーズが短時間で増大 ○火災や落下物等により、徒歩帰宅中の負傷者の発生 ○救助された外傷系負傷者の医療機関への搬送本格化 ○入院患者数の増大、市外等への負傷者等搬送本格化 ○入院や搬送は要しないが体調不良を訴える者の増大 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災を免れた医療機関における負傷者等の診療 ○避難所等への巡回による被災者の健康状態等の把握 ○医薬品等の調達確保 ○他都市医療救護隊や他自治体応援保健師等の受入れ、差配等 ○緊急消防援助隊、自衛隊等との活動調整

フェーズ	時期及び状況	想定される 主な医療ニーズ	想定される 主な医療調整
急性期	<p>およそ3日後 ～およそ1週間後</p> <p>被害状況等の把握の進展とともに、ライフライン等が復旧し始め、人的・物的医療支援の受入体制が確立されている状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体等の多数発生 ○外傷系の負傷者等は递减 ○避難所等に対する巡回診療・健康相談等ニーズが拡大 ○避難所等での公衆衛生への対応ニーズが拡大 ○車内避難者を中心にエコノミー症候群が増加 ○こころのケア、歯科診療、口腔ケアへの対応ニーズが増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体検案に係る医師等の調整 ○慢性疾患等への対応強化 ○医療救護隊による巡回診療等 ○避難所等への巡回による健康相談・保健指導等 ○他都市医療救護隊や他自治体応援保健師等の受入、差配等 ○医療情報に関する広報 ○避難所等の衛生対策 ○医療活動に係る燃料等の確保 ○こころのケア、歯科診療、口腔ケアへの対応調整
亜急性期	<p>およそ1週間後 ～およそ1か月後</p> <p>地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者等の慢性疾患、公衆衛生への対応ニーズが拡大 ○避難所生活者数がピークに到達し、劣悪な環境や精神的ストレスにより体調を崩す人や生活不活発病等が増加 ○こころのケア、歯科診療、口腔ケアへの対応ニーズの拡大 ○避難所等に対する巡回診療・健康相談等のニーズが拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○慢性疾患等への対応強化 ○医療救護隊による巡回診療等の充実強化 ○避難所等への巡回による健康相談・保健指導等 ○他都市医療救護隊や他自治体応援保健師等の受入、差配等 ○こころのケア対策、歯科診療、口腔ケアの強化 ○医療情報に関する広報の充実 ○避難所等の衛生対策、生活不活発病対策等の健康管理指導の強化
慢性期	<p>およそ1か月後 ～およそ3か月後</p> <p>避難所等は長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○直接被災や就労難等による精神症状、震災関連死が増加 ○避難生活の長期化による慢性疾患、公衆衛生、こころのケア、歯科診療、口腔ケアへの対応ニーズが拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等の衛生対策、慢性疾患等の健康管理指導、こころのケア対策、歯科診療、口腔ケア等の充実 ○医療情報に関する広報の充実
復興期	<p>およそ3か月以降</p> <p>避難所等における診療ニーズの縮小とともに、通常診療が回復している状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等の閉鎖に伴う他都市医療救護隊の段階的撤収 	<ul style="list-style-type: none"> ○他都市医療救護隊や他自治体応援保健師等の撤収に伴う医療・保健活動の提供の縮小調整 ○地域医療の立て直しに向けた総合調整

1 救助・救命期（発災直後～超急性期）の医療・保健提供体制

(1) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、災害時救急病院や、医療救護隊による医療提供では対応が困難な重症者を中心に負傷者等の受入れを行います。

イ 被災状況を確認し、診療の可否・入院患者の受入れの可否及び受入可能人数等の状況を直ちにEMISに入力します。入力が困難な場合は、その旨を市医療調整チームに報告します。

ウ 入院患者の安全の確保を行った後、いち早く負傷者等の受入れ態勢を整え、診療を開始（再開）します。その際には「診療中」である旨を地域に伝達するために横浜市共通の目印を掲出します。

エ 重症者の搬送は、区内に限らず、最も近い災害拠点病院への搬送を原則とします。

オ 災害拠点病院は、被災地外へ転送する負傷者等及び長期的入院が必要な患者等の判別を行うとともに、広域搬送を行うにあたり県保健医療調整本部と連携します。また、被災状況に応じて、県DMAT統括調整本部から派遣指示されたDMATの支援を受けることがあります。

カ 都筑区内及び隣接区内の災害拠点病院とヘリコプター搬送拠点

病 院	ヘリコプター搬送拠点	
	名 称	病院からの直線距離
昭和大学横浜市北部病院	葛ヶ谷公園	1.1km
昭和大学藤が丘病院	県立市ヶ尾高校	1.3km
横浜労災病院	日産フィールド小机	0.8km

(2) 災害時救急病院（災害拠点病院以外で、災害時に負傷者を受け入れる病院）

ア 災害時救急病院は、中等症の負傷者等を中心に受入れを行います。

イ 被災状況を確認し、診療の可否・入院患者の受入れの可否及び受入可能人数等の状況を直ちにEMISに入力します。入力が困難な場合は、その旨を区医療調整班に報告します。

ウ 入院患者の安全の確保を行った後、いち早く負傷者等の受入れ態勢を整え、診療を開始（再開）します。その際には「診療中」である旨を地域に伝達するために横浜市共通の目印を掲出します。

(3) 仮設救護所

区本部長は、震度6弱以上の地震が発生した場合は、区役所を仮設救護所として開設するため、施設の安全性を確認後、区医師会、区薬剤師会等の協力を得て負傷者の受け入れに必要な措置を講じます。

また、被災状況等から必要と認めるときは、次の場所のうち安全な場所を選定し、仮設救護所を設置します。

ア 消防署

イ その他区本部長が特に必要と認めた場所

(4) 医療救護隊

医療救護隊は、仮設救護所や地域防災拠点等の避難所で主に軽症者に対する応急医療を行います。

ア 震度6弱以上の地震が観測されたときは、区医師会、区薬剤師会等の協力を得て速やかに医療救護隊を編成します。また、震度6弱未満であっても、負傷者が多数発生しているなど必要があると認めるときは、医療救護隊を編成することができます。

イ 市医療調整チームは、震度6弱未満の区から医療救護隊の編成について要請を受けたときは、関係団体に対し協力を要請します。

ウ 区医療調整班は、負傷者の発生状況や医療機関の稼働状況等を十分に把握したうえで、医療救護隊の活動場所を調整します。

- エ 医療救護隊の移動は、区本部、消防地区本部及び資源循環局事務所地区隊の車両等、考え得る全ての手段を講じて行います。
- オ 区医療調整班は、市医療調整チームに他区からの応援派遣等について要請することができます。

医療救護隊の編成基準				応急医療等の範囲
医師	看護職	薬剤師	業務調整員	医療救護隊が行う応急医療等の範囲は、原則として次のとおりです。 ・仮設救護所や地域防災拠点等の避難所で主に軽症者に対する応急医療
1～2人	1～2人	1人	1人	
※ 震度6弱以上が観測されたときは、速やかに編成します。 ※ 1隊5人程度で編成しますが、職種や人数にこだわることなく、状況に応じて臨機応変な編成に努めます。 ※ 本計画における看護職とは保健師、助産師、看護師及び准看護師を指します。 ※ 状況に応じて、他の医療関係団体、医療ボランティア等が加わります。				

(5) 他都市医療救護隊、医療ボランティア、他自治体応援保健師等

- ア 災害派遣医療チーム（DMAT）、日本赤十字社救護班、日本医師会災害医療チーム（JMAT）他都市医療救護隊等や、他自治体応援派遣保健師、医療ボランティア等の受入窓口は、市医療調整チームが務めます。
- イ 他都市医療救護隊、他自治体応援派遣保健師、医療ボランティア等の活動区域は、市医療調整チームが被害状況等に応じて指定します。
- ウ 市医療調整チームから指定された区に到着した他都市医療救護隊、応援保健師等は、区医療調整班の指示に基づき地域防災拠点等での定点診療や巡回診療、医療機関への応援、巡回健康相談等の保健活動等に従事します。
- エ 区医療調整班は、市医療調整チームを介することなく、区内で医療支援活動に従事する他都市医療救護隊等を把握した場合は、逐次、市医療調整チームに報告を行います。
- オ 横浜市医師会は、市内における十分な災害医療活動が実施できないと判断した場合は、十四大都市医師会の「災害時相互支援に関する協定」に基づき、他都市の医療支援チーム派遣等の支援を要請します。

(6) 薬局

- ア 緊急持ち出し医薬品を備蓄する薬局は、区医療調整班から指示された区役所等に当該医薬品を運搬し仕分けを行うなど、医療救護隊の活動を支援します。
- イ 被災を免れた薬局は、いち早く医薬品を処方できる体制を整えます。

(7) 区医療調整班保健師

区医療調整班に集約された保健師は、保健活動グループとして避難所や在宅の巡回健康調査等を実施し、被災者の中の慢性疾患やこころのケア等の医療支援が必要な対象者を把握し、巡回診療や相談、医療に結びつけるとともに、健康問題の発生を防ぐための保健指導や予防活動を実施します。

また、緊急を要する場合には、保健活動グループの保健師は必要に応じ、医療救護隊の看護職として医療・救護活動に従事します。

2 急性期、亜急性期及び慢性期以降の医療・保健提供体制

- (1) 区医療調整班及び市医療調整チームは、超急性期以降も、区内で編成した医療救護隊のほか、他都市医療救護隊や多職種による医療支援チーム（こころのケア、歯科診療、口腔ケア等）の支援を受けながら、避難所における医療救護保健活動を継続します。

- (2) 市医療調整チームは、慢性疾患患者、人工透析患者、在宅酸素療法患者等に対する医療提供や必要となる医療資器材等の緊急調達に配慮します。また、分娩予定者に対して市内出産取扱施設をはじめ、県保健医療調整本部と連携して被災地外出産取扱施設の確保に取り組めます。
- (3) 区医療調整班は、日本看護協会から派遣され地域防災拠点等の避難所で活動する災害支援ナース等と連携し、保健や福祉の領域にまたがる医療活動についても対応します。
- (4) 区医療調整班の保健師等は、避難所及び在宅の巡回健康診断を実施し、被災者や要援護者の健康管理や疾病予防、福祉保健医療ニーズの把握と対応、精神保健医療チームと協力したこころのケア等を対象者の状態に合わせて提供し、健康被害の最小化に努めます。
- (5) 区医療調整班は、他都市医療救護隊等の支援状況に応じて、区内医療関係者が診療所等の復旧・復興に順次移行できるように配慮します。また、区内医療機関の復旧・復興状況を見極めながら医療救護隊の活動を徐々に縮小させるなど、区内医療体制を平常時に戻せるように調整を図ります。
 なお、地域防災拠点等への医療救護活動の多くを他都市医療救護隊に委ねた場合であっても、区内の医療救護活動に係る総合調整業務は、引き続き、区医療調整班が区医師会等の協力を得て実施します。

第3節 搬送体制の確保

負傷者等の医療機関への搬送は、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通部の車両、医療機関の車両、市民の共助を得た搬送、ヘリコプターの活用等、考え得る全ての手段を講じて行います。また、市医療調整チームは、県保健医療調整本部と連携し、自衛隊やドクターヘリなど他機関への応援協力を要請します。

なお、県外の災害拠点病院等への広域医療搬送に限らず、収容能力を超えた災害拠点病院及び災害時救急病院が生じた場合は、市医療調整チームが県保健医療調整本部と連携し、受入可能医療機関及び搬送手段の確保にあたります。

1 地域医療搬送（市内搬送）

- (1) 医療救護隊で対応できない負傷者等は、最寄りの受入可能医療機関に収容します。
- (2) 区内の医療機関が収容能力を超えるなど、負傷者等の搬送先が確保できない場合、区医療調整班は市医療調整チームに搬送先確保を要請します。

2 広域搬送（市外搬送）

災害拠点病院の受入状況や市内医療機関の被災状況に応じて、重症患者を被災地外の医療機関に搬送する必要がある場合、市医療調整チームは県医療救護本部に派遣した業務調整員を通じて被災地外の災害拠点病院など受入医療機関を確保するなどの対策を講じます。

3 ヘリコプター搬送拠点

- (1) 区内のヘリコプター搬送拠点

ヘリコプター搬送拠点	昭和大学横浜市北部病院からの直線距離	仮設救護所からの直線距離
		都筑区役所
JA 横浜きたグラウンド	1.7 k m	1.5 k m
葛ヶ谷公園	1.1 k m	0.9 k m
牛久保西公園	1.5 k m	1.7 k m
早淵公園	2.6 k m	2.5 k m

(2) ヘリコプター搬送拠点の拡充

重症患者を診療可能な医療機関や市外へ搬送するため、平成24年度に実施した「災害時医療救護体制整備事業調査業務」調査結果を基に、区内のヘリコプター搬送拠点拡充を進めていきます。

第4節 医薬品等の調達

医療救護隊が使用する医薬品等は、区役所に備蓄した緊急持出し医薬品等を使用するほか、これが不足する場合は、以下の方法で調達します。

- 1 医療救護隊が使用する医薬品等の不足が予想されるとき、区医療調整班は、区薬剤師会の協力を得て不足する品目の名称・数量を市医療調整チームに報告します。
- 2 被害の著しい区に備蓄医薬品を拠出できる場合、区医療調整班は、区薬剤師会の協力を得て、拠出可能な品目の名称・数量を取りまとめ、市医療調整チームに報告します。
- 3 市医療調整チームは、協定等を締結している運送業者等の協力を得て、拠出可能な医薬品等を取りまとめ、医薬品等が不足する区医療調整班の指定する場所に運搬します。

第5節 医療情報の提供

1 医療機関情報

区医療調整班は、市医療調整チームと連携し、区内の医療機関の被災状況及び診療可能状況を把握したうえで、診療可能な科目及び医療機関名等をリスト化し、随時更新します。処方可能な薬局についても同様に情報集約を行います。リストは地域防災拠点等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供します。

2 在宅療養患者情報

区医療調整班は、医療調整班の保健活動グループ、医療救護隊、医療機関等から、人工透析・在宅酸素療法・在宅IVH等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市医療調整チームに報告します。

第6節 こころのケア対策等

1 早期介入の重要性

震災による近親者等の死亡や凄惨な災害現場の目撃等により、被災者は著しい精神的苦痛を受け、不眠・不安等の様々な心理的反応を起こします。被災者の安心のために、急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）、アルコール関連問題などをはじめとするメンタルヘルスに関する正しい情報や、精神保健医療福祉への受診・相談方法等に関する情報を提供し、治療や支援が遅れないよう、早期から取り組む必要があります。また、区職員を含めた、被災地支援の従事者への早期からの適切な情報提供も重要です。

2 こころのケアの実施

(1) 精神保健医療相談窓口の設置

区医療調整班は、こころのケアを行うため、区役所等に精神保健医療相談窓口を設置します。また区職員等についても、遺体取扱いや区役所窓口での被災者対応等により、多大な精神的ストレスを受けることとなるため、区職員のこころのケアについても十分に留意します。

(2) こころのケアチーム等による診療

区医療調整班は、区災害医療連絡会議等を通じて、地域におけるこころのケアに関する情報を収集するとともに、こころのケアチームによる診療活動等について総合調整等を行

います。

(3) 市医療調整チーム等による支援

市医療調整チームは、他都市からのこころのケアチームの受入れを行うとともに、こころのケアを必要とする区への差配を行います。また、市医療調整チームは、区医療調整班に対して、こころのケアに関する技術的な支援や協力等を行います。

第7節 歯科医療体制

災害時における歯科医療体制は、横浜市歯科医師会の協力の下に、災害の規模、負傷者の発生状況及び避難所の生活状況等に応じ、次のとおりとします。

1 情報収集

市域で震度6弱以上の地震が観測された場合は、横浜市歯科医師会内に設置される歯科医療対策本部及び情報収集班との連携を図り、速やかに区内の歯科医療機関の被災状況等の情報収集を行います。

なお、震度6弱未満であっても、被災状況等に応じて必要と認める場合、市医療調整チームは横浜市歯科医師会長に対し、同様の対応を要請します。

2 災害拠点歯科診療

市医療調整チームの要請により、横浜市歯科保健医療センター（中区相生町 6-107）において歯科診療・口腔ケア等を行います。

3 巡回歯科診療

歯科診療・口腔ケア等が必要な区に巡回歯科診療班を編成し、派遣します。

(1) 区医療調整班は、巡回歯科診療の必要がある場合は、市医療調整チームに対し巡回歯科診療班の出動を要請します。

(2) 市医療調整チームは、歯科医療対策本部に対して巡回歯科診療班の出動を要請します。

編 成 基 準	活 動
1 情報収集班（各区単位） 歯科医師 2人	1 情報収集班 地域における歯科医療機関の被災状況・患者受け入れ可能状況等の情報収集を行います。
2 巡回歯科診療班（各区単位） 歯科医師 1～2人 歯科衛生士 1～3人 必要に応じて歯科技工士等を加える	2 巡回歯科診療班 地域防災拠点等において、巡回歯科診療・口腔ケア等を実施する。

※以上を基本としますが、人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に構成します。

第8節 生活衛生

1 生活衛生広報

区本部長は、被災地や避難場所等において生活衛生に関する次の事項について広報を行います。特に避難場所においては、地域防災拠点運営委員会を通じて避難者への周知徹底に努めます。

項目	広報内容等
生活衛生 広報	1 食品の衛生管理（保存方法や調理方法など食品の取扱方法及び調理者の衛生管理等） 2 飲料水の衛生確保 3 手洗いの励行、手指の消毒 4 トイレ等の衛生管理（消毒方法等） 5 飼育動物の適正飼養（扱い方、糞尿処理等） 6 その他衛生情報（入浴施設情報等）

2 感染症の予防と発生時の対応

区本部長は、感染症の発生を予防するため、昆虫等の防除指導やトイレ等の衛生指導を行います。

入院勧告を必要とする感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、患者移送車により横浜市立市民病院へ移送します。また、同時に、拡大を防止するため、接触者の調査を行い、他の患者の早期発見、感染症発生時の消毒指導及び広域的な対応等が必要な場合の消毒作業、感染経路の遮断等感染拡大防止の措置を行います。

3 動物の保護収容

区本部長は、被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、区獣医師会等との連携により次の活動を行います。

項目	活動内容
動物の 保護収容	1 飼い主不明動物の保護収容 2 負傷動物の保護、治療、一時保管 3 継続飼育が困難な動物の一時保管 4 行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡 5 地域防災拠点等におけるペットの適正飼育についての助言 6 その他、動物に係る相談、助言等

避難者がペットを連れてきた場合には、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言します。

第7章 応援派遣等の対応

1 広域応援活動拠点

防衛省、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点となる施設は、原則として次の表のとおりとします。

なお、大規模震災災害派遣命令に基づく派遣における、師団規模の部隊の活動拠点は、三ツ沢公園、県立保土ヶ谷公園、根岸森林公園のいずれかとし、次の表にある使用可能な広域応援活動拠点を前進拠点として活用します。

項目	内容・条件等	対象施設
広域応援活動拠点	防衛省、緊急消防援助隊などが円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点	県立荏田高校 県立新栄高校 県立川和高校

2 他都市応援職員等の受入体制

他都市応援職員等を円滑に受け入れ効率的な応援活動を行うため、待機場所として区内の次の施設を指定します。

項目	内容・条件等	対象施設
他都市応援職員等の宿泊施設	他都市応援職員等が応援活動を行うための待機場所	横浜あゆみ荘

第8章 被災者等の避難対策

人命への危険性が高まる事態が発生した場合、市民の生命と身体を災害から守るため、次により安全かつ迅速に避難活動を実施します。

第1節 避難計画

1 避難指示等

(1) 基準

避難指示及び屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置の指示（以下「避難指示等」という。）は、地震発生後の災害の拡大により住民等の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に、市長又は区長が実施します。

(2) 避難指示等の伝達、避難誘導

区本部長は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、防災情報Eメール、緊急速報メール、区ホームページ等あらゆる手段を活用して避難指示等を伝達し、町の防災組織等の協力を得て避難誘導を行います。また、事前登録している聴覚障害者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信します。

(3) 避難指示等の報告

ア 区本部長が避難指示等を発令した場合

区本部長は、避難指示等を発令したときは、市本部に対し、避難指示等の発令日時や対象地域、対象世帯数等を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告し、危機管理システムに入力します。（解除のときも同様に報告します。）

イ 関係機関等への通報

区本部長は、避難指示等を発令したときは、所轄警察署等関係機関にその内容を通報します。

(4) 避難指示等の解除

区本部長は、避難指示等を解除した場合は、直ちに災情報Eメール、緊急速報メール、区ホームページ等により、区民が十分に了知できる方法で、その旨を公示します。

2 警戒区域の設定及び立退き

区本部長は、地震発生後に、二次災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命じることができます。

第2節 被災者の避難・受入れ

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった被災者が避難してきたときは、次により被災者の受入れを行います。

なお、身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴・使用については、同法に基づき対応します。

1 被災者の避難・受入れ

(1) 公的避難場所

ア 地域防災拠点（指定避難所）

地域防災拠点は、震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が避難生活を行い、また、ライフラインの停止などにより自宅での避難生活が困難となった住民が、物資や情報を入手する場所です。

イ 補充的避難所

区本部長は、避難者数等の増加により、地域防災拠点の収容能力を超える場合には、補充的避難所を開設します。

ウ 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者等については、区本部が協定締結した社会福祉施設等に福祉避難所の開設を要請し、受入れの決定を行います。

(2) 避難・受入割り当て

避難・受入れにあたっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りによりますが、被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入れを行います。

(3) 避難・受入期間

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

2 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

(1) 開設

市内1か所以上で震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したときは、全地域防災拠点を開設します。区本部拠点班、学校連絡調整者、地域防災拠点運営委員が、速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受入れに必要な措置を講じます。

(2) 閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（概ね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、区本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点運営委員長との協議を行ったうえで、地域防災拠点の閉鎖・統合・避難者の集約等を決定します。

また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災拠点の閉鎖について総合的に判断、決定し、地域防災拠点運営委員等に指示します。

(3) 避難者の受入れ支援

拠点班等職員や地域防災拠点運営委員会だけでは、避難受入体制が不十分である場合、教職員もその役割を担い避難者の受入れに必要な対応を行います。

(4) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアルの作成

地震発生から72時間までの間を目安に、運営委員の方々と避難者の方々が一体となって地域防災拠点を開設・運営していくための手順をまとめた「地域防災拠点」開設・運営マニュアルを作成し、必要に応じて見直しを行います。また、地域防災拠点運営委員会は「地域防災拠点」開設・運営マニュアルを基に各拠点の運営マニュアルを作成し、必要に応じて見直しを行います。

3 教職員における地域防災拠点の開設の対応

(1) 児童生徒在校時（勤務時間内）

地域防災拠点が開設された時点で、「避難支援班」に指定されている教職員は、学校が避難所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や地域防災拠点運営委員会委員との連携を図り、児童生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で運営に携わります。

(2) 休日・夜間等（勤務時間外）

- ア 連絡調整者（各学校3名指名）は、いち早く学校に参集し、学校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行います。
- イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、局動員体制の一員として、拠点開設・運営に従事し、その後もその2名については、「避難支援班」として拠点運営に従事することを原則とします。

4 地域防災拠点の管理・運営支援

地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、避難してきた者全員が協力して行います。

区本部長は、飲料水、食料、生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態など被災者、避難生活、ペットとの同行避難等に係る情報を拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに市本部被災者支援チームとの総合的な連絡調整を行います。

(1) 地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校の三者で構成されており、住民・行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりです。

区分	主 な 役 割
地域住民	地域防災拠点の開設及び運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロール、飼い主による同行ペットの飼育管理など
行政	地域防災拠点の開設・運営支援、避難場所の安全性の確保、避難者名簿の管理（災害時安否情報システム）、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設・運営支援など

(2) 避難生活の維持、管理

地域防災拠点運営委員会は、安全かつ秩序ある避難場所運営の維持に努めます。地域防災拠点運営委員会の主な活動は次のとおりです。

- ア 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
- イ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導
- ウ 防災資機材等を活用した救出・救助
- エ 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護
- オ 仮設トイレの設置や清掃、防疫対策などの環境衛生
- カ 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し
- キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
- ク 公的避難場所以外での避難者への情報提供、救援物資の要請受付
- ケ 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握、情報提供
- コ 防犯パトロールの実施
- サ 「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づいた対応
- シ その他必要事項

また、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおりです。

女性、要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目	
女性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） ・ 女性への性暴力等を防ぐための防犯の強化 ・ トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫） ・ プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 ・ 女性用物資の女性による配布 ・ 妊婦に対しての配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目では妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）
乳幼児・子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳等のスペースの確保 ・ 泣き声への対応（専用スペースの確保等） ・ 子どものプレイルームや学習スペースの確保 ・ 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症等への配慮 ・ 生活不活発病*の予防、早期発見と対応 ・ オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等） ・ 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の特性に配慮したスペースの確保 ・ 視覚・聴覚・知的障害者など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等） ・ 福祉用具など障害ごとの個別のニーズの把握
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） ・ 通訳ボランティアの確保 ・ 日本人との生活習慣の違いへの配慮
性的少数者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別を問わず設備・支援を安全・安心に利用できる工夫（多機能トイレの活用や個室の更衣スペースやその他の避難者と重ならない動線の確保 ・ 物資配布時の配慮（必要な人が必要な支給物品（衣服・下着・女性用物資）を受け取れる配慮等） ・ 同性パートナーの尊重等、多様な家族への配慮
感染症患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、有症者等の専用スペースやその他の避難者と重ならない動線の確保 ・ 地域防災拠点到着時の避難者の健康状態の確認 ・ 基本的な感染症対策である手洗いやマスクの着用の徹底 ・ 流行している感染症に合わせた対策の実施

※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

(3) 附帯設備の活用

ア 教室

(ア) 避難者の生活スペースとして使う場所は、体育館、教室の順とし、職員室、校長室、会議室、保健室、給食室等は使用しません。

(イ) 地域防災拠点運営委員会は、女性、乳幼児、高齢者、障害者、感染症患者等に配慮し、あらかじめ概ね3教室を確保し、利用します。（建物の被害状況等により柔軟に対応。）

イ 学校に整備されている次のような施設は、地域防災拠点運営委員会が有効に活用します。

(ア) 保健室

学校職員は保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難住民の応急手当ができる状態に整えます。その際、教育再開時に必要な物品（児童生徒のための備品や書類など）があれば、別途保管します。

地域防災拠点運営委員会は、保健室において、傷の清拭、消毒、ガーゼ・包帯等での応急処置を行います。また、医療救護隊が定点診療や巡回診療を行う際には、医療活動スペースとしても活用します。ただし、中等症以上の傷病者等については、災害時救急病院等へ搬送します。

(イ) 給食室・家庭科室

給食室は、学校給食の実施に支障のない範囲で、被災市民の援助に有効活用します。家庭科室も同様とします。

(ウ) トイレ

使用可能な場合は、仮設トイレに優先します。また、多目的トイレが整備されている場合は、女性、乳幼児、高齢者、障害者等が、優先的に利用します。

(エ) プールの水

防火用水、トイレ用水等に利用します。

(オ) 校庭等

緊急車両や物資等運搬車両の妨げとならないよう、自家用車の校庭への乗入れを禁止します。また、周辺道路への駐車も禁止します。

(カ) その他

被災市民のペット同行避難を想定し、地域防災拠点運営委員会は、あらかじめ学校敷地内（可能であれば、雨や風をしのぐことができる場所）等に、ペットの一時飼育場所を設定します。

5 補充的避難所の開設及び運営

(1) 開設及び運営

区本部長は、あらかじめ避難所が不足することが明らかで、多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合、又は避難所が機能しない場合等においては、区内の他の公共施設や民間施設等を補充的な避難所として開設します。

この場合、避難所の運営は地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が参加するものとし、その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とします。

(2) 対象施設

市立高校、避難所未指定の小学校、中学校、義務教育学校、県有施設、民間施設等（別に用途を指定した公共施設は除く。）

(3) 教職員の体制と備蓄品の確保

地域防災拠点に指定されていない学校が緊急の避難所となることが予想されるため、それら学校においては、発災時の教職員の体制づくり及び備蓄品等を確保します。

6 その他

自宅で被災生活を送る被災者（以下「在宅被災生活者」という。）及び地域防災拠点などの公的避難場所以外で、発災後、市民が任意に設置した避難場所（車中泊避難を含む。以下「任意の避難場所」という。）で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報や物資をそれらの収集、提供及び配付等の拠点となる地域防災拠点から得ることを基本とし、その対応は次のとおりとします。

(1) 地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等に、被災生活を送っている場所、避難者の住所・氏名及びその他必要事項を報告します。

- (2) 地域防災拠点に集まる情報や物資を入手するため、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等と調整を行います。
- (3) 情報や物資の提供等が不要となった場合は、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等へ、その旨を連絡します。

第3節 要援護者の避難と援護対策

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出・救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

1 区民、地域等の役割

項目	内容
区民、地域等の役割	1 自主防災組織等は、地域の助け合いを基本とし、地域ぐるみで震災から要援護者を守るため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民と連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行います。 2 地域の連帯という観点から主体的に要援護者の支援に取り組みます。 3 行政、関係団体等と相互に連携協力して、要援護者の援護を行います。

2 援護対策の基本方針

項目	内容
援護対策の基本方針等	1 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し、入院又は健康管理に対する適切な措置を講じます。 2 地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者については、福祉避難所での受入れを行います。 3 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努めます。 4 高齢者・障害者等要援護者に対しては、従前のサービスの提供のみではなく、早期に生活全体の安定を図る施策を実施することが必要であり、その視点で幅広く対応します。 5 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施します。ただし、多種多様な援護活動の実施にあたり、一人ひとりのニーズに応えた小回りの利く援護は、市民、地域、ボランティア等の持つ大きな力に期待するところが大きいため、的確な情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携、協力してきめ細かい援護を展開します。 6 地域防災拠点単位で、要介護状態にならないための取組を行います。

3 援護体制の確保

区本部長は、拠点班、援護班、健康福祉局各班(福祉施設担当)等から要援護者の状況を的確に把握し、速やかに必要な援護を行います。

- (1) 区本部拠点班は、運営委員会及び地域の「声かけ・見守り」のネットワーク等と連携し、要援護者の状況を把握し、区本部援護班に報告します。
- (2) 区本部援護班は、区で保管している災害時要援護者名簿を活用し、区本部拠点班、地域防災拠点運営委員会、地域の自主防災組織等と連携しながら、災害時要援護者の安否確認、状況把握を行います。

また、区内の民間福祉事業者等に協定等に基づく協力要請を行い、災害時要援護者の安否についての情報を収集します。

4 援護の実施

(1) 地域防災拠点での援護

- ア 要援護者の特性に応じた配慮・支援の実施
- イ 要援護者の状況把握等
- ウ 巡回健康相談等の保健活動
- エ 要援護者用スペース等の確保
- オ 福祉避難所での受入れが必要な要援護者の把握
- カ 高齢者へのコミュニティスペースの開放
- キ 妊産婦・母子の健康維持等
- ク その他必要な援護

(2) 在宅の要援護者等への援護

ア 在宅の要援護者の状況把握

区本部援護班は、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者、地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認、状況把握を行います。また、民間福祉事業者からの情報を収集し、要援護者の安否確認及び必要な援護策やサービス提供の支援・調整を行います。

イ 在宅の要援護者の支援活動

区本部医療調整班保健活動グループは、要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、区本部援護班や市本部医療調整チーム等と連携し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供・調整します。

(3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部長(援護班)は、要援護者や応急仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定します。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

なお、区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を要請し、健康福祉局長は必要な連絡調整を行います。

第4節 福祉避難所の開設及び運営

1 福祉避難所の開設及び運営

福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。

(1) 社会福祉施設等(入所、通所型)

社会福祉施設等における福祉避難所の開設及び運営は、施設職員が行います。

なお、福祉避難所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区本部援護班はボランティア等の受入窓口に協力を要請します。

(2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受入れが十分でないときは、市民利用施設を福祉避難所として開設し、要援護者を受け入れます。

福祉避難所の開設は、施設職員及び区本部援護班等が連携して行います。

なお、運営については、原則として家族及びボランティア等による自主運営を基本として、区本部援護班が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じます。

2 受入れの決定

福祉避難所での受入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。その際、要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し、受入施設を決定します。

- (1) 各施設が保有する専門分野での支援のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、

障害者施設は障害者を、児童施設は児童を受け入れることを原則とします。

(2) 入所型の社会福祉施設等は、原則として、重度の要援護者を対象とし、受入れにあたっては、緊急入所によるものとします。

(3) 通所型の社会福祉施設等、市民利用施設等は、福祉避難所としての受入れを行います。

(4) 区内の施設だけでは、受入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受入施設の調整を健康福祉局（地域福祉保健班）に要請します。

（第7部：資料編 資料06「都筑区福祉避難所一覧」参照）

第9章 警備と交通対策

震災時には、さまざまな社会的混乱や道路交通の混乱など予想されます。このため、市民の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが重要です。

第1節 大地震が発生した場合の警備対策

警察は大地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期することとします。

1 警備体制の確立

警察は大地震が発生した場合、警察本部に警備本部を、各警察署に警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と区本部は必要に応じてお互いに所要の要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

2 災害応急対策の実施

警察は、次の応急対策を実施します。

- (1) 情報の収集・連絡
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導等
- (4) 交通規制
- (5) 二次災害の防止
- (6) 社会秩序の維持

第2節 大地震が発生した場合の交通対策

警察は地震発生後、特に初期段階には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

また、交通規制状況を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両及び現場警察官による広報を積極的に実施します。

第10章 緊急輸送対策

震災が発生した場合、人員、物資等の輸送は、応急活動の基幹となるものであり、輸送路と輸送手段が同時に確保されて、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となります。

このため、緊急輸送路（緊急交通路含む。）等の道路啓開を最優先に行います。

第1節 輸送路の確保

1 道路の通行機能の確保

(1) 緊急巡回・点検

横浜建設業協会作業隊（以下「作業隊」という。）は、市域に震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送路等のあらかじめ定められた路線、区間について巡回し、都筑土木事務所地区隊（以下「土木地区隊」という。）に被害状況を報告します。

土木地区隊は、区民からの通報や作業隊からの報告による緊急輸送路等の重要な被害箇所及び構造物の点検を行います。

(2) 道路被災状況の把握・伝達

土木事務所地区隊は、緊急輸送路等の被害について、通行止めや応急措置を作業隊に指示するとともに、職員動員時に把握した情報、市民の通報、作業隊の巡回報告、緊急点検等により被災状況を把握し、道路局(情報収集班)に報告します。

(3) 道路啓開の実施

都筑土木事務所地区隊及び作業隊は、市本部の道路啓開方針を最優先とし、緊急輸送路等について、警察等と連携し、作業隊、支援隊の協力を受けて路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、原則として2車線の通行帯を確保します。

道路啓開を行う路線については、第7部：資料編 資料 09「都筑区緊急巡回・点検路線図」参照。

2 都筑区の緊急交通路指定想定路

被災者の救助等の災害応急対策用車両の通行する道路として、県公安委員会が次の道路を指定しています。

- (1) 第3京浜
- (2) 国道246号
- (3) 県道12号（横浜上麻生線）
- (4) 県道13号（横浜生田線）
- (5) 県道45号（丸子中山茅ヶ崎線）

第2節 輸送体制の確保

1 輸送車両等の確保

輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が保有し又は直接確保できるもの（自動車、バイク、自転車、組立て式リヤカー等）を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部本部運営チームを経由し、関係各局長に輸送車両等の調達を要請します。その際、通常の方法により燃料が確保できない場合は、協定企業に対し供給協力を要請します。

2 緊急通行車両の確認

大地震が発生した場合の交通規制が行われたときは、指定された通行禁止区域、通行制限区域及び緊急交通路において、緊急通行車両及び緊急輸送車両以外の一般の車両の通行が禁止・制限されるため、災害応急対策に使用する車両については、平時から緊急通行車両確認証明書の交付を受けておき、発災後速やかに確認標章の交付を請求します。

なお、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付け、確認標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示します。

第11章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索

1 捜索活動

市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の捜索を神奈川県警察、横浜海上保安部、自衛隊など関係機関の協力を得て遅滞なく実施します。

2 行方不明者の把握

(1) 届出の受理

区本部長は捜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録する。

(2) 行方不明者の調査

区本部長は、死亡者名簿と避難者名簿の確認や地域防災拠点等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行う。

(3) 行方不明者の確定

市本部の本部運営チーム及び区本部長は、警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努める。

3 後方支援活動

(1) 区本部長は、防災関係機関及び町の防災組織、地域防災拠点運営委員会等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方支援活動(警備、交通整理、広報等)を行います。

(2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各局長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等に対し消防応援、重機等の出動などの協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、遺族の感情へ十分に配慮するとともに、次により適切に対応します。

1 関係機関との連携

(1) 神奈川県警察

検視を担当する神奈川県警察とあらかじめ協議し、実施体制等を確立するとともに、平常時から定期的に訓練を実施します。

(2) 葬祭業者

遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき、遅滞なく実施します。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗等に配慮した環境を早期に確立します。

また、遺体安置所では葬祭業者と連携して、遺族が身元確認しやすい環境を整備します。

2 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所の機能は震災で亡くなられた遺体を一部保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

(2) 施設の指定

区長は、あらかじめ都筑スポーツセンターを遺体安置所として指定します。

なお、必要に応じて他の施設を確保します。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行う。	都筑スポーツセンター

(3) 開設・運営

- ア 多数の遺体が生じることに備え、警察と協議の上、遺体安置所を早期に開設します。
- イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、職員の応援派遣等の支援を行います。
また、各施設状況に応じ遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認のうえ、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

(4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

市外からの問合せや早期の身元判明につながるよう、遺体情報については、市本部遺体取扱いチームで一元的に管理し、市民や各遺体安置所への情報提供を実施します。

3 遺体の処理

(1) 遺体の発見と通報

本市職員は、災害現場から遺体を発見した場合、又は遺体発見の連絡を受けた場合は、直ちに所轄の警察署または直近の警察官にその旨を通報します。

(2) 遺体の搬送

市本部は、捜索により収容された遺体を、区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

(3) 遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の処置

区本部長は、検視・検案後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、納棺します。

(4) 身元確認と遺体の引き渡し

ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

イ 区本部長は、身元不明遺体については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を地域防災拠点等に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

(5) 死亡者数の確定と広報

死亡者数の計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が死亡者名簿等の死亡者に関する情報を相互に共有し確定します。

遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行います。

4 火葬

(1) 実施体制

区本部長は、健康福祉局長が実施する火葬のため、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、協定に基づき、(一社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による輸送を要請します。

(2) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第12章 物資等の供給

市民生活の安定を図るには、飲料水や生活水の早期供給のための応急給水と食料・生活必需品などの救援物資の受入・配分が不可欠になります。

第1節 応急給水

水道施設が被災し管路による給水が困難なときは、応急的に配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、配水池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。その後は、耐震管路上に設置している緊急給水栓から給水するとともに、逐次速やかに復旧工事を行い各戸給水まで回復させます。また、プールの水、井戸水等も生活水として利活用を図ります。

1 水道局が行う応急給水

直接給水できる主な災害時給水所は、次の通りです・

- (1) 配水池
- (2) 災害時地下給水タンク
- (3) 緊急給水栓
- (4) 耐震給水栓

2 区本部が行う応急給水

- (1) 備蓄している水缶詰の配布の支援
- (2) 地域防災拠点等で受水槽等に残っている水の給水
- (3) 災害用地下給水タンクに緊急給水装置の設置・運用を行う市民への支援
- (4) 水道局が地域防災拠点に運搬給水を行った後の、避難者等への水の配布
- (5) 緊急給水実施場所の案内
- (6) ひとり暮らし高齢者等への運搬給水等の調整（住民、ボランティアへの応援依頼）
- (7) プール及び災害応急用井戸からの直接給水（生活水として使用するが、飲用は不可）

第2節 物資の供給

震災により住家等に被害を受け、食料と自炊手段を失った場合又は生活必需品を喪失した場合、次により被災者に対して、速やかに物資の供給を実施します。

1 供給方法

- (1) 発災直後から概ね3日間

発災直後は、避難所等の被災者のニーズの把握、又は区本部、避難所等からの物資要請が困難となる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部物資チームは要請がなくても必要物資を確保し、避難所に供給します。（プッシュ型供給）

- (2) 発災から4日目以降

区本部は、避難所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部物資チームに要請します。（プル型供給）

2 供給対象者

物資供給の対象者は、おおむね次のとおりです。

- (1) 避難所の被災者
- (2) 住家に被害を受けたことにより、炊事ができない者又は生活必需品を喪失した者
- (3) 旅行者、滞在者
- (4) 災害応急対策に従事する者
- (5) その他区本部長が必要と認める者

3 物資の確保と配分

- (1) 非常用備蓄の優先
区民の非常用備蓄及び持ち出した物資の消費を最優先とします。
- (2) 地域防災拠点の備蓄利用
地域防災拠点防災備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い、利用します。
- (3) 方面別備蓄庫等からの供給
地域防災拠点等の物資に不足が生じた場合、市本部物資チームは、協定に基づく物流業者に、方面別備蓄庫等の物資の輸送を要請します。
- (4) 物資配付の優先順位
区民は、物資が公平に分配されるよう相互に協力することとします。物資配布の優先順位は次のとおりです。
 - ア 要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）及び子ども
 - イ 地域防災拠点の避難者
 - ウ 任意の避難場所の避難者及び在宅被災生活者
 - エ その他（帰宅困難者等）

4 備蓄物資が不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する物資が不足する場合は、被災者数を集計し、必要な物資の品目・数量を把握し、市本部物資チームに調達を要請します。
また、補完的な調達として、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）から市が締結した協定に基づき店頭在庫を優先的に調達します。

第3節 救援物資の受入れ・配分

区本部長は、「救援物資受入・配分マニュアル」に基づき、ボランティア等の協力を得て物資の受入・配分を実施します。

また、市本部で締結する各種協定に基づいた、関係機関への協力要請を実施します。

項目	施設名称
都筑区物資集配拠点	荏田南中学校

第13章 災害廃棄物等の処理

第1節 基本的な考え方

大規模災害発生時には、家庭などから排出される災害廃棄物の処理が進まず、生活再建の支障となり、被災者の心身の大きな負担となります。このため、災害廃棄物への早期の対応が重要となります。

1 災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）

- (1) し尿
地域防災拠点等でのくみ取り式仮設トイレなどから発生するし尿
- (2) 生活ごみ・避難所ごみ
 - ア 平時と同様に、日々の生活から発生するごみ
(燃やすごみ、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトルなど)
 - イ 使用済みトイレパック等
- (3) 路上廃棄物
発災後の道路啓開に伴う廃棄物
- (4) 片付けごみ
被災した建築物内の片付けで発生するごみ
(被災により破損した食器類、蛍光灯など燃えないごみ及び家具・家電類)

- (5) 災害がれき
災害により損壊した家屋・事業所等の解体・撤去等に伴って発生する廃棄物
(木くず、コンクリート片、金属くずなど)
- (6) 津波堆積物
津波によって漂着した製品等や堆積した汚泥等

2 し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等におけるし尿処理は、衛生的、生理的、精神的な理由から緊急に解決しなければならない重大な問題の一つであるため、早急に「トイレ対策」を実施します。し尿の収集は発災2日目以降に地域防災拠点の仮設トイレから開始します。また、発災後は人命に係る応急対策、被災者支援などの災害対応を優先的に行う必要があるため、生活ごみ・避難所ごみは収集体制を整え、発災から72時間までに順次収集業務を開始します。

また、倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」(破損した家具や食器等)が、無秩序に排出されると早期の復旧・生活再建の妨げになることから、「生活ごみ」等とは区別して、収集します。

なお、解体廃棄物(災害がれき)は復旧期に対応します。

第2節 トイレ・し尿対策

1 地域防災拠点における対応

地域防災拠点の使用可能な既存トイレを優先的に利用しますが、下水管や建物内の配管が損傷した場合や断水などによって水洗用水が無い場合、トイレが不足する場合には、災害用仮設トイレを利用します。

(1) 学校の既存トイレの使用

学校の使用可能な既存のトイレを利用します。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プールの水や水再生センター処理水を水洗用水として活用します。また、破損した排水設備については、民間事業者の協力を得て補修し、利用します。

(2) 備蓄仮設トイレの設置及び使用

ア 災害時に下水配管が損傷した場合は、既設トイレの使用を禁止し、備蓄仮設トイレ(くみ取り式又は下水直結式)を利用します。なお、くみ取り式と下水直結式の両方の仮設トイレを備蓄している地域においては、し尿収集業務の効率を考慮し、下水直結式を優先して利用します。

イ 仮設トイレの設置にあたっては、男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行います。

ウ 備蓄仮設トイレが設置されるまでの間又はトイレが不足する場合は備蓄トイレパックを利用します。また、備蓄仮設トイレが不足する場合には、区本部からの要請に基づいて収集事務所等に備蓄されている仮設トイレを配置します。

エ 備蓄トイレパックは既存トイレの便器にセットし利用します。また、和式トイレの利用が難しい人のために、既存の和式便器に備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用します。

(トイレパック：汚物をビニール袋に入れ、凝固剤で固め燃やすごみとして処理します。)

オ 備蓄仮設トイレは地域防災拠点運営委員会が組み立て、設置します。

(3) 仮設レンタルトイレの配置

区本部は、各地域防災拠点の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・下水道復旧の見通しを把握し、仮設レンタルトイレの必要台数を市本部物資チームに連絡します。また、仮設レンタルトイレの撤去の要請についても区本部から市本部物資チームに連絡します。



2 仮設トイレの管理

- (1) 仮設トイレの清掃管理は地域防災拠点の運営委員会が行います。
- (2) 地域防災拠点運営委員会は、トイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を区本部に連絡し、区本部は環境創造局へ報告します。

3 し尿くみ取り対策

地域防災拠点のくみ取り作業は、災害発生後2日目から開始します。なお、通常のくみ取り作業は発災後2週間停止します。

第3節 家庭系ごみ対策

発災直後は、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を基本としますが、発災から72時間までには、収集体制を整え順次収集業務を開始します。

1 家庭系ごみの収集

「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平常時と同様にごみの分別をします。また、発災から1か月程度は「燃やすごみ」を最優先に収集し、次に「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」の収集を行います。

2 片付けごみの収集

倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）が無秩序に廃棄され、生活衛生環境の悪化だけでなく、収集作業や緊急車両の進入を阻害することが懸念されるため、「片付けごみ」は日常の「生活ごみ」とは区別し、別途収集します。

第14章 学校活動と保育

第1節 発災時の対応

1 児童生徒の安全確保

(1) 在校時の対応

ア 学校長は、地震発生後、直ちに、児童生徒の安全確認、被災状況の確認を行い、その状況を教育長及び区本部長に報告します。さらに、状況に応じた学校の防災計画等に基づいた適切な措置を講じるとともに、教職員の誘導により児童生徒を校庭、広域避難場所等に避難させるなどの安全確保措置を講じます。

その際、区本部長と緊密な連絡を取るとともに、必要に応じて地域住民の協力を得るなどの安全対策に万全を期します。

イ 児童生徒の安全確保ののち、学校長は、児童生徒の預かり、引き渡しについては、以下のとおりとします。

なお、あらかじめ、各保護者や地域等の取り決め等が交わされている場合はこの限りではありません。

(ア) 小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととします。

(イ) 高等学校

あらかじめ、保護者から学校に預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととします。

(2) 在宅時の対応

ア 学校長は、動員により参集した教職員に、児童生徒の安全を確認させるとともに、それぞれの被災状況の把握を行います。

イ 夜間・休日など学校に教職員等がない時間帯に発災した場合、子どもは親の管理下にあるため、児童生徒の安否確認は地域防災拠点等から情報を得るなどの形で行うこととし、教職員は人員不足が想定される地域防災拠点の運営等支援をします。

2 児童生徒の避難行動

- (1) 通級指導教室、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブの避難行動
学校管理下での「児童生徒の預かり（留置き）」を原則とし、保護者が学校に引き取りに来るまで学校に留め置くこととします。土曜日や長期休業中など、教職員がいないことが想定される場合についての対応は、あらかじめ学校と取り決めをしておきます。
- (2) 放課後児童クラブ（学童クラブ）における避難行動
あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等（放課後児童クラブ・小学校・義務教育学校も含む）の安全な場所を避難場所に決めておきます。また、避難場所に、保護者が引き取りにくるまで、指導員等の管理下で「児童の預かり（留置き）」を原則とします。

3 学校施設の被害状況報告

学校長は、地震発生後、速やかに学校施設、設備及び周辺の被害状況等を調査し、被害状況を教育長及び区本部長に報告します。

4 発災後の休校期間

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも観測された場合、原則として当日及び翌日は休校とします。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。

第2節 学校教育の再開に向けた対応

学校教育再開にあたり、地域防災拠点に指定され、避難所が引き続き開設されている場合は、学校の再開に関して、避難住民や地域住民などと、必要な事項について協議を行います。

なお、区本部、拠点運営委員会及び学校は、拠点運営委員会の体制確保、拠点班等職員の配備、避難者による運営支援などに積極的に取り組み、教職員が拠点運営から教育活動の再開に向けた準備へと順次移行できるよう、体制を整備します。

第3節 保育の早期再開

区本部長は、区内の市立保育所施設長（以下「施設長」という。）に対し、保育士をあらかじめ定めた配置につけ、児童の安全確保、施設の管理、保育の早期再開に向けた活動などの応急活動を命じます。また、こども青少年局長と協議し、私立保育園の被害状況や、市内の被害状況から、必要と認められるときは、代替施設での臨時保育等を検討し、実施します。

第15章 災害ボランティア活動

第1節 専門的ボランティアの活動

専門的ボランティアの区分に応じた担当部署、受入窓口等については次のとおりです。

No.	区分	担当部署	受入窓口	対応
1	応急医療・保健・福祉・衛生等に関する業務 (医療関係者(医師・歯科医師・看護師・薬剤師・保健師・助産師・社会福祉士等)) ※保健・福祉・衛生 こころのケア 高齢者・障害者の看護・介護含む	医療局(がん・疾病対策課) 健康福祉局 (福祉保健課・こころの健康相談センター・ 高齢健康福祉部・障害福祉部)	医療局がん・疾病対策課 (市本部医療調整チーム)	医療関連については、市本部医療調整チームが、受入調整を行う。
2	①手話 ----- ②要約筆記通訳(日本語)	健康福祉局 障害福祉課	健康福祉局 障害福祉課	手話通訳ができるボランティアに協力を依頼する。
3	理容師・美容師	健康福祉局 生活衛生課	健康福祉局生活衛生課	横浜市理容連合会及び横浜市美容組合連絡協議会を通じて、理容師・美容師の受入調整を行う。
4	①獣医師 ②動物愛護団体等(ペットの保護収容・移送等)	健康福祉局 動物愛護センター	動物愛護センター	公益社団法人横浜市獣医師会等が中心となって運営する横浜市動物救援本部への獣医師等のペットの医療・飼養関係従事者の受入調整を行う。
5	児童福祉施設等(保育士・放課後キッズクラブ・学童クラブの専門職含む)	こども青少年局 こども家庭課 障害児福祉保健課 保育・教育運営課 放課後児童育成課	こども青少年局 こども家庭課 障害児福祉保健課 保育・教育運営課 放課後児童育成課	原則、国・地方自治体等からの応援で対応する。
6	アマチュア無線技士等	総務局危機管理室 緊急対策課	各区本部	横浜市アマチュア無線非常通信協力会を通じて、通信の協力を依頼する。
7	外国語支援(通訳・翻訳)	国際局	横浜市外国人震災時情報センター ※横浜市国際交流協会(YOKE)内	外国語のできるボランティアに、通訳・翻訳を依頼する。 (第2部第6章第6節参照)

第2節 一般ボランティアの活動支援

1 ボランティア窓口の設置

区本部長は、震災発生後、ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に対応するため、職員（区本部ボランティア班）を配置し、ボランティアの対応窓口を設置します。

なお、窓口を設置したときは、区本部長は直ちに市民局長に対応窓口の場所及び連絡先を報告します。

2 ボランティアが活動しやすい環境の確保

(1) 区災害ボランティアセンター用施設の提供

区本部長（ボランティア班）は、区社会福祉協議会及び区災害ボランティアネットワークに対し、速やかに都筑区民活動センターを区災害ボランティアセンターの活動拠点として提供するとともに、本市及びボランティア双方の活動が円滑に実施されるよう調整します。

(2) ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報提供

区本部長は、ボランティアの協力を必要とする業務や被災者からのボランティアニーズ等を把握し、災害ボランティアセンターと情報共有し、全国のボランティアに対して、災害ボランティアセンターや市のホームページで、被災地の状況等とあわせて的確な情報を提供します。

(3) 都筑区災害ボランティアセンターの役割について

項目	役割
都筑区災害ボランティアセンター	区社会福祉協議会及び区災害ボランティアネットワークが以下を行います。 1 被災者及び地域防災拠点からのボランティアニーズの収集 2 ボランティア希望者の受付 3 ボランティアニーズとボランティア希望者とのコーディネート、ボランティアの派遣 4 各区本部及び地域防災拠点、市災害ボランティア支援センターとの連絡調整

※区本部（ボランティア班）は、区災害ボランティアセンターの活動への支援として、電話・ファックス・パソコン・無線等の通信機器、コピー機、明細地図等の事務用品を可能な限り貸し出します。

第16章 公共施設等の応急・復旧対応

第1節 公共施設における応急対応

1 利用者等の安全対策、避難誘導

各施設の管理責任者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため必要と認められるときは、最寄りの避難場所やその他安全な場所（施設内を含む）に利用者等を避難誘導します。

また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して、避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図ります。

2 応急措置

(1) 出火防止措置

各施設の管理責任者は、直ちに点検、出火防止措置を講じます。万一火災が発生したときは、直ちに所轄消防署に連絡するとともに、消火設備、消火器等を用いて初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期します。

(2) 被災状況の把握と報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を区本部に報告します。

(3) 避難者受入れの報告

各施設の管理責任者は、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに区本部に報告します。

3 本計画等に基づく運用の準備

本計画等により、発災時の応急活動の拠点等として位置づけられている施設の管理責任者は、速やかに本計画等に基づき運用するために必要な措置を講じます。

ただし、施設の機能に支障が生じているときは、直ちに区本部にその旨を報告します。

第2節 土木施設の応急対応

震災により、道路、橋りょう、河川等の都市施設が被災したときは、消火、救出救助、物資輸送等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限にとどめるため、速やかに応急復旧を実施します。

第17章 津波対策

都筑区における津波被害については、横浜市で最も大きな津波が想定されている慶長型地震でも被害はないとされていますが、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、全職員が区役所に参集し、他区の応援対応などを行います。

【参考】

1 横浜市の津波に対する防災体制

(1) 災害対策本部等の設置

津波予報の発表があった場合の防災体制は、次のとおりです。

津波予報の種類別	市	区
津波注意報が発表されたとき	市災害対策警戒本部	区災害対策警戒本部
津波警報が発表されたとき	市本部	区本部
大津波警報が発表されたとき		

(2) 災害対策本部等の廃止

- ア 津波注意報、津波警報及び大津波警報解除が発表されたとき
- イ 津波による被害の応急対策が概ね完了したとき

(3) 災害対策本部の構成区局

全区局を対象とします。

(4) 警戒本部の構成区局及び配備体制

津波注意報に伴う警戒本部の構成区局は、原則として次のとおりです。

局	政策局、総務局、環境創造局、港湾局、消防局、道路局
区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区

2 津波警報又は大津波警報発表時の初動体制

津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表され、市内に震度5強以上の地震が発生していない場合は、避難の指示を行うため、原則として職員はあらかじめ定められた動員先に動員し、災害対応を行います。

この際、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区の8区は、津波情報等の収集や避難の指示などの災害対応を行います。

第18章 ライフライン等の応急・復旧対策

第1節 電気・ガス・電話施設の応急対策

1 東京電力パワーグリッド(株)

地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握して速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。

項目	主な対応措置
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常災害対策本部の設置 震災が発生した場合、あるいは発生が予想される場合には、総支社に非常災害対策本部を、支社に非常災害対策支部を設け、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持するとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止する。 2 電力供給継続の原則と危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。 3 電力の融通 災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会社と締結している「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を実施する。 4 関係機関との連携 市（区）災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。
応急対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。 2 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。 3 防災上の重要拠点に対する電力供給は、震災状況、復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行うが、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等に対しては、優先的に送電する。 4 被害の状況等を勘案し、復旧応援隊の編成・出動をさせる。
広報対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気による二次災害防止の注意喚起 (1) 避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切る。 (2) 感電事故の防止（垂れ下った電線には絶対触れない等） (3) 漏電等による出火防止（冠水した屋内配線、電気機器等は使わない） (4) 電気器具のコンセントを抜く。 2 被害状況及び復旧見通し等
復旧資材の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 各事業所においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は速やかに確保する。 2 復旧資材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行うが、不足する場合は他業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図る。 3 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保する。

2 東京ガス(株)

項 目	主な対応措置
基本方針	<p>1 非常災害対策本部・支部の設置 非常事態が発生した場合、非常体制に対応する災害対策組織により、災害対策活動を行う。</p> <p>2 関係機関との連携 市（区）災害対策本部へ要請に基づき、協議のうえ必要に応じて職員を派遣又は通信手段を活用し、関係機関等と連携を図る。</p>
応急対策	<p>1 情報の収集 災害が発生した場合、気象庁の発表する情報、ガス施設等被害状況および復旧状況を迅速・的確に把握する。</p> <p>2 災害時における応急工事 非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況等を把握し二次災害の発生を防止する。</p> <p>3 危険予防措置 ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、非難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>4 復旧作業の実施</p> <p>(1) 製造設備の復旧作業 被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。</p> <p>(2) 供給設備の復旧作業 供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、被害状況に応じて次の復旧作業を組み合わせで行う。</p> <p>ア 高・中圧導管の復旧作業 ①区間遮断 ②漏えい調査 ③漏えい箇所の修理 ④ガス開通</p> <p>イ 低圧導管の復旧作業 ①閉栓作業 ②復旧ブロック内巡回調査 ③被災地域の復旧ブロック化 ④復旧ブロック内の漏えい検査 ⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理 ⑥本支管混入空気除去 ⑦灯内内管の漏えい検査および修理 ⑧点火・燃焼試験（給排気設備の点検） ⑨開栓</p>
広報対策	<p>1 広報活動 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。</p> <p>2 広報の方法 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。</p> <p>3 復旧マイマップのホームページの公表 ガスの供給停止状況や復旧進捗状況をお知らせする。</p>

3 東日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ

項目	主な対応措置
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置 震災が発生した場合、災害対策本部を設置し、速やかに被害状況の把握、重要通信の確保等の応急措置を講じるとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止する。 2 重要通信の確保 防災関係機関等にて扱う災害時優先電話の通信を優先的に確保する。 3 関係機関との連携 市本部に職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。
通信の確保対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 NTTの通信設備が被災した場合は、応急用資機材及び災害対策機器(移動電源車、移動無線車、応急ケーブルなど)を配備し、施設の復旧及び通信の確保にあたる。 2 避難所へ災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に努める(東日本電信電話(株)) 3 防災関係機関へ携帯電話の貸出し((株)NTTドコモ) 4 災害救助法が適用される規模の災害等発生時においては、公衆電話の無料化を実施する。(東日本電信電話(株)) 5 電気通信設備の点検 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備の巡回・点検及び措置 (2) 災害対策用機器及び車両の点検、整備 (3) 資機材の点検、確認及び輸送の確保 6 応急措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨時回線の作成 (2) 中継順路の変更 (3) 規制等そ通確保 (4) 災害時用公衆電話(特設公衆電話) (5) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害伝言版「web171」の開設(東日本電信電話(株)) (6) 災害用伝言板の開設((株)NTTドコモ) (7) その他必要な措置
広報対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧に対してとられている措置、復旧状況等 2 通信の途絶又は利用制限の状況及びその理由 3 利用制限をした場合の代替となる通信手段 4 利用者への協力のお願 <ol style="list-style-type: none"> (1) 重要通信の優先について (2) 各家庭等での電話機の点検(地震による揺れで受話器が外れていないか) (3) 災害用伝言ダイヤルの開設について(東日本電信電話(株)) (4) 災害用伝言板の開設について((株)NTTドコモ) (5) 復旧エリアマップのホームページの公開((株)NTTドコモ) 5 その他必要事項

4 KDDI(株)

項目	主な対応措置
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置 震災が発生した場合、あるいは発生が予想される場合には、本社内（関東に設置不能の場合、関西に設置）に災害対策本部を、発生地区においては、現地対策室（若しくは現地連絡室）を設け、速やかに被害状況の把握、重要通信の確保等の応急措置を講じるとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止する。 2 重要通信の確保 警察、消防機関等、非常通信を行うことを要する防災関係機関の通信を優先的に確保する。 3 関係機関との連携 市災害対策本部に職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な情報連携を図る。
通信の確保対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 固定通信網（局舎、基幹ケーブル等）や移動体通信網（基地局等）の通信設備が被災した場合は、応急用資機材及び災害対策機器（電源車、車載型基地局、可搬型基地局、応急ケーブルなど）を速やかに配備し、施設の復旧及び通信の確保にあたる。 2 災害時に設置される避難場所には、衛星携帯電話や携帯電話等の通信手段確保に努める。 3 防災関係機関からの要請がある場合は、災害時用の衛星携帯電話・携帯電話の台数確保に努め、可能な範囲で貸出しを実施する。 4 災害救助法が適用される場合は、通信料金（電話・データ通信）の減免や支払期限延長を検討する。 5 電気通信設備の点検 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備の巡回・点検及び措置 (2) 災害対策用機器及び車両の点検、整備（燃料の確保、緊急車両手続き実施含む） (3) 資機材の点検、確認及び輸送の確保 6 応急措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 断線箇所の迂回等経路切り替え実施 (2) トラフィックコントロール（通信規制）による疎通確保 (3) 携帯電話による災害時提供サービスの開設 <ol style="list-style-type: none"> ア 災害用伝言板 イ 災害用音声お届けサービス (4) その他必要な措置
広報対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧に対してとられている措置、復旧状況等 2 通信の途絶又は利用制限の状況及びその理由 3 利用者に対する周知・ご協力をお願い <ol style="list-style-type: none"> (1) 警察、消防機関等の重要通信の優先について (2) 事業所、各家庭等での電話機器点検実施のお願い（回線・電源等の接続確認） (3) 災害時提供サービス（前述「通信の確保対策」6－（3））の開設について 4 その他必要事項

5 ソフトバンク(株)

項目	主な対応措置
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部等の設置 震災が発生した場合、あるいは発生が予想される場合には、災害対策本部等の対策組織を確立して、速やかに被害状況の把握、重要通信の確保等の応急措置を講じるとともに、被災の回復、被害の拡大、二次災害の発生を防止する。 2 重要通信の確保 警察、消防機関等、非常通信を行うことを要する防災関係機関の通信を優先的に確保する。 3 関係機関との連携 必要に応じて市災害対策本部に職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な情報連携に努める。
通信の確保対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信設備が被災した場合は、応急用資機材及び災害対策機器を配備し、施設の復旧及び通信の確保にあたる。 2 防災関係公共機関からの要請がある場合は、災害時用の衛星携帯電話・携帯電話の台数確保に努め、可能な範囲で貸出しを実施する。 3 災害時に設置される避難場所には、携帯電話端末等の通信手段確保に努める。 4 災害救助法が適用される場合は、通信料金の減免や支払期限延長等を検討する。 5 電気通信設備の点検 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備の巡回・点検及び措置 (2) 災害対策用機器及び車両の点検、整備 (3) 資機材の点検、確認及び輸送の確保 6 応急措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 断線箇所の迂回等臨時回線の作成 (2) トラフィックコントロール（通信規制）による疎通確保 (3) 災害用伝言版サービスの開設 (4) その他必要な措置
広報対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧に対してとられている措置、復旧状況等 2 通信の途絶又は利用制限の状況及びその理由 3 利用者に対する周知・協力のお願い <ol style="list-style-type: none"> (1) 重要通信の優先について (2) 事業所、各家庭等での電話機器点検実施のお願い（回線・電源等の接続確認） (3) 災害用伝言板の開設について（ソフトバンク(株)） (4) 復旧エリアマップのホームページの公開（ソフトバンク(株)） 4 その他必要事項

第2節 鉄道機関の応急対策

1 鉄道機関の運行規制の内容等

機関名/項目		運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置等	
市営地下鉄	運転規制の内容	地震の規模	運転規制の内容（総合司令所長の取扱い）
		震度4	1 全列車に25km/h以下の注意運転を指示する。 2 乗務員及び駅長の点検結果により、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除する。
		震度5弱	1 局設置の地震計で震度5弱の地震が発生した場合は、全列車停止する。 2 震動停止後、各列車の乗務員に先行列車の位置まで、25km/h以下の注意運転を指示する。 3 乗務員及び駅長の点検結果により、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除する。
	震度5強以上	1 局設置の地震計で震度5強以上の地震が発生した場合は、全列車停止する。 2 施設区長及び電気区長の点検結果により、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除する。	
		※ 震度5弱以上の緊急地震速報（局システム）を受信した場合は、全列車自動停止する。	
	乗務員の対応	1 駅間に停止した列車は、総合司令所長から、最徐行による注意運転の指令を受けて最寄り駅に停止させる。 2 送電停止により駅間に停止した場合、総合司令所長に報告し、指示を受ける。 3 停電等の理由により、長時間にわたって運転再開不能となった場合で、総合司令所長から、乗客を避難誘導する旨の指令があった時は、乗客を最寄り駅に誘導する。 4 乗務員は、旅客に対して車内放送等により地震情報と列車の運転状況等を案内し、旅客の動揺、混乱を防止する。	

2 鉄道機関の行う応急活動

鉄道機関	主な応急活動
市営地下鉄	震災が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期する。 1 被害状況の把握 2 負傷者の応急救護 3 旅客の安全確保、避難誘導(負傷者、幼児、障害者、高齢者等を優先する)、混乱防止と輸送状況の広報 4 出火防止及び初期消火 5 線路、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧 6 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携 7 応急輸送活動

第3節 バス輸送機関の応急対策

バス機関	運転中の対応/応急活動
市営バス 東急バス(株) 神奈川中央交通(株)	<p>[運転中の対応]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運転士は、地震を覚知したときは直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車させ、エンジンを止め車内乗客に対し、冷静な行動を呼びかける。 2 バスを停車させる場合、その停止位置がガソリンスタンド、高圧ガス貯蔵所、がけ崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、消火栓の周辺、電柱や塀の脇、高圧線の真下その他危険と思われる場所は、極力避ける。 また、やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認のうえ、その旨を乗客に告げる。 3 車両への防災上必要な措置 <p>[応急活動]</p> <p>震災が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 負傷者の救出救護 3 旅客の安全確保、避難誘導(負傷者、幼児、障害者、高齢者等を優先する。)、混乱防止 4 出火防止及び初期消火 5 車両、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧 6 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携 7 応急輸送活動

第4部：復旧・復興対策

第1章 市民生活の安定・復旧

震災が発生した場合、多数の市民が家財や住家を喪失するなどの被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたします。

本市及び防災関係機関は相互に協力して、被災した市民の生活の早期回復と自力復興を促進するための緊急措置を講じ、市民生活の早期安定と社会秩序の維持を図ります。

第1節 被災者の生活援護

被災者の自立復旧と復興を支援するために用意されている各種の支援制度については、平常時から広く市民等に周知するとともに、災害時に様々な手段を活用して「横浜市被災者支援に関する各種制度」を広報し、迅速かつ適切な被災者支援の実施に努めます。

1 生活相談

関係各局長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問合せ、相談、要望等に対応します(ここでは、市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになる発災後4日目以降)。

区本部長は、臨時区民相談室を継続して設置し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金等の支給等

区本部長等は、被災者等に対して、次の弔慰金等の支給・貸付等を行います。

名称	対象者	種別
災害弔慰金	遺族	支給
災害障害見舞金	精神又は身体に著しい障害を受けた者	支給
災害援護資金	家財等に被害のあった者(災害救助法の適用あり)	貸付
生活福祉資金	低所得世帯(災害救助法の適用に至らない災害時)	貸付
災害見舞金・弔慰金*	被災者又はその遺族	交付

※災害弔慰金が支給された場合には、弔慰金は交付しません。

3 義援金の受付、配分

健康福祉局長は、震災に伴い義援金を募集する必要があるとき及び義援金配分方法を決定するときは、「義援金募集配分委員会」を開催します。

義援金の受入れは、健康福祉局で行い会計室長が保管します。義援金の配分は、「義援金配分委員会」が決定し、区本部長が指定する場所で迅速かつ適正に配分します。

4 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

(第7部：資料編 資料16「市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等」参照)

第2節 被災者の住宅確保、応急修理等

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった被災者のために、住宅の確保又は被災した住宅の応急修理等を行い、住生活の早期回復と安定を図ります。

1 応急仮設住宅の供与

建築局長は、必要に応じて、被災者に対し、応急仮設住宅の供与を実施します。

- (1) 応急仮設住宅の供与方法
建設型応急住宅と賃貸型応急住宅によるものとします。
- (2) 本市の執行体制及び区本部の役割
多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅建設等推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進します。
区本部は、「応急仮設住宅建設等推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設仮設住宅候補用地の状況確認、入居者募集と選定、建設型応急住宅の維持管理及び入居者支援等を行います。

2 入居基準等

- (1) 入居対象者
住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者等
- (2) 入居者の選定等
 - ア 建設型応急住宅
高齢者、障害者、妊産婦等の災害時要援護者およびその他の世帯における優先順位を設定します。また、募集エリアなど、地域レベルのコミュニティや高齢者・障害者が一定地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮します。
 - イ 賃貸型応急住宅
被災者自らが探すことを原則とします。必要に応じて、物件を自ら探せない被災者（要配慮者世帯）等に対して、市がマッチングを行います。
 - ウ 公営住宅等の一時提供住宅：対象施設の所管部署の基準によります。

3 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ、相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区役所と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

4 住宅の応急修理・障害物の除去

建築局長は、必要に応じて、関係団体との協定に基づき、被災者に対し、速やかに住宅の応急修理・障害物の除去を行います。

区本部長は、住宅の応急修理（障害物の除去）申込書の配布及び受付を行い、それを建築局長に報告します。建築局長は、住宅の応急修理（障害物の除去）申込書を集計した後、応急修理・障害物の除去に係る工事依頼、委託契約等の締結、支払い等を実施します。

第2章 被害認定調査と罹災証明書

区役所及び消防署は、災害対策基本法第90条の2に基づき、遅滞なく被害認定調査を行い、罹災証明書を交付します。

第1節 被害認定調査と罹災証明書

1 被害認定調査と罹災証明書交付の分担

区 分	被害認定調査担当部署	罹災証明書交付部署
火災以外の被害		都筑区役所
火災・消火損		都筑消防署

2 被害認定調査

建物被害における全壊、半壊等の罹災程度については「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく被害認定調査により判定します。

被害認定調査の結果（全壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、公平かつ公正な調査を実施します。

3 罹災証明書

罹災証明書は、被害認定調査によって判定した住家の被害程度等について証明するもので、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支給や市税等の減免を受ける場合等に必要となります。被災者から申請があった場合は「震災時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」に基づき、交付します。

第2節 被災者台帳の整備及び被災者支援システムの活用

1 被災者台帳の整備

個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

2 被災者支援システムの活用

被災者の生活再建を迅速に行うため、生活再建に関わる業務である被害認定調査、罹災証明書交付、義援金等の支給の処理を行う被災者支援システムを活用して関係部署による情報共有を行い、被災者の援護を一体的かつ統合的に実施するよう努めます。

第3章 復興対策

復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を生かした復興を行い、震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

被災状況等から、今後、広範囲及び長期にわたり復興に関する重大な政策課題が発生すると予測され、市長が震災復興本部を設置する必要があると判断したとき、市長を本部長とする横浜市震災復興本部を設置し、震災復興事業の実施にあたっての総合調整を行います。

第5部：帰宅困難者対策

第1章 帰宅困難者対策の推進

地震発生直後は、鉄道機関の運行停止等により、駅や集客施設、繁華街等では多数の滞留者や帰宅困難者の発生が予想されます。新たな被害想定（平成24年10月）において、都筑区では約34,000人の帰宅困難者が発生すると予想されています。

帰宅困難者の安全の確保及び近隣地域の混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広く周知するとともに、区内主要駅（横浜市営地下鉄センター北駅及びセンター南駅）等における混乱防止対策を推進します。

都筑区の予測帰宅困難者数（平日昼12時）	通勤	通学	私用（買い物他）	合計
	21,314人	2,793人	9,607人	33,714人

第2章 帰宅困難者事前対策

1 都筑区災害対策連絡協議会帰宅困難者対策部会による対策の推進

都筑区では、鉄道事業者、バス事業者、帰宅困難者一時滞在施設、警察署、消防署、区役所等を構成員とする都筑区災害対策連絡協議会帰宅困難者対策部会において、定期的な部会の開催による情報共有や帰宅困難者対策訓練を実施するなど、平常時から連携強化を図り、帰宅困難者対策を推進します。

2 帰宅困難者の発生抑制

(1) 企業等の事業者への啓発

帰宅困難者の発生を抑制するためには、帰宅困難者の約7割を占めると想定される通勤者及び通学者への対応が重要です。

区長は、各企業や学校関係団体などの事業所等に対して、事業所が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を周知し、交通機関途絶時の従業員の留置きやそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保等を啓発し、帰宅困難者の発生抑制対策に取り組みます。

(2) 市民への啓発

基本原則である「むやみに移動を開始しない」という理念を広く広報するとともに、日頃から家族等との安否確認手段の確認や、徒歩帰宅に備えて、帰宅経路の確認や帰宅グッズの準備などの事前対策について啓発します。

【主な帰宅グッズ】

- ・ 帰宅地図
- ・ 動きやすい服、スニーカー
- ・ 携帯ラジオ
- ・ 簡易食料（チョコやキャラメルなど）、飲料水
- ・ 携帯電話のバッテリー、充電器
- ・ 懐中電灯
- ・ 雨具、タオル

3 帰宅困難者への支援

(1) 帰宅困難者一時滞在施設の指定

区長は、地震により大勢の滞留者の発生が予測される区内主要駅を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための「帰宅困難者一時滞在施設」（以下「一時滞在施設」という。）を指定しています。

一時滞在施設では、定期的に備蓄品の点検や「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAV I』」の取扱い研修などを実施し、災害時の帰宅困難者の受入れに備えます。

(第7部：資料編 資料03「都筑区帰宅困難者一時滞在施設一覧」参照)

(2) 帰宅困難者用の物資の備蓄

帰宅困難者への支援物資として、区役所及び一時滞在施設等に水、食料、アルミブランケット、トイレパックを備蓄します。また、企業等の事業者は、従業員等を留め置くために、3日分の備蓄の確保に努めます。

(3) 帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』

横浜市では、災害発生時に、一時滞在施設の開設状況などを、スマートフォンや携帯電話等で検索できる「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」を整備しています。

帰宅困難者一時滞在施設検索システム「一時滞在施設NAVI」

アイコンの色で、施設の状況がわかります！



『 平常時（青） 』

（災害が起きていない状態）



『 安全確認中（オレンジ） 』



『 受入可（緑） 』



『 満員（赤） 』



スマートフォン用

スマートフ帰宅困難者一時滞在施設検索システム
<https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/b-sp/>



一斉帰宅抑制の基本方針

＜基本的考え方＞

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠です。首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があります。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底します。

この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等(官公庁や団体も含む。以下同じ。)は一斉帰宅抑制に努めます。

＜具体的な取組＞

(従業員等の待機・備蓄)

首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努めます。

また、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めます。

(大規模な集客施設等での利用者保護)

首都直下地震発生時には、大規模な集客施設やターミナル駅等において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めます。

(従業員等を待機させるための環境整備)

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めます。

(事業継続計画等への位置づけ)

企業等は、BCP(事業継続計画)等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知することに努めます。

(安否確認)

企業等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル 171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知することに努めます。

(訓練)

首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うことに努めます。

(平成 24 年 4 月横浜市策定)

第3章 震災時の帰宅困難者対策

第1節 市民の対応

「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、その場に留まり時差帰宅を心がけます。

第2節 区本部の対応

区本部長は、区内主要駅等に避難者・駅対応班を派遣し、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携し、滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、帰宅困難者に対し、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』」等を利用して、区内の一時滞在施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施するとともに、ホームページやツイッター等を活用した一斉帰宅を抑制する呼びかけを行い、帰宅困難者の発生を抑制します。

第3節 関係機関の対応

1 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難誘導を行います。また、必要に応じて、徒歩帰宅者への情報提供や、駅周辺事業者、警察、区本部等と連携して、一時滞在施設への案内等を行います。

2 バス事業者の対応

バス事業者は、利用者の安全確保を図るとともに、帰宅困難者等に対して運行状況、鉄道に乗り継ぎ可能な路線等に係る情報を広報します。また、区本部等と連携して、代替輸送手段の確保を実施します。

3 警察、消防の対応

駅周辺等の安全を確保するため、必要に応じて、区本部や鉄道事業者等と連携して、滞留者を一時滞在施設へ誘導します。

4 事業者・学校等の対応

帰宅困難者の発生を抑制するため、事業所等は従業員の施設内待機、学校等は児童・生徒等の保護に努めることが重要である。従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させ、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供するとともに、必要に応じて備蓄物資等を提供する。また、共助の観点から、可能な限り外部の帰宅困難者（来社中の顧客や取引先、施設周辺にいた帰宅困難者等）の受入に努める。

更に、事業継続のために必要な人員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要援護者の保護等）を実施する。

第4節 一時滞在施設の開設

区本部長は、地震により多くの帰宅困難者が発生した場合、一時滞在施設の管理者に対して開設を依頼し、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報の提供等を実施してもらいます。

一時滞在施設の管理者は、区本部と連絡が不能の場合は、施設管理者の判断で開設します。

一時滞在施設の開設期間の目安は、翌朝までとし、状況に応じて2日目（発災翌日）は区に1施設程度、3日目以降は市全体でパシフィコ横浜及び横浜アリーナの2施設とします。

第6部：南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 南海トラフ地震に関連する情報の発表

南海トラフ地震を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されます。

また、気象庁では「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表することとしています。

本計画では南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合などに、実施する防災対応の基本方針を定めます。

第2章 防災対応

第1節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されています。

1 半割れ（大規模地震）/被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合です。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。

2 一部割れ（前震可能性地震）/被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合です。また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。

3 ゆっくりすべり/被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合です。

第2節 異常な現象に伴う防災対応

1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

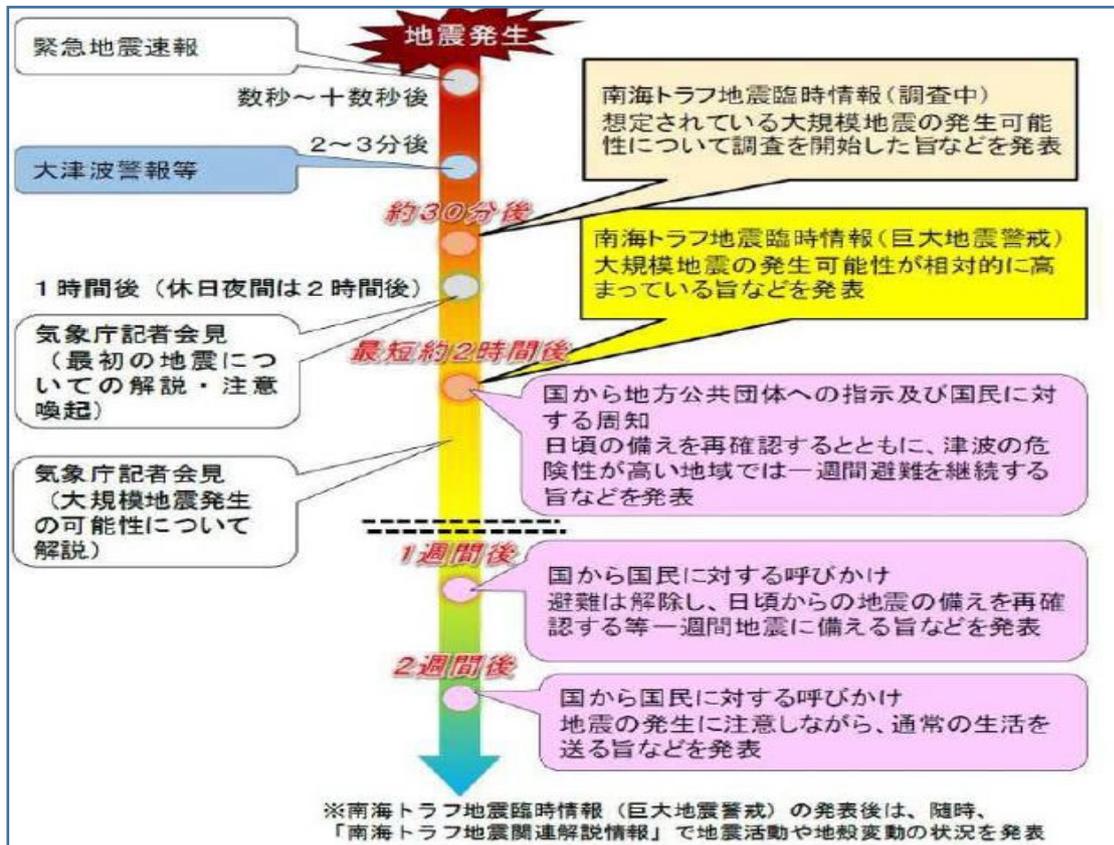
気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前節の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

異常な現象に対する評価	発表される情報
半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
ゆっくりすべりケース	

【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】

【「巨大地震警戒対応」における情報の流れイメージ】



【出典：南海トラフ地震の多様な発生携携帯に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】

2 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

住民や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行います。

(1) 巨大地震警戒対応（半割れケース）

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えを再確認します。
- イ 最初の地震発生から1週間以降2週間経過までの間に、次項の巨大地震注意対応を行います。
- ウ 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常的生活を行います。

(2) 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

- ア 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、状況に応じて防災対応を準備・開始します。
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確

認などの対応を行います。

ウ 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。

3 臨時情報に対応した配備体制

南海トラフ臨時情報が発表された場合の対応は次のとおりです。

(1) 市内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備基準に基づく体制をとり、災害対応に当たります。

(2) 市内で地震等が発生していない場合

気象庁が発表する情報に応じて、次表に定める体制とし、必要な人員を配備します。

気象庁が発表する情報	配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	通常体制にて情報収集の実施
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	市・区災害対策本部
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	市・区警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	通常体制

第3節 区の活動体制

1 区本部の設置

(1) 区長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、直ちに区役所内に区本部を設置します。

(2) 区本部長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内の防災関係機関等に通知します。

2 区本部の廃止

巨大地震注意(日頃からの地震への備えを再確認する等)の旨が国から発表されたときは、区本部を廃止して、区警戒本部へ移行します。

3 区警戒本部の設置

区警戒本部長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、直ちに区役所内に区警戒本部を設置します。

(1) 組織構成

区 警 戒 本 部 長	副区長
構 成	区警戒本部長が編成する班及び資源循環局事務所、土木事務所、水道局水道事務所及び消防署をもって編成します。

(2) 区警戒本部会議

区警戒本部会議の開催	区警戒本部長が必要と認める場合は、活動方針の伝達、災害応急対策の協議のため、構成員を招集し区警戒本部会議を開催します。
職 員 の 派 遣	1 区警戒本部長が必要と認める場合は、区警戒本部を構成する資源循環局事務所長、土木事務所長、水道局水道事務所長又は消防地区本部長は、所属職員の中から情報収集を行う者を指名し、区警戒本部に職員を派遣します。 2 区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、情報を収集します。
関 係 者 の 出 席	区警戒本部長は必要に応じて区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。

(3) 主な対応

主 な 対 応	1 区庁舎内に区警戒本部を設置します。 2 南海トラフ臨時情報に関する情報収集・伝達をします。 3 区警戒本部及び署所の職員配備状況の把握
---------	---

	<p>4 発災時の対応要領の検討（区災害対策本部設置準備）</p> <p>5 その他必要な措置</p>
構成署所等の対応	<p>所管する応急活動の準備を実施するとともに、区警戒本部長の災害応急対策準備の指示又は要請に応じます。</p> <p>ただし、所管局長の命を受け応急活動準備を実施するため区警戒本部長の指示又は要請に応じられないときは、区警戒本部長に対し、その旨を通報します。</p>

4 区警戒本部の廃止

大規模地震発生の可能性がなくなったわけでないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う旨が国から発表されたときは、区警戒本部を廃止します。

第4節 住民の防災対応等

日頃からの地震への備えの周知啓発等

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、住民があわてて地震対策をとらないように、平時から「日頃からの地震への備え」を周知します。
- 2 直ちに地震や津波が発生するとの誤解や混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や発表された場合の対応について、普及啓発に努めます。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、国及び県からの呼びかけに応じて、1週間は「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、安全な行動をとることを周知します。
- 4 後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知します。

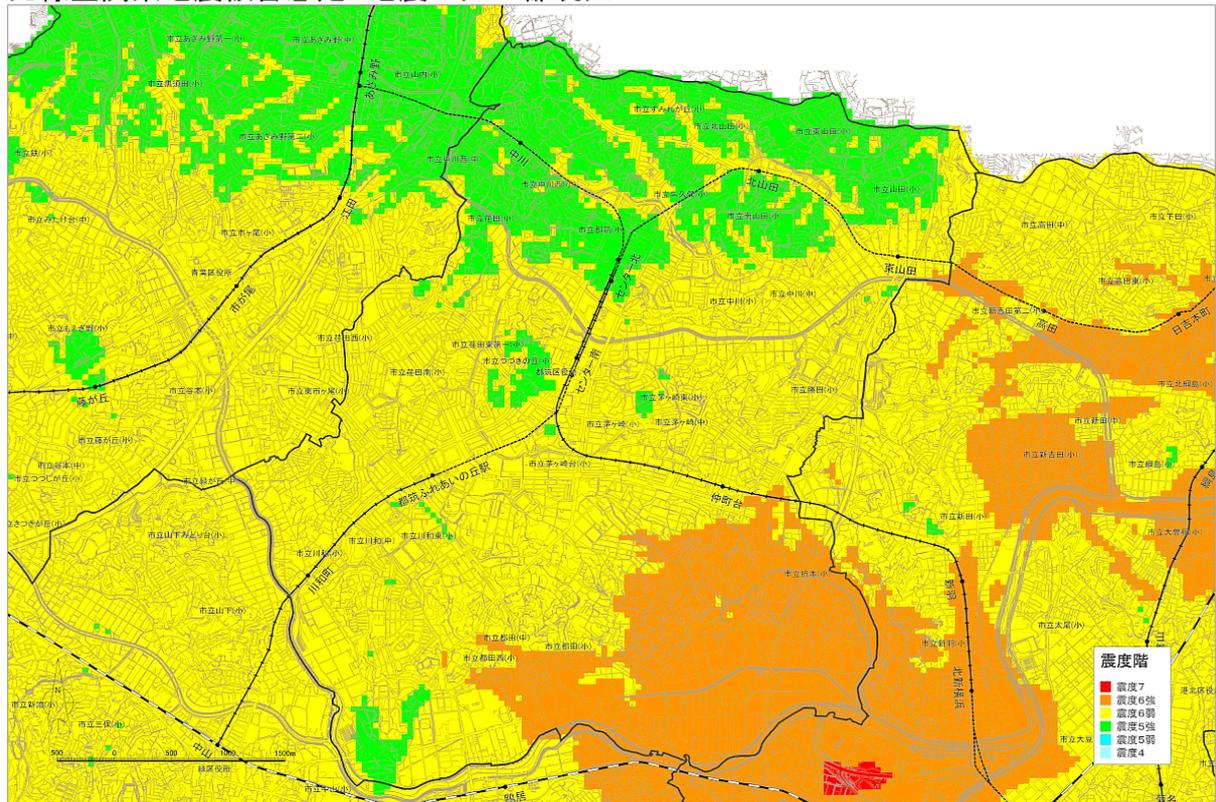
第7部 : 資料編

資料01	各種ハザードマップ	88
資料02	地域防災拠点防災備蓄庫物資一覧	92
資料03	都筑区 帰宅困難者一時滞在施設一覧	94
資料04	都筑区災害応急用井戸一覧	95
資料05	都筑区地域防災拠点一覧	96
資料06	都筑区福祉避難所一覧	98
資料07	都筑区広域避難場所一覧	100
資料08	都筑区本部長代理順位	101
資料09	都筑区緊急巡回・点検路線図	102
資料10	よこはま地震防災市民憲章	103
資料11	家庭内での地震に備えた事前対策	105
資料12	都筑区災害対策連絡協議会設置要綱	108
資料13	都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則	110
資料14	都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌	112
資料15	情報収集・伝達の原則	118
資料16	市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等	119
資料17	関係機関一覧	120

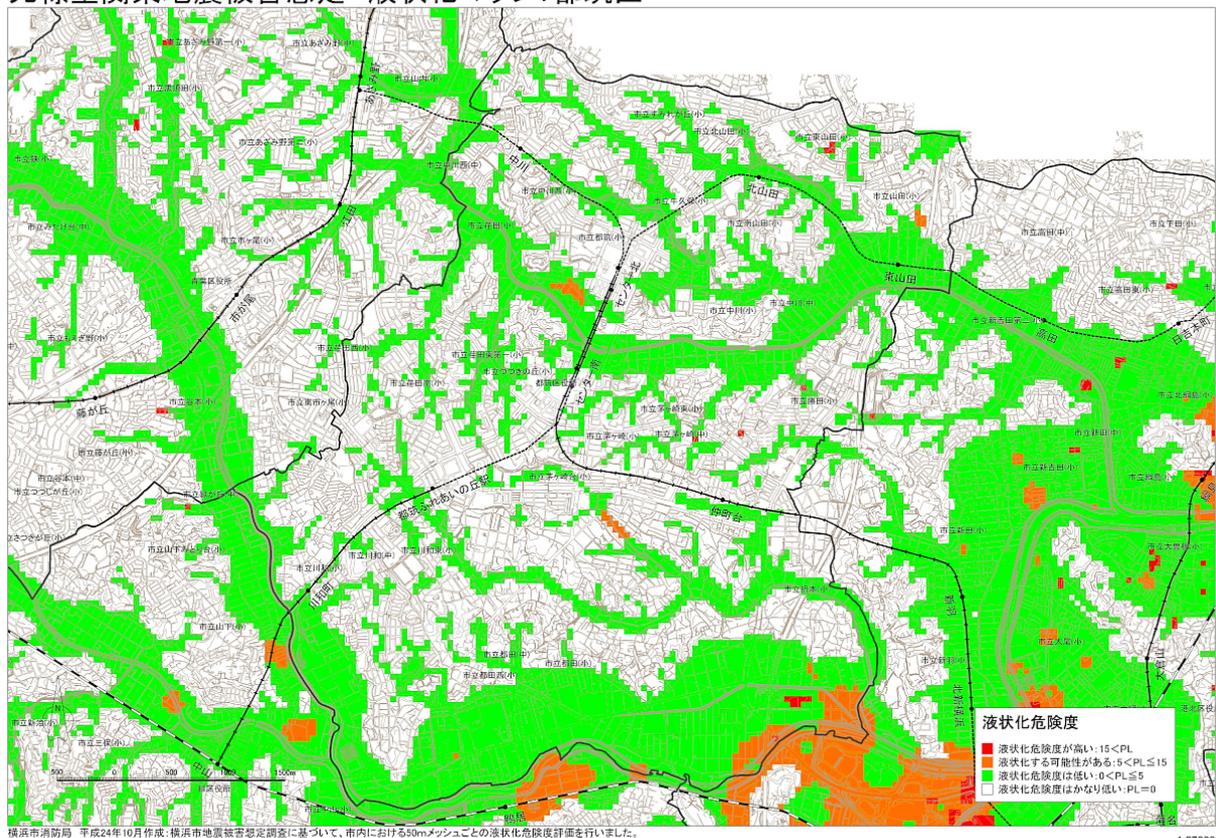
資料01 各種ハザードマップ

(1) 元禄型関東地震

元禄型関東地震被害想定 地震マップ:都筑区

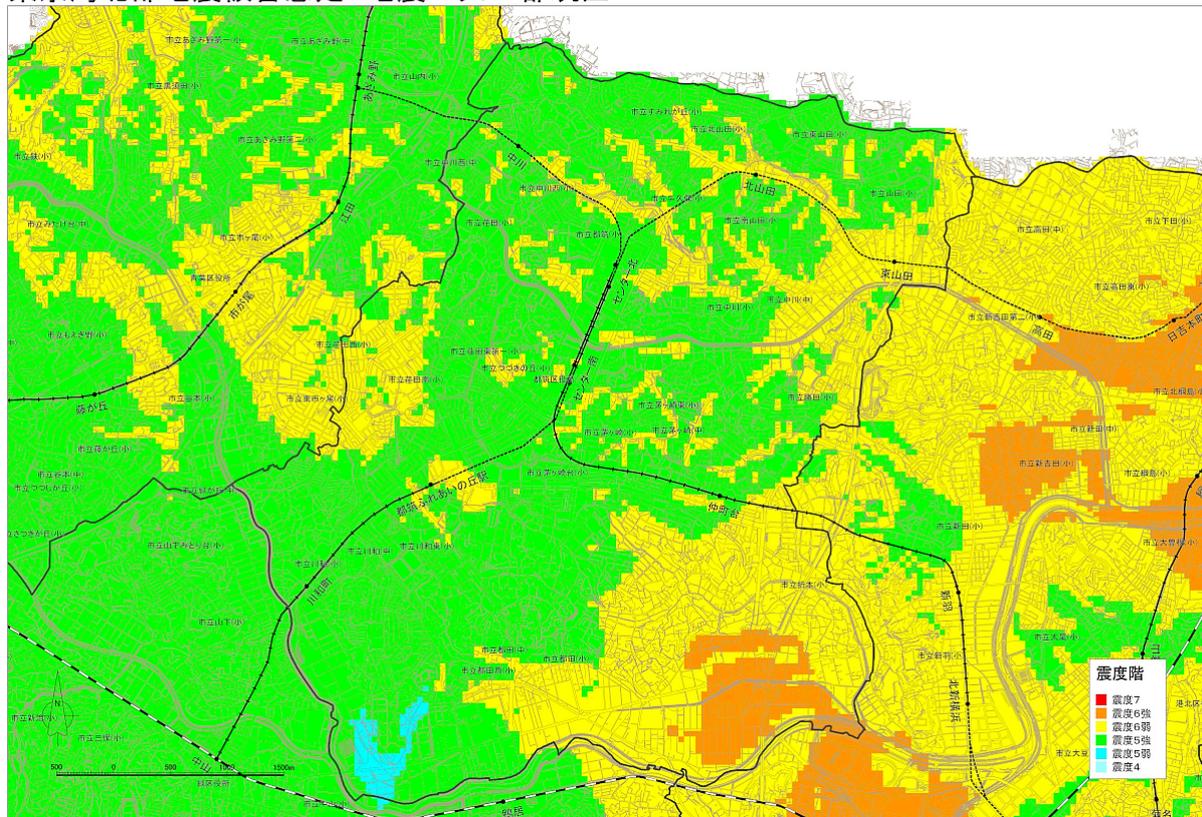


元禄型関東地震被害想定 液状化マップ:都筑区

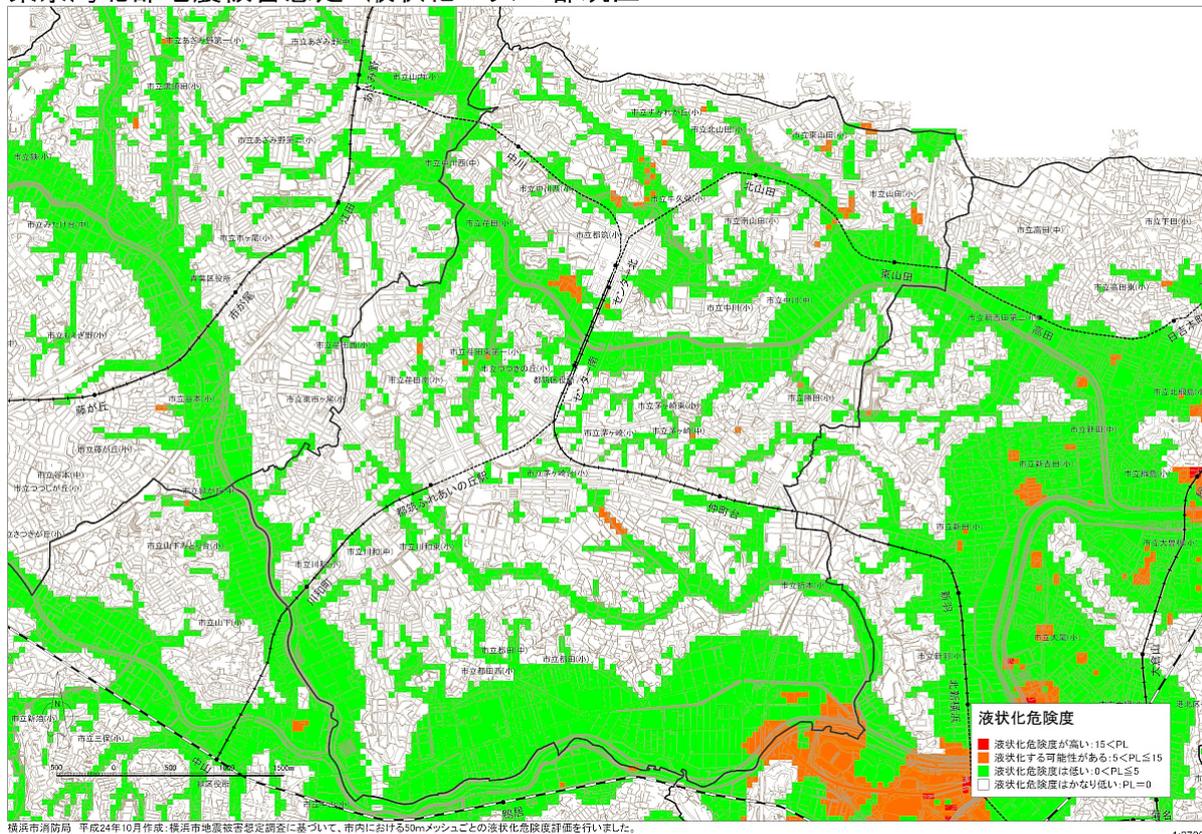


(2) 東京湾北部地震

東京湾北部地震被害想定 地震マップ:都筑区

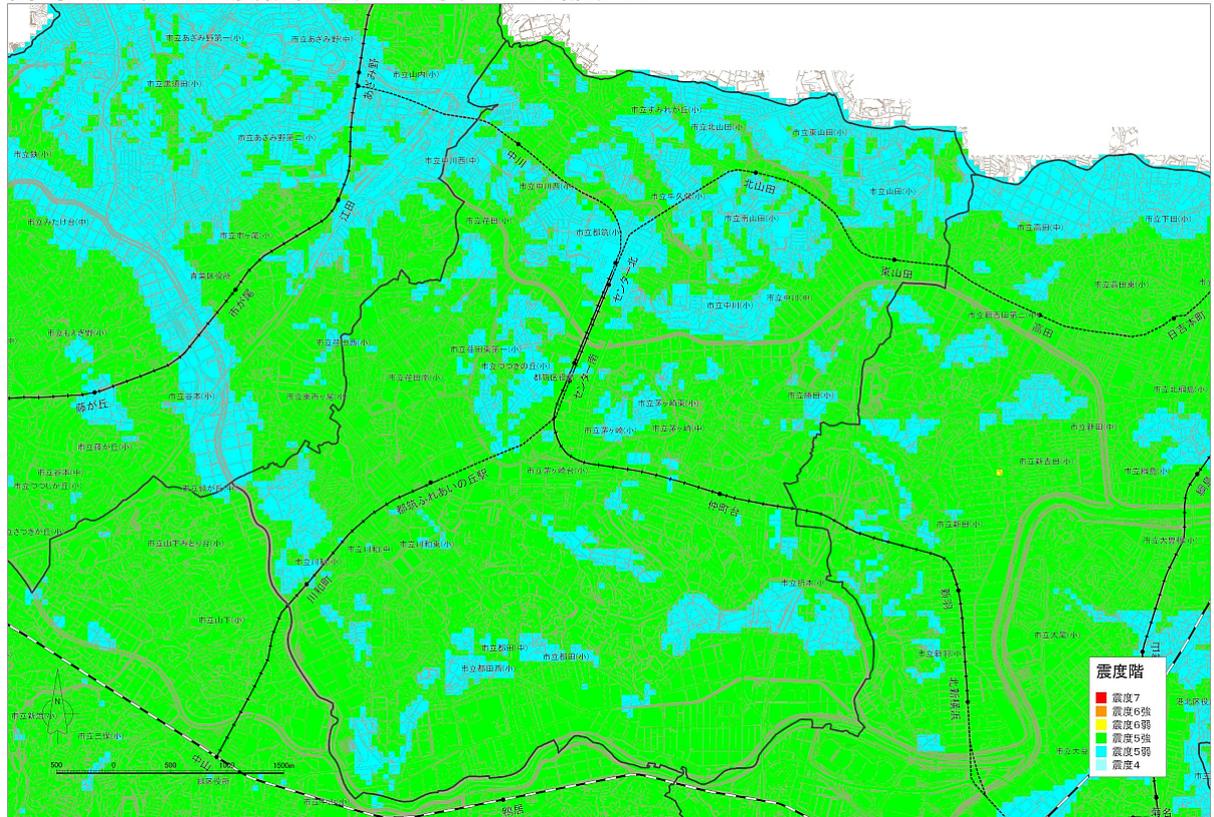


東京湾北部地震被害想定 液状化マップ:都筑区



(3) 南海トラフ巨大地震

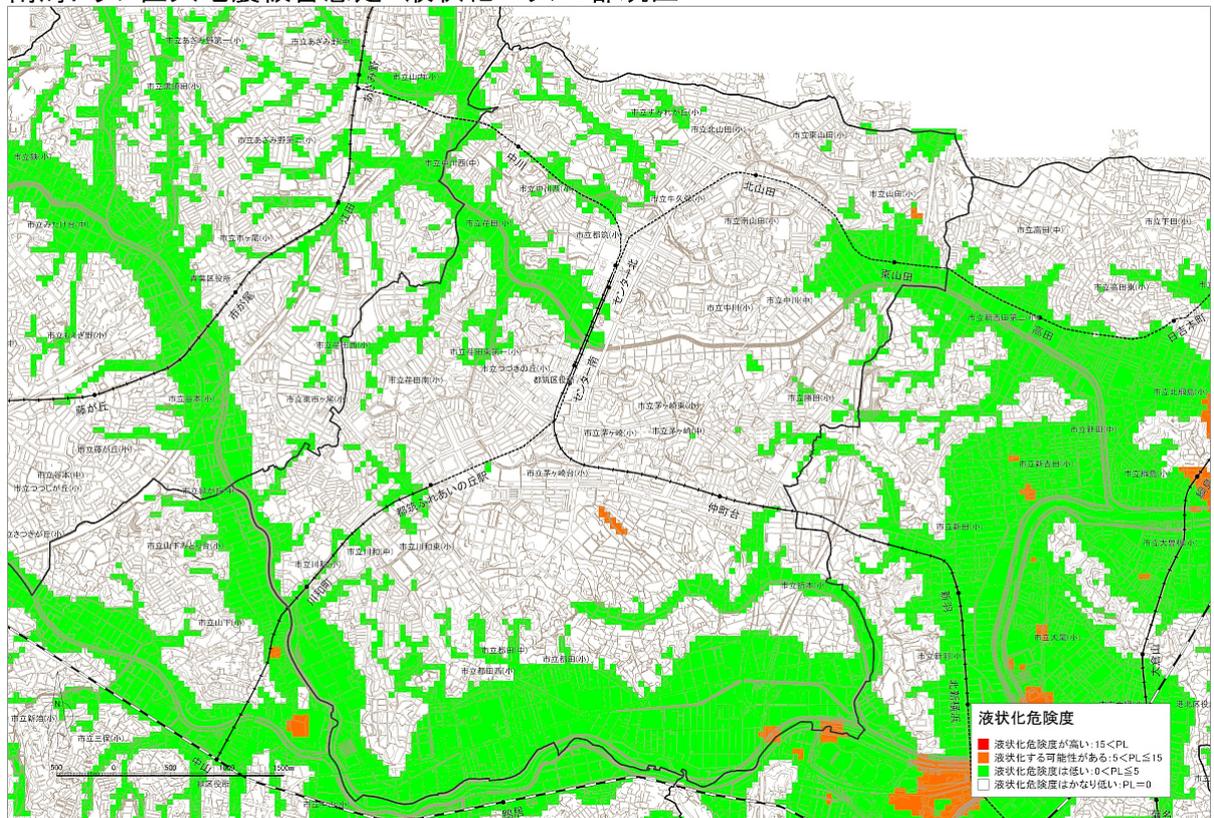
南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ: 都筑区



横浜市消防局 平成24年10月作成: 横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階評価を行いました。

1:27000

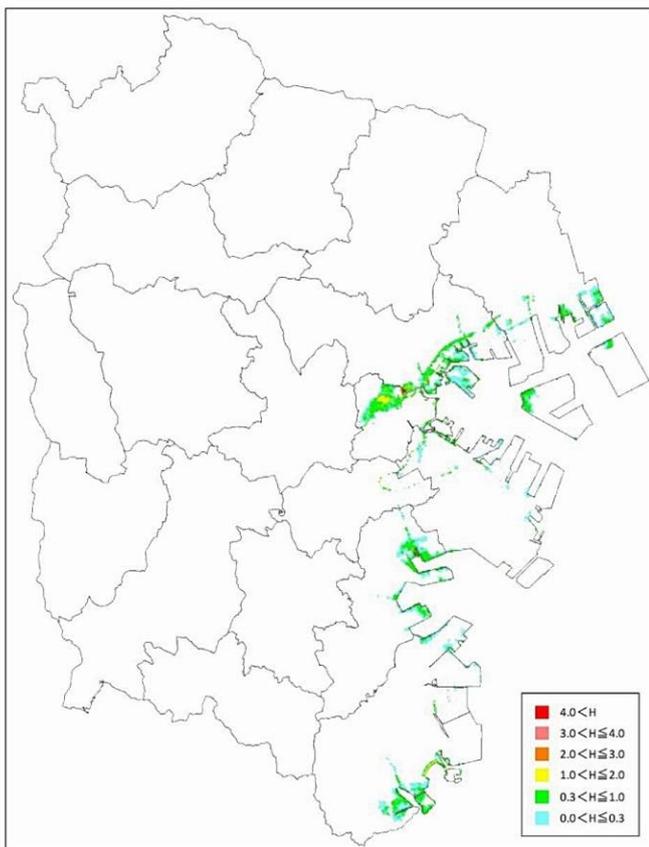
南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ: 都筑区



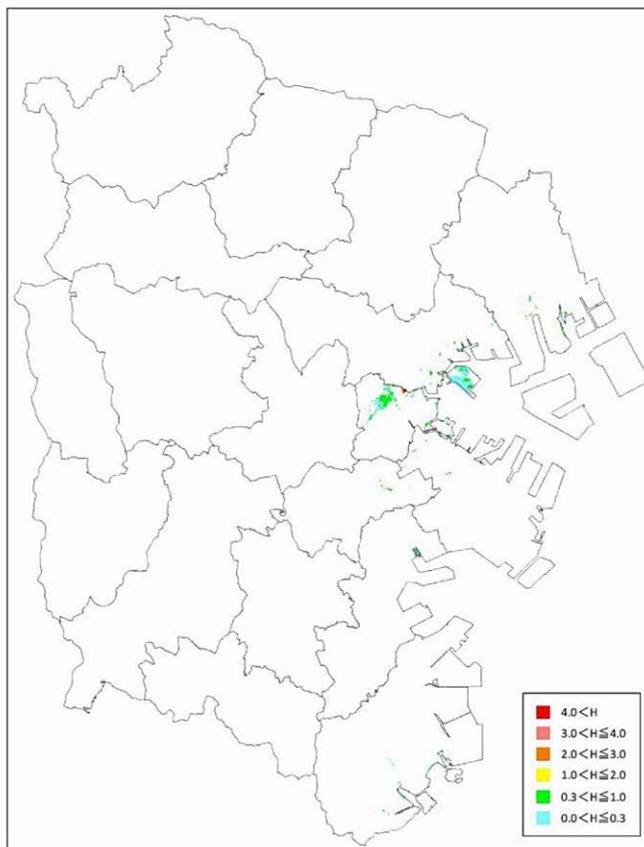
横浜市消防局 平成24年10月作成: 横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

1:27000

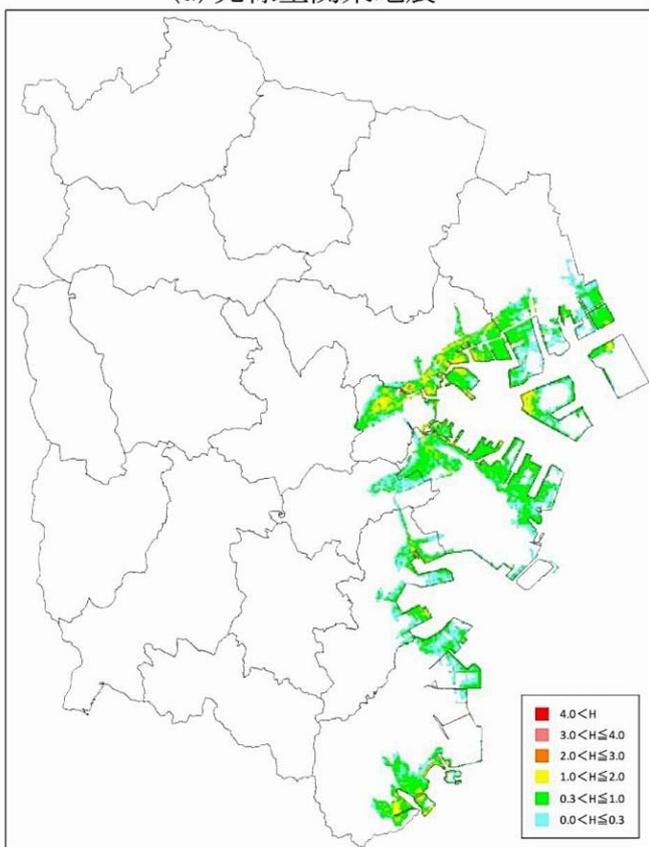
(4) 第5節 津波による横浜市内浸水予想区域（津波浸水深 単位（m））



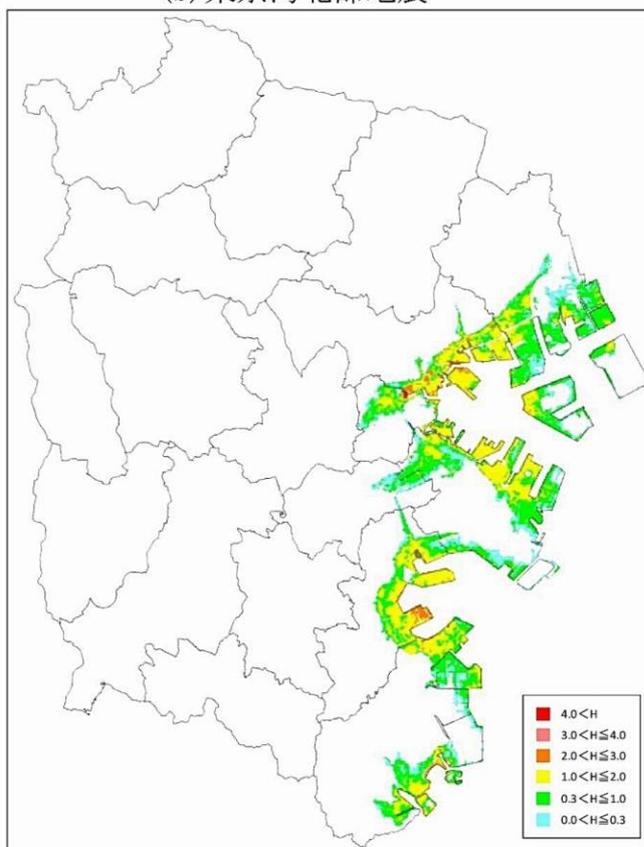
(a) 元禄型関東地震



(b) 東京湾北部地震



(c) 南海トラフ巨大地震



(d) 慶長型地震

津波浸水深の分布（50mメッシュ）

第7部 : 資料編 資料02 地域防災拠点防災備蓄庫物資一覧

資料02 地域防災拠点防災備蓄庫物資一覧

区分	品目		数量	備考
食料・水	主食系	クラッカー	1,000食	
		缶入り保存パン	1,000食	
	おかゆ		460食	高齢者及び乳幼児用
	スープ		220食	高齢者用
	粉ミルク・ほ乳瓶		20セット	乳児1人あたり1セット(3日分)
	水缶詰		2,000缶	
生活用品	高齢者用紙おむつ		210枚	
	乳幼児用紙おむつ・紙パンツ		1,350枚	
	生理用品		425個	
	トイレットペーパー		192巻	
	移動式炊飯器/ガスかまどセット		1台	小学校…移動式炊飯器(灯油100(毎年更新)) 中学校…ガスかまどセット
	毛布		240枚	
	アルミブランケット		240枚	
	組立式仮設トイレ		2基	
	簡易トイレ便座		6基	
	トイレパック		5,000セット	避難者(1,000人)の5回分
	簡易式テント		2基	女性の着替えスペースや、授乳スペースの確保用
	ワンタッチパーテーション		1基	
	給水用水槽		1個	
	簡易間仕切り段ボール		1セット	
	LEDランタン		80台	停電時の照明用
	ランタンライト		5台	大4、小1
	手回し式充電ラジオ		6台	災害時の情報収集用 (単4乾電池8本付き)
	ノーパンク折りたたみ自転車		1台	災害時の情報収集用
	デジタル移動無線子機・延長コード		1セット	体育館等への延長用
	特設公衆電話用電話機・コード		2基ずつ	
防災ラジオ		2台		
トランシーバー		2台	地域防災拠点内での連絡調整用	
アマチュア無線機		1式	単3乾電池40本付き	
携帯電話		1式	モバイルバッテリー、 充電変換コード1個(手回し式充電ラジオ接続用)	

第7部 : 資料編 資料02 地域防災拠点防災備蓄庫物資一覧

区分	品目	数量	備考
救護用品	リヤカー	2台	
	グランドシート	10枚	
	給水用水槽	1個	
	松葉杖	5組	
	保温用シート	150枚	
救助用品	ガソリン式発電機	3台	ガソリン 150 (10×15缶)、 4サイクルエンジンオイル 20 (10×2缶)を備蓄(3年ごとに更新)
	ガス式発電機	3台	ガスボンベ 12本付き
	投光機・コードリール	各5台	
	エンジンカッター (皮手袋、防塵メガネ付き)	2台	混合ガソリン 20 (10×2缶)、 2サイクルエンジンオイル 10 (10×1缶)を備蓄(3年ごとに更新)
	油圧ジャッキ	1台	またはガレージジャッキ 5台
	掛矢	2個	
	担架	10本	
	ポール (応急担架用)	10本	
	金属梯子	1本	
	ハンドマイク	2個	1個あたり単2乾電池 6本(毎年更新)
	ヘルメット	10個	
他	つるはし、大ハンマー、スコップ、 ロープ、てこ棒、大バール、ワイヤー カッター、大なた、のこぎり	各5本	
	ビブス (青/橙)	各色 10枚	運営委員会用 (橙)、 ライセンスリーダー用 (青)
	多言語表示シート	1セット	
	備蓄庫用懐中電灯 (入口に備付)	1個	単1乾電池 2本 (毎年更新)
	けん引式車いす補助装置	1セット	
	巻尺 (30m)	1個	
	養生テープ (青色、600m分)	1セット	
	ボックスコンテナ	1セット	
	防災伝言シート	4ロール	
	透明防災伝言シート	1ロール	
	ホワイトボードマーカー	1本/色	黒・赤・青・緑
	イレーザー	3個	
	ホワイトボードマーカー等収納ケース	1セット	
	防災伝言シート等収納ボックス	1セット	
感染症対策キット	1セット		

第7部 : 資料編 資料03 都筑区 帰宅困難者一時滞在施設一覧

資料03 都筑区 帰宅困難者一時滞在施設一覧

場 所		最 寄 り 駅
都筑公会堂	茅ヶ崎中央 32-1	センター南駅
横浜市歴史博物館	中川中央 1-18-1	センター北駅
都筑地区センター	葛が谷 2-1	都筑ふれあいの丘駅
中川西地区センター	中川 2-8-1	中川駅
仲町台地区センター	仲町台 2-7-2	仲町台駅
北山田地区センター	北山田 2-25-1	北山田駅
E N E O S グループ社員研修センター	勝田南 1-21-1	仲町台駅
東京都市大学横浜キャンパス	牛久保西 3-3-1	中川駅
中央大学附属横浜中学校・高等学校	牛久保東 1-14-1	センター北駅
横浜国際プール	北山田 7-3-1	北山田駅
メモワールホール都筑	中川 8-1-12	センター北駅

資料O4 都筑区災害応急用井戸一覧

番号	井戸所在地
1	池辺町1067
2	池辺町1107
3	池辺町1519
4	池辺町1922
5	池辺町2079
6	池辺町2110
7	池辺町2111
8	池辺町2201
9	池辺町2302
10	池辺町2308
11	池辺町2795
12	池辺町2849
13	池辺町3106
14	池辺町3122
15	牛久保西3-9-1 長徳寺境内
16	牛久保東3-10-5
17	牛久保東3-1-7
18	牛久保東3-2-15 (表側)
19	牛久保東3-7-12
20	荏田東1-16-1
21	荏田東町4279
22	大熊町436
23	折本町1813-3
24	折本町2029
25	勝田町1216
26	勝田町1220
27	勝田町1225
28	勝田町1225
29	勝田町1283
30	勝田町698
31	川和町1170
32	川和町1442
33	川和町1472
34	川和町1485
35	川和町1488

番号	井戸所在地
36	川和町1580 庭
37	川和町1593
38	川和町1626
39	川和町1632
40	川和町1644 土間
41	川和町1702-2
42	川和町1792-2
43	川和町1817-4
44	川和町1841
45	川和町2171
46	川和町2306
47	川和町2378-7
48	川和町793
49	川和町977 境内
50	北山田7-1-15
51	北山田7-6-3
52	佐江戸町2044
53	茅ヶ崎東2-23-12
54	中川4-11-8
55	中川7-14-47
56	東方町642
57	東山田4-27-17
58	東山田町1429
59	東山田町1611
60	南山田2-4-1
61	南山田3-10-5
62	南山田3-27
63	南山田町3809
64	南山田町3810
65	南山田町3817
66	南山田町4526
67	都筑区中川5-36
68	都筑区東方町1135
69	都筑区折本町2264

第7部 : 資料編 資料05 都筑区地域防災拠点一覧

資料05 都筑区地域防災拠点一覧

	学 校	対象区域 (町名)	電話番号
1	山田小学校	東山田町、東山田三丁目、東山田四丁目	592-3615
2	東山田小学校	東山田一丁目、東山田二丁目、 北山田七丁目の一部 (ララヒルズ)	594-4851
3	南山田小学校	南山田町の一部、南山田一丁目、南山田二丁目、 南山田三丁目	593-9491
4	北山田小学校	北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁目、 北山田四丁目、北山田五丁目、北山田六丁目、 北山田七丁目の一部 (ララヒルズ除く)	592-0061
5	すみれが丘小学校	すみれが丘	592-0031
6	牛久保小学校	牛久保町、牛久保一丁目、牛久保二丁目、牛久保三丁目	912-5700
7	中川中学校	南山田町の一部、大圃町の一部	592-3701
8	中川小学校	大圃町の一部、大圃西、牛久保東一丁目、 牛久保東二丁目、牛久保東三丁目、茅ヶ崎町	591-2022
9	都筑小学校	中川五丁目、中川六丁目、中川七丁目、中川八丁目、 中川中央一丁目、中川中央二丁目、牛久保西一丁目、 牛久保西二丁目、牛久保西三丁目、牛久保西四丁目	913-6871
10	中川西小学校	中川一丁目の一部 (港北ガーデンヒルズ)	912-1286
11	中川西中学校	中川一丁目の一部 (港北ガーデンヒルズ除く)、中川二 丁目、中川三丁目、中川四丁目、あゆみが丘	912-1270
12	茅ヶ崎小学校	茅ヶ崎南一丁目の一部 (港北ファミリーハイツ、シテイ テラス横濱仲町台式番館除く)、茅ヶ崎南二丁目、茅ヶ 崎南三丁目、桜並木	942-2444
13	茅ヶ崎東小学校	茅ヶ崎東一丁目の一部 (港北ニュータウン・イオ除く)、 茅ヶ崎東二丁目、茅ヶ崎東三丁目、茅ヶ崎東四丁目、茅 ヶ崎東五丁目、茅ヶ崎中央	943-0802
14	茅ヶ崎中学校	茅ヶ崎南一丁目の一部 (港北ファミリーハイツ、シテイ テラス横濱仲町台式番館)、 茅ヶ崎東一丁目の一部 (港北ニュータウン・イオ)、 仲町台五丁目の一部 (プロムナード仲町台)	941-0601
15	茅ヶ崎台小学校	長坂、平台、茅ヶ崎南四丁目、茅ヶ崎南五丁目	942-8510
16	勝田小学校	勝田町、勝田南一丁目、勝田南二丁目、早瀬一丁目、 早瀬二丁目、早瀬三丁目、新栄町	592-3612
17	折本小学校	折本町、大熊町、川向町の一部、仲町台一丁目、 仲町台二丁目、仲町台三丁目、仲町台四丁目、 仲町台五丁目の一部 (プロムナード仲町台除く)	942-6664
18	都田小学校	東方町、池辺町の一部、川向町の一部	941-2049
19	都田中学校	池辺町の一部	941-2045
20	都田西小学校	池辺町の一部、佐江戸町	933-7652
21	川和小学校	川和町	931-2272
22	川和東小学校	富士見が丘、二の丸、高山、葛が谷、見花山	942-8130
23	川和中学校	加賀原一丁目、加賀原二丁目、川和台	941-1361
24	荏田南小学校	荏田南一丁目、荏田南二丁目、荏田南三丁目、大丸	942-1040

第7部 : 資料編 資料05 都筑区地域防災拠点一覧

	学 校	対象区域（町名）	電話番号
25	荏田小学校	荏田南町、荏田東町、青葉区荏田町の一部	911-0149
26	荏田東第一小学校	荏田東三丁目、荏田南四丁目、荏田南五丁目	941-7630
27	つづきの丘小学校	荏田東一丁目、荏田東二丁目、荏田東四丁目	944-3461

資料06 都筑区福祉避難所一覧

福祉施設等による福祉避難所			
	施設名	運営主体	所在地
1	横浜市葛が谷地域ケアプラザ	(福)横浜市社会福祉協議会	葛が谷 16-3
2	横浜市東山田地域ケアプラザ	(福)横浜やまびこの里	東山田町 270
3	横浜市加賀原地域ケアプラザ	(福)中川徳生会	加賀原 1-22-32
4	横浜市新栄地域ケアプラザ	(福)横浜市福祉サービス協会	新栄町 19-19
5	横浜市中川地域ケアプラザ	(福)若竹大寿会	中川 1-1-1
6	横浜市都田地域ケアプラザ	(福)秀峰会	東方町 655-4
7	特別養護老人ホーム「都筑の里」	(福)中川徳生会	茅ヶ崎東 5-13-1
8	特別養護老人ホーム「中川の里」	(福)中川徳生会	南山田 2-39-35
9	介護老人保健施設 「ハートフルガーデン川和」	(福)昴	川和町 660
10	介護老人保健施設 「ハピネス都筑」	(福)ファミリー	牛久保町 1808-3
11	特別養護老人ホーム 「池辺」	(福)怡土福祉会	池辺町 2194
12	特別養護老人ホーム 「ヴィラ都筑」	(福)平成記念会	大柵町 392-1
13	老人福祉センター「つづき緑寿荘」	(福)横浜市社会福祉協議会	葛が谷 2-1
14	介護老人保健施設 「都筑シニアセンター」	(医)横浜育明会	東山田町 1357
15	介護老人保健施設 「都筑ハートフルステーション」	(医)活人会	大柵町 74-9
16	介護老人保健施設 「ヒルトップ池辺」	(医)朝菊会	池辺町 2218
17	介護老人保健施設 「横浜茅ヶ崎老人保健施設」	(医)恭和会	茅ヶ崎東 5-8-7
18	介護老人保健施設「若葉が丘」	(医)若葉会	川和町 2674-1
19	介護老人保健施設「あすなろ」	(医)健水会	荏田南町 4247
20	介護老人保健施設「ソフィア都筑」	(医)ピーエムエー	中川 1-1-1
21	介護付有料老人ホーム 「ニチイホームセンター北」	(株)ニチイケアパレス	中川中央 1-29-24

第7部 : 資料編 資料06 都筑区福祉避難所一覧

福祉施設等による福祉避難所			
	施設名	運営主体	所在地
22	介護付有料老人ホーム 「ニチイホーム仲町台」	(株) ニチイケアパレス	勝田南 1-1-45
23	介護付有料老人ホーム 「ニチイホーム仲町台Ⅱ番館」	(株) ニチイケアパレス	勝田南 1-1-51
24	横浜市北部地域療育センター	(福)横浜市リハビリテーション事業団	葛が谷 16-3
25	障害者支援施設 「東やまたレジデンス」	(福)横浜やまびこの里	東山田町 270
26	障害福祉サービス事業所 「ワーク中川」	(福)ル・プリ	中川 2-8-26
27	多機能型事務所 「サムズアップ」	(合)サムズアップ	東方町 379-5
28	障害者地域活動ホーム「くさぶえ」	(福)同愛会	牛久保東 1-33-1
29	横浜市多機能型拠点「つづきの家」	(福)キャマロード	佐江戸町 509-6

資料07 都筑区広域避難場所一覧

場 所	面 積	該当区域
勝田団地	130,598	勝田町、新栄町、勝田南一丁目～二丁目、早瀬一丁目～三丁目、大圃町、大圃西、牛久保東一丁目～三丁目、茅ヶ崎町
川和高校・都田公園 一帯	185,414	加賀原一丁目～二丁目、川和町、川和台、二の丸、富士見が丘
かしの木台ハイツ 一帯	260,741	荏田東町、荏田東一丁目～四丁目、荏田南町、荏田南一丁目～五丁目、大丸、見花山
横浜国際プール一 帯	125,198	南山田町、南山田一丁目～三丁目、東山田町、東山田一丁目～四丁目、すみれが丘、北山田一丁目～七丁目
山崎公園一帯	82,164	中川一丁目～八丁目、牛久保町、牛久保一丁目～三丁目、牛久保西一丁目～四丁目、中川中央一丁目～二丁目、あゆみが丘
葛ヶ谷公園一帯	45,926	茅ヶ崎南四～五丁目、平台、葛が谷、茅ヶ崎中央、長坂、高山
茅ヶ崎公園一帯	113,459	桜並木、茅ヶ崎南一丁目～三丁目、茅ヶ崎東一丁目～五丁目、仲町台一丁目～五丁目

※広域避難場所に指定されていない区域については、特に広域避難場所を指定しなくても、住民の判断による避難行動で、火災延焼輻射熱から生命の安全が確保される地域とされています。これらの地域を「大規模延焼火災の恐れが低い地域」といい、都筑区内では約1/3が「大規模延焼火災の恐れが低い地域」となっています。

大規模延焼火災の恐れが低い地域	池辺町、大熊町、折本町、川向町、佐江戸町、東方町
-----------------	--------------------------

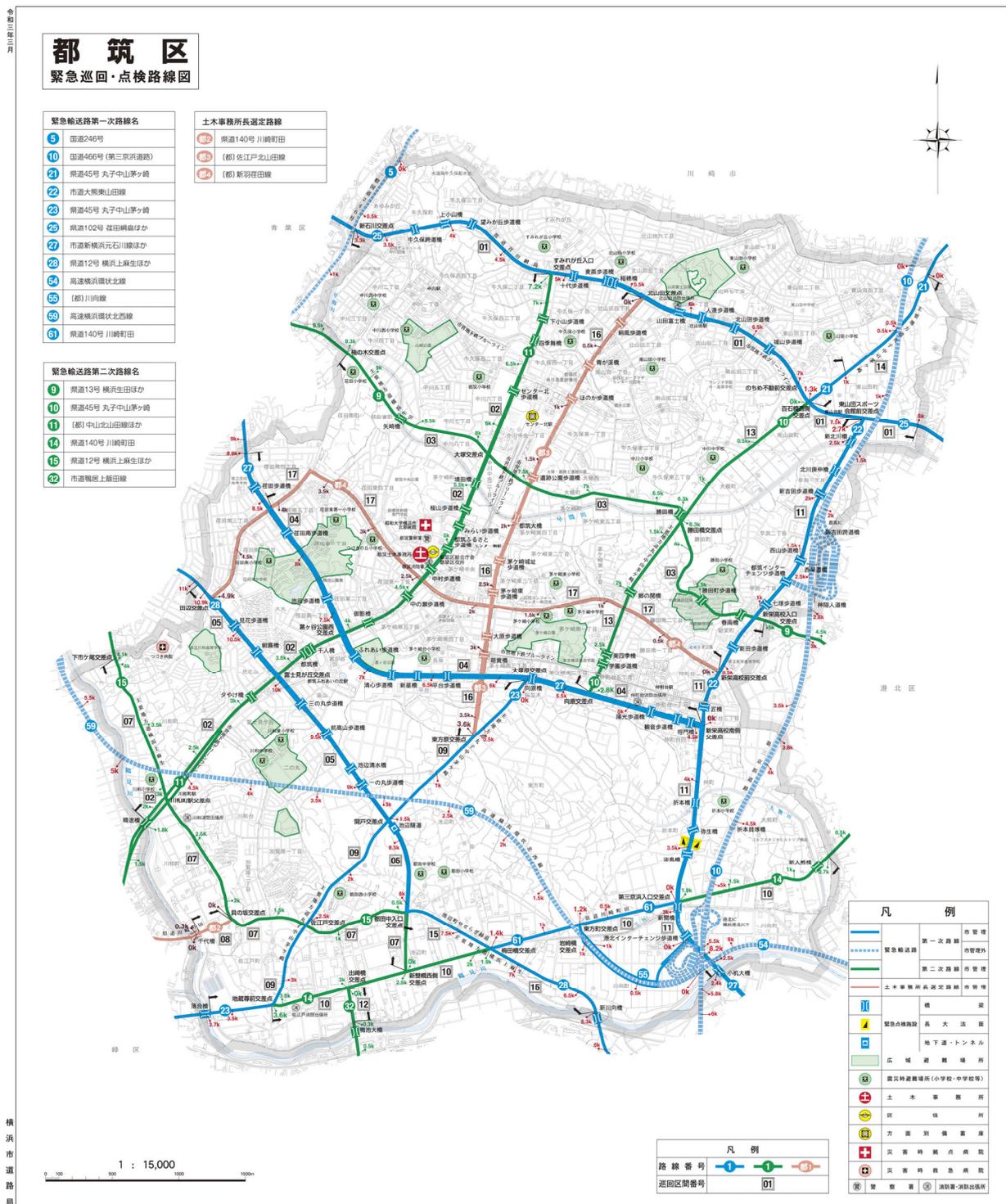
資料08 都筑区本部長代理順位

「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」第2条第1項の規定に基づき、区本部長の代理者及びその順位を次のとおり定めます。

順位5以下の代理者は、区長又は順位1から順位4までの上位のものが参集した時点で、代理権限をその者に引き継ぎます。

代理順位	代理者（補職名）
1	副区長
2	福祉保健センター長
3	福祉保健センター担当部長
4	総務課長
5	区政推進課長
6	地域振興課長
7	戸籍課長
8	税務課長
9	税務課担当課長
10	福祉保健課長
11	生活衛生課長
12	高齢・障害支援課長
13	こども家庭支援課長
14	学校連携・こども担当課長
15	生活支援課長
16	保険年金課長

資料09 都筑区緊急巡回・点検路線図



資料10 よこはま地震防災市民憲章



よこはま地震防災市民憲章

～ 私たちの命は私たちが守る ～

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうか。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいることも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

平成25年3月11日制定

第7部 : 資料編 資料10 よこはま地震防災市民憲章
よこはま地震防災市民憲章〔行動指針〕

(備え)

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いっつき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

(避難生活)

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

資料11 家庭内での地震に備えた事前対策

1 住宅の倒壊対策

(1) 住宅の耐震診断・耐震改修

平成7年に発生した阪神・淡路大震災で亡くなった人の9割近くが、建物の倒壊等による圧死でした。この阪神・淡路大震災では、昭和56年5月以前の古い耐震基準で建築された建物に大きな被害が発生しており、地震に対して倒壊しやすいことがわかっています。

横浜市では、昭和56年5月以前の古い耐震基準で建築された木造住宅、分譲マンションを対象に無料耐震診断や耐震診断費用に対する補助を行っています。耐震診断の結果、「倒壊の危険性がある・高い」と診断された木造住宅、分譲マンションの耐震改修費用を補助します。

【耐震診断、耐震改修に関する制度の問合せ先】

横浜市建築局建築防災課

TEL 671-2943

FAX 663-3255

ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/taishinkanren.html>



(2) 防災ベッド等の設置

防災ベッド・防災テーブルや耐震シェルターを寝室等に設置することは、地震による家屋の倒壊から命を守るために有効な手段です。住宅耐震改修工事に比べて少ない費用・工事期間で設置することができます。横浜市では、古い耐震基準の木造住宅に居住している方を対象に、設置する経費を補助します。

【防災ベッドや耐震シェルターの設置に関する問合せ先】

横浜市建築局建築防災課

TEL 671-2943

FAX 663-3255

ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/bousai/bed.html>



2 家の中の安全対策

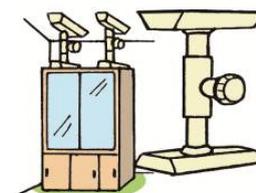
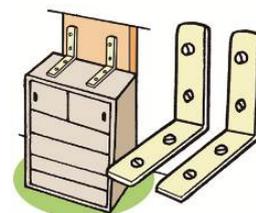
(1) 家具の転倒防止対策

平成16年の新潟県中越地震でけがをした人のうち、家具類の転倒や落下によって負傷した人の割合は4割以上を占めていました。家具の転倒等によるけがを防ぐため、転倒・落下防止対策を行いましょう。

また、家具の配置を工夫しましょう。

【家具転倒防止対策の例】

- ・壁（裏側に間柱がある等固定できる箇所）にL字金具やチェーンでしっかり固定する。
- ・コンクリートの天井や壁の場合はポール式器具（突っ張り棒）で固定する。
- ・冷蔵庫やテレビ、電子レンジは粘着マットや粘着ベルトで固定する。



【家具の配置例】

- ・ 寝室や子ども、お年寄りがいる場所には、できるだけ家具等を置かないようにする。
- ・ 寝室等に家具を置く場合は、寝る位置と家具の倒れる方向を考慮して配置する。
- ・ 避難路を確保するため、通路や出入り口付近には家具や荷物は置かないようにする。

【その他】

- ・ 家具の中は、重いものを下段に、軽いものを上段に収納する。
- ・ 食器棚や本棚、窓にはガラス飛散防止フィルムを貼る。



(2) 家のまわりの安全確認

家のまわりにも危険要因があるので、日ごろから点検・確認を行いましょう。

【点検と改善例】

- ・ 屋根の瓦や外壁タイルにひび割れやずれがあれば補修、補強を行う。
- ・ プロパンガスボンベは転倒しないように、しっかり鎖で固定する。
- ・ 基礎がしっかりしていない、傾きやひび割れがある等の危険なブロック塀は補修を行うか、フェンスや生垣に換える。

横浜市緑の協会では、ブロック塀を生垣に換える際の工事費用の一部を補助しています。

【生垣設置助成制度に関する問合せ先】

(公財)横浜市緑の協会 緑化推進課担当

TEL 741-1084

ホームページ <http://www.hama-midorinokyokai.or.jp/midori/grant.php>

3 食料などの備蓄と非常持ち出し袋の備蓄

災害発生直後は、食料や日用品の購入が難しくなります。様々な危機に備えて、食料や飲料水、トイレパック等を家庭内で備蓄するとともに、避難時に備えて非常持ち出し品を用意しておきましょう。

(1) 飲料水

1人1日約3リットル、最低3日分は用意しましょう。「水缶」や「はまっ子どうし」など保存性のある飲料水を備蓄しましょう。ポリタンクを活用し水道水を備蓄する場合は、こまめに取り替えましょう。



(2) 食料

簡単に食べられる調理不要の非常食を最低3日分備蓄しましょう。米、もちなど主食を多めに用意し、副食としてインスタント食品や缶詰、レトルト食品なども準備しておきましょう。家族構成に応じて、お年寄りや乳幼児のための食品も用意しましょう。



(3) トイレパック

断水時でもトイレが使えるよう、トイレパック（凝固剤と袋がセットになった携帯トイレ）を備蓄しましょう。ホームセンターなどで購入することができます。



(4) 非常持ち出し袋の準備

避難場所等での生活に必要なもの(メガネ・コンタクトや常備薬など)をリストアップして、非常持ち出し袋に入れ用意しておき、いつでも持ち出せる場所に備えておきましょう。



4 その他の備え

(1) 消火器や生活用水等の備え

万が一自宅で火災が起こったときに備えて、消火器などを用意し、すぐ使える場所に備えておきましょう。風呂の残り湯は捨てずにと、消火用水やトイレを流すなどの生活用水として使うことができます。



(2) 家庭の防災会議

家族があわてずに行動できるように、日ごろから地震対策について話し合い、対応方法を決めておきましょう。

【話し合う内容】

- 家族との連絡方法を確認する。
 - ・連絡方法や集合する場所を決めておく。
 - ・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板の利用方法を確認する。
- 家族の役割分担を決めておく。
 - ・火の始末や非常持ち出し袋の搬出は誰が行うか決めておく。
- 家や地域の危険箇所を確認する。
 - ・家の中で安全な場所、危険な場所を確認する。
 - ・ハザードマップ等を活用して地域の危険箇所を知る。
- 最寄りの避難場所を確認する。
 - ・避難場所とルートを確認する。※
- 防災訓練に参加する。
 - ・地域防災拠点や自治会・町内会で行われる防災訓練等に積極的に参加する。



※ 横浜市のホームページで公開している「わいわい防災マップ」を活用し、避難経路や経路上の危険な箇所を確認しておきましょう。

わいわい防災マップは、「災害危険マップ」、「危険回避マップ」、「応急対応マップ」の3種類で構成されています。

【わいわい防災マップURL】

http://www.city.yokohama.jp/bousaimap/about_bousai.html

(3) 帰宅困難時に備えた対策

会社や学校で地震にあったときに、帰宅できるよう備えておきましょう。

【日ごろの備え】

- ・会社や学校から自宅までの経路を記した帰宅地図を作っておく。
- ・実際に経路上を歩いて帰る訓練を行う。
- ・正しい情報を入手するために携帯ラジオを備えておく。
- ・会社のロッカーなどに、スニーカーを常備しておく。
- ・かばんや机の中にチョコやキャラメル等の簡易食料を用意しておく。



資料12 都筑区災害対策連絡協議会設置要綱

都筑区災害対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 都筑区に発生する災害の予防、応急対策、復旧対策その他の災害対策を確立し、災害による被害の拡大を予防するため、都筑区に都筑区災害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、その推進を図るものとする。

- (1) 都筑区における災害対策計画の立案及びその実施の推進に関すること。
- (2) 防災関係機関、関係諸団体及び区民の相互協力に関すること。
- (3) 緊急時における情報の収集、伝達その他の応急対策に関すること。
- (4) 防災意識の高揚及び防災知識の普及に関すること。
- (5) 防災訓練の実施及びその指導に関すること。
- (6) その他協議会において必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる都筑区に関係のある防災機関及び諸団体の代表者をもって組織する。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人

2 会長は都筑区長、副会長は都筑警察署長、都筑区連合町内会自治会会長、都筑区副区長及び都筑消防署長をもって充てる。

(顧問)

第5条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、都筑区選出の市会並びに県議会議員をもって充てる。

第7部 : 資料編 資料12 都筑区災害対策連絡協議会設置要綱

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 顧問は、協議会の求めに応じて必要な助言を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて、その他の関係者を協議会に出席させ意見を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会に、必要に応じて部会を設けることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、都筑区役所内に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

資料13 都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

(設置)

第1条 都筑区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、都筑区内の防災力の向上に寄与することを目的として都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、運営委員会の委員長を委員として組織する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 役員は、委員の互選によって定める。

3 役員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

4 役員が欠けたときは補充するものとする。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

5 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(参与)

第5条 協議会に参与を置く。

2 参与は、都筑区長、都筑消防署長、都筑区小学校長会長、都筑区中学校長会理事及び地区連合町内会・自治会会長（運営委員会の委員長を除く。）をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長は、必要に応じて、その他の関係者を協議会に出席させ意見を求めることができる。

(経費)

第8条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、都筑区総務部総務課に置く。

(委任)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成8年9月24日から施行する。

(施行期日)

この会則は、平成22年6月21日から施行する。

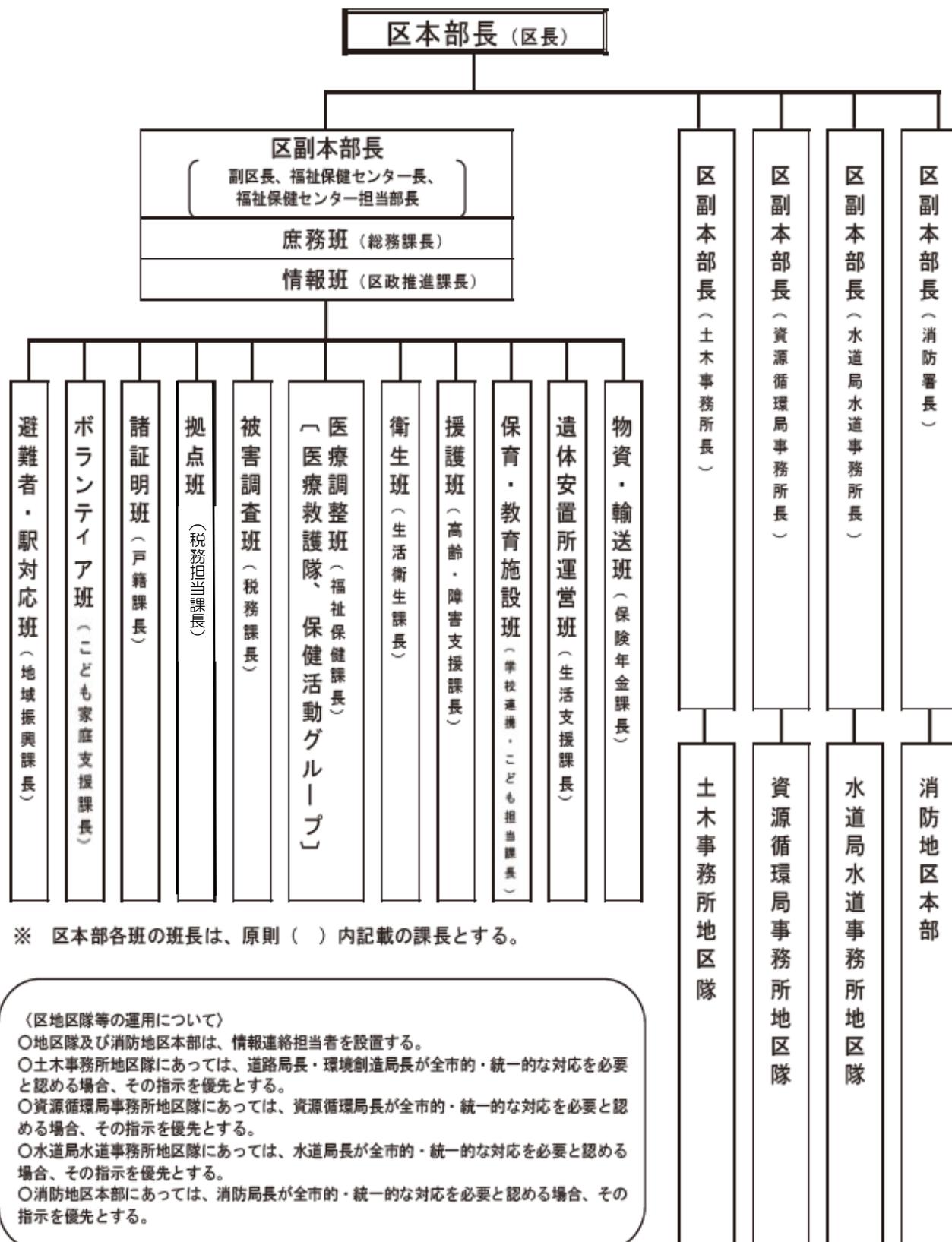
(施行期日)

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

資料 14 都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌

(1) 組織

区本部組織図



※ 区本部各班の班長は、原則 () 内記載の課長とする。

- 〈区地区隊等の運用について〉
- 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
 - 土木事務所地区隊にあっては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
 - 資源循環局事務所地区隊にあっては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
 - 水道局水道事務所地区隊にあっては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
 - 消防地区本部にあっては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第7部 : 資料編 資料 14 都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌

(2) 事務分掌

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
庶務班	1 区本部の設置及び運営に関する事 2 本部長命令の伝達に関する事 3 区本部の庶務及び記録に関する事 4 部内各班の連絡調整に関する事 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関する事 6 報道及び広報対応に関する事 7 災害関連情報に関する事 8 区災害対策計画の立案及び実施に関する事 9 警戒区域の設定に関する事 10 避難勧告等に関する事 11 職員応援要請に関する事 12 支援職員の受入れに関する事 13 他都市応援職員の受入れ等に関する事 14 区本部職員の動員に関する事 15 区本部職員の厚生に関する事 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関する事 17 食料、飲料、燃料等の確保に関する事 18 庁舎の管理保全に関する事 19 所管車両の保全に関する事 20 災害救助法適用時における救助経費求償関連事務の実施に関する事 21 他の班の所管に属さない事 22 その他特命事項に関する事	1～22 同左 23 区本部の予算経理に関する事 24 区災害応急対策計画の策定に関する事	1～24 同左 25 区災害復旧計画の策定に関する事
情報班	1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する事 2 被害状況(人的・物的)の集約に関する事 3 応急対策活動の集約に関する事 4 災害関連情報の広報活動に関する事 5 広聴相談及び臨時区民相談室の開設に関する事 6 通信機器等の保全に関する事 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関する事 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関する事 9 指定管理施設の被害状況に関する事	同左	同左

第7部 : 資料編 資料 14 都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
避難者・ 駅対応班	1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設、津波避難施設の避難者の把握に関する事 2 補完施設の被災状況の把握に関する事 3 避難者の安全確保に関する事 4 二次災害防止に係る避難誘導に関する事 5 主要駅等での情報収集・広報に関する事 6 被害情報等の収集・伝達に関する事 7 帰宅困難者対応に関する事 8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関する事 9 帰宅困難者一時滞在施設の運営又は支援に関する事 10 その他必要な事項に関する事	同左	同左
ボランテ ィア班	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事 3 必要なニーズ等の広報に関する事 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事	同左	同左
諸証明班	死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事。	1 同左 2 倒壊建物等の被災者台帳の作成に関する事 3 倒壊建物等の罹災証明書の発行準備及び広報に関する事	1～3 同左 4 倒壊建物等の罹災証明の発行に関する事
拠点班	1 地域防災拠点の開設及び運営に関する事 2 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況（死者、負傷者等）、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関する事 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関する事 4 避難者の対応に関する事 5 地域住民への情報提供・広聴に関する事 6 市民が任意に設置した避難場所の把握に関する事	1～6 同左 7 避難者の生活相談に関する事	同左

第7部 : 資料編 資料 14 都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> 1 区内の被害状況の調査に関する事。 2 応急危険度判定調査の支援に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～2 同左 3 建物等の被害認定調査の準備及び広報に関する事。 4 建物等の被害認定調査の実施に関する事。 5 被害認定調査表の作成に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～5 同左 6 解体廃棄物の解体・撤去申請の受付に関する事。
医療調整班	<ul style="list-style-type: none"> 1 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事（区災害医療連絡会議の開催を含む。）。 2 医療機関の被害状況の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関する事。 3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に関する事。 4 医療救護隊の編成及び診療に関する事。 5 他都市医療救護隊、多職種による医療支援チーム、他自治体応援保健職員等の受入れ調整に関する事。 6 医薬品、医療資器材等の調達に関する事。 7 患者搬送に係る連絡調整に関する事。 8 地域防災拠点等における保健衛生指導等に関する事。 9 被災者の保健活動及び保健活動グループに関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～9 同左 10 精神保健医療相談窓口の開設に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左
衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 消毒及び衛生に関する事。 2 飲料水及び食品の衛生確保に関する事。 3 生活衛生に関する事。 4 動物の保護収容に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～4 同左 5 感染症の発生活予防及び拡大防止に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左
援護班	<ul style="list-style-type: none"> 1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関する事。 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関する事。 3 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関する事。 4 要援護者の福祉避難所の受入に関する事。 5 その他要援護者の支援に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～5 同左 6 要援護者の生活相談に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所の閉鎖及び要援護者の移送に関する事 2～6 同左、 7 応急仮設住宅への入居募集に関する事。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。 9 被災者生活再建支援金に関する事。

第7部 : 資料編 資料14 都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
			10 義援金に関する こと。
保育・教育 施設班	1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に 関すること。 2 保育・教育施設等との連絡調整に関する こと。 3 区本部庶務班との連絡調整に関する こと。 4 市立保育所の児童の安全確保に関する こと。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に 関すること。 6 市立保育所の保育の早期再開に 関すること。 7 市立保育所の児童の引渡しに 関すること。 8 緊急保育に関する こと。	同左	同左
遺体安置 所運営班	1 遺体安置所の設置及び運営に 関すること。 2 行方不明者の把握に関する こと。 3 関係機関（県警、医師会、 歯科医師会）との調整 に関する こと。	1～3 同左 4 引取人のいない 焼骨に関する こと。	同左
物資・輸 送班	1 区集配拠点の設置及び運営に 関すること。 2 食料、救援物資等の受入れ 及び配分に関する こと。 3 食料、救援物資等の調達・ 輸送に関する こと。 4 自動車、その他輸送手段の 確保に関する こと。	1～4 同左 5 不足救援物資 等の把握に 関する こと。	同左
土木事務 所地区隊	1 道路の被害状況の把握に 関すること。 2 道路に係る応急対策の立案 及び実施に 関する こと。 3 緊急輸送路等の確保に 関する こと。 4 路上障害物、放置車両の 除去等に 関する こと。 5 河川、下水道管きよ、公 園緑地の 被害状況 の把握に 関する こと。 6 河川、下水道管きよ、公 園緑地に 係る応急 対策の 立案、 実施に 関する こと。 7 工事箇所の保全に 関する こと。 8 区本部、作業隊、その他 関係機 関との 連絡調 整に 関する こと。	同左	同左
資源循環 局事務所 地区隊	1 ふれあい収集の対象者等 の安否確 認に 関する こと。 2 巡回による被害状況、 避難場 所、道 路等の 情報 収集・ 提供に 関する こと。 3 収集車を利用した広報、 物資運 搬等に 関する こと。 4 トイレ対策班への 応援に 関する こと。	同左	同左
水道局水 道事務所 地区隊	1 応急給水活動及びその 際に得 られた 被災情 報の 提供に 関する こと。 2 断水や水道の復旧 情報の 提供に 関する こと。	同左	同左

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置します。

※ 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場

第7部 : 資料編 資料 14 都筑区災害対策本部の組織及び事務分掌

合、その指示を優先とします。

- ※ 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。
- ※ 水道局水道事務所地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。
- ※ 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

資料15 情報収集・伝達の原則

本市に震度5強以上の地震が発生した場合に組織内部で行う情報の収集・伝達方法は、次のとおりです。

なお、情報の受伝達に使用する機器は、有線電話以外に通信手段を持たない施設等があることを考慮し、有線回線の輻輳による通話不能を防ぐため、防災行政用無線を積極的に活用します。

1 市本部と区本部との情報受伝達

防災行政無線（ホットライン）の活用を原則とします。

なお、ホットラインが使用できない場合は、次の機器を活用します。

- (1) 防災行政用無線
- (2) 災害時優先電話
- (3) 危機管理システム
- (4) 無線 FAX
- (5) Eメール

2 都筑区本部と都筑消防地区本部との情報受伝達

- (1) 内線電話の活用を原則とします。
- (2) 防災行政無線（地区移動系無線）により通信を確保します。

3 区本部と地域防災拠点及び地区隊（土木、資源循環、水道）との情報受伝達

デジタル移動無線の活用を原則とします。ただし、使用可能回線数（本市全体で44回線）に上限があることから、区本部では、あらかじめ設定されている、グループ通信機能を活用し、区内のすべての地域防災拠点及び地区隊との通信を実施することとします。

4 市本部から各区本部及び地域防災拠点及び地区隊（土木、資源循環、水道）への緊急通信

市本部は、市内の各区本部、地域防災拠点及び地区隊に緊急連絡が必要な場合には、デジタル移動無線の一斉緊急放送機能を活用した一斉連絡を行うこととします。

各区本部、地域防災拠点及び地区隊は、この一斉緊急放送を受信した場合には、必ず内容の確認状況（YES・NO）を返信することとします。

5 地域防災拠点から区本部への緊急通信

各地域防災拠点において、緊急連絡が必要な場合には、デジタル移動無線の緊急連絡機能を活用した通信を行うこととします。この場合、市本部には地域防災拠点からの緊急連絡が入らないため、連絡を受信した区本部は必要に応じ、市本部に連絡を行うこととします。

6 区本部から無線通信機器を保有しない施設への情報受伝達

区本部が幼稚園・市民利用施設・所管施設など、無線通信機器を保有しない施設等と情報受伝達を実施する場合には、パソコン・携帯電話によるメールやFAXを有効活用することとします。

第7部 : 資料編 資料16 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

資料16 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたときに、所定の申請により、必要があると認められる場合に、減免や納期限の延長等を受けることができる税等の種類は次のとおりです。

【市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等】

1	個人市民税（県民税を含む）の減免
2	固定資産税及び都市計画税の減免
3	市税の延滞金の減免
4	市税の納期限の延長
5	市税の徴収猶予
6	国税の特別措置
7	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の徴収猶予等
8	国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例
9	児童福祉施設措置費の減免
10	保育所の保育料の減免
11	老人ホーム入所に伴う費用徴収
12	水道料金等の免除
13	公共料金・使用料等の特別措置（水道料金等を除く）
14	一般廃棄物処理手数料の減免
15	市営住宅使用料の減免
16	放送受信料の免除
17	住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料

資料17 関係機関一覧

各種関係機関		電話番号
消防	都筑消防署	945-0119
	北山田消防出張所	591-0119
	川和消防出張所	931-0119
	佐江戸消防出張所	936-0119
	仲町台消防出張所	943-0119
電力	東京電力神奈川カスタマーセンター	0120-99-5772
ガス	東京ガスお客様センター	0570-002211
水道	水道局菊名水道事務所	531-4181
電話	N T T東日本	116
道路	土木事務所	942-0606
バス	交通局港北営業所	545-1804
建築	建築局情報相談課	671-2953
ごみ収集	資源循環局都筑事務所	941-7914
下水道	環境創造局都筑水再生センター	932-2321
警察	都筑警察署	949-0110
郵便	都筑郵便局	945-0205
行政	都筑区役所総務課	948-2211

公共施設		電話番号
福祉施設	新栄地域ケアプラザ	592-5255
	葛が谷地域ケアプラザ	943-5951
	東山田地域ケアプラザ	592-5975
	加賀原地域ケアプラザ	944-4640
	中川地域ケアプラザ	500-9321
	都田地域ケアプラザ	945-0076
地区センター	都田地区センター	945-0075
	中川西地区センター	912-6973
	北山田地区センター	593-8200
	都筑地区センター	941-8380
	仲町台地区センター	943-9191

救急医療機関	住所	電話番号
都筑区休日急患診療所	牛久保西 1-23-4	911-0088
昭和大学横浜市北部病院	茅ヶ崎中央 35-1	949-7000
つづき病院	川和町 2674-83	941-3380
山本記念病院	東山田町 1552	593-2211
横浜市夜間急病センター	中区桜木町 1-1	212-3535
横浜市歯科保健医療センター	中区相生町 6-107	201-7737

